

# 6

活性化情報誌



# 中小企業かごしま

2022 第804号

- 特集1 鹿児島県内における中小企業のための助成・補助制度
- 特集2 2022年版 中小企業白書・小規模企業白書の概要



鹿児島市中央卸売市場青果市場 市場見学の様子

# 目次

---

特集1 鹿児島県内における中小企業のための助成・補助制度……	1
特集2 2022年版 中小企業白書・小規模企業白書の概要 ……	35
組合インタビュー……	49
●鹿児島県菓子工業組合	
元気を出そう！がんばれ中小企業……	53
●株式会社ポタニカルファクトリー	
指導員が行く！組合イベント探訪記……	57
●鹿児島中央卸売市場青果市場（鹿児島市中央卸売市場青果食品(協)）	
中央会の動き……	61
寄稿 デザイン導入効果を経営に生かすための マーケティング発想のデザイン……	64
教えてぐりぶー！組合運営……	65
●第85回 「同一法人から複数の役員を選出すること」について	
組合運営のスペシャリストを目指そう！……	66
業界情報……	67
令和4年4月 情報連絡員報告	
倒産概況……	70
令和4年5月 鹿児島県内企業倒産概況	
中央会関連主要行事予定……	71



# 鹿児島県内における 中小企業のための助成・補助制度

鹿児島県内の各市町の主な助成・補助制度をご紹介します。詳細な情報やご相談については、各市役所・町役場にお問い合わせください。優遇措置のための条件など、適用要件が詳細に設定されている場合があります。

また、新型コロナウイルス対策として各市町独自の支援も講じられています。新型コロナウイルス関連の助成金等は **Check!** を目印にご確認ください。

自治体名	ページ	自治体名	ページ	自治体名	ページ
鹿児島市	2～9	出水市	15～16	南さつま市	26
始良市	9	日置市	16～18	霧島市	26
鹿屋市	10～11	指宿市	18～20	肝付町	27
枕崎市	12～13	垂水市	20	志布志市	27～29
阿久根市	13～14	薩摩川内市	20～24	奄美市	30
西之表市	14	曾於市	25	南九州市	31～32
和泊町	14	いちき串木野市	25	伊佐市	32
				さつま町	33～34

上記以外の町村に関しては、各役場の中小企業支援担当者にお問い合わせください。

鹿児島県に関する助成・補助事業等については、下記ホームページでご参照下さい。

- ・ 商工業関係 <http://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/syoko/index.html>
- ・ 企業立地関係 <http://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/kigyo/index.html>

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている県内の事業者向け支援情報  
(鹿児島県パンフレット及び県内市町村支援情報)

<https://www.pref.kagoshima.jp/af01/covid-19kinkyutaisaku.html>

- ・ 原油価格高騰に係る関係機関の相談窓口及び融資制度について

<https://www.pref.kagoshima.jp/ab11/kurashi-kankyo/syohi/price/oil/soudanmadoguti.html>



商工業関係



企業立地関係



コロナ関係  
県パンフレット及び市町村情報



原油価格高騰関係  
相談窓口及び融資制度



## 鹿児島市

**Check!**

### 鹿児島市雇用維持支援金



鹿児島市

概要	中小企業者等の雇用の維持及び事業活動の継続を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響により国の「雇用調整助成金」「緊急雇用安定助成金」の支給を受けた鹿児島市内に事業所を有する事業主に対して、鹿児島市独自の雇用維持支援金を支給
対象者	以下の全ての要件を満たす者 (1) 鹿児島市内に事業所を有する中小企業事業主 (2) 鹿児島市内の事業所において、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業（教育訓練及び出向を含む。）を令和4年1月1日から同年3月31日まで（第6期）の期間に実施し、当該休業に係る雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金（以下「雇用調整助成金等」という。）の支給決定を鹿児島労働局長から受けたもの (3) 支援金の申請日以降も鹿児島市内において事業を継続し、雇用を維持する意思があるもの (4) 破産法第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立てがなされていないもの (5) 暴力団関係者でないもの
補助率及び補助上限額等	補助率 新型コロナウイルス感染症の影響により、鹿児島市内の事業所において第6期の期間に実施した休業等に対する雇用調整助成金等の支給決定金額の15%に相当する額 補助上限額 1,000万円 ※休業期間は、令和4年1月1日から同年3月31日まで（第6期） ※第1期から第5期までで上限額1,000万円を受け取った事業主の方も申請可
申請受付期間	令和4年7月31日（原則、郵送）

【お問合せ】 鹿児島市雇用維持支援金専用ダイヤル TEL：099-803-8671

**Check!**

### 鹿児島市家賃支援金



鹿児島市

概要	全国的な新型コロナウイルス感染拡大、まん延防止等重点措置に係る営業時間短縮要請に伴い、売上が減少し、家賃の負担が重くなっている中小企業者等の事業継続を支援するため、家賃支援金の給付
対象者	以下の全ての要件を満たす者 (1) 国「事業復活支援金」の給付決定を受けていること (2) 自らの事業のために鹿児島市内にある他人の土地・建物を直接占有し、使用・収益をしていることの対価として、地代・家賃（以下、賃料）の支払いを行っていること (3) 今後も事業を継続する意思があること (4) 今回の本支援金の交付を受けていないこと (5) 申請者等は暴力団等に関与していないこと
補助率及び補助上限額等	補助率 支払賃料（月額）の1/2 補助上限額 法人20万円、個人事業主10万円（1回限り） ※令和4年1月分、2月分または3月分のうち、支払済のいずれか1か月分が対象
申請受付期間	令和4年7月31日

【お問合せ】 鹿児島市家賃支援金専用ダイヤル TEL：099-295-4381

## 【鹿児島市観光交流局観光交流部観光プロモーション課戦略係 担当分】

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="background-color: #e91e63; color: white; border-radius: 50%; padding: 5px; font-weight: bold;">Check!</div> <div style="text-align: center;"> <h3>アフターコロナ・リカバリーサポート補助金</h3>  </div> <div style="text-align: right;">鹿児島市</div> </div>	
概要	鹿児島市内の宿泊・貸切バス・タクシー事業者の衛生対策強化・観光需要回復に係る取組に対して支援
対象者	次のいずれかに該当し、売上が令和元年に比して減少している又は減少が見込まれ、今後も事業を継続する意思がある者で、納期の到来している市税の滞納がない者 (1) 宿泊事業者 鹿児島市内に宿泊施設を有する民間事業者又は個人事業主 ※ただし、研修施設、店舗型性風俗特殊営業または同様の形態で営業を行っている施設は対象外 (2) 貸切バス事業者 鹿児島市内に貸切バスの車庫を有する営業所等を置く民間事業者 (3) タクシー事業者 鹿児島市内にタクシーの車庫を有する営業所等を置く民間事業者、個人タクシー事業協同組合又は個人タクシー協会
対象経費	利用者回復につながる衛生対策強化・観光需要回復に係る取組 ※交付決定通知日から令和5年2月28日までの取組に係る費用
補助率及び補助上限額等	補助率           対象経費の1/2 補助上限額    宿泊事業者 2,500万円～50万円（収容定員数により異なる） 貸切バス事業者 1,500万円×貸切バス保有台数（最大25万円） タクシー事業者 0,500万円×タクシー保有台数（最大25万円） ※国等の補助金がある場合、補助対象経費から国等の補助金の額を除いた額に1/2を乗じた額と一事業者あたりの補助上限額のうち、低い額が交付額
申請受付期間	令和5年1月31日（郵送） ※申請の前に下記お問合せ先まで相談が必要

【お問合せ】 鹿児島市観光交流局観光交流部観光プロモーション課戦略係 TEL：099-216-1510

## 【鹿児島市産業局産業振興部産業支援課商業サービス業係 担当分】

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="background-color: #e91e63; color: white; border-radius: 50%; padding: 5px; font-weight: bold;">Check!</div> <div style="text-align: center;"> <h3>プレミアム付商品券等発行支援事業</h3>  </div> <div style="text-align: right;">鹿児島市</div> </div>	
概要	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、小売・サービス業等の事業者支援を行い、商店街の活性化を図るとともに、地域における消費の喚起及び下支えを行うため、プレミアム付商品券の発行などを行う商店街・通り会に対し助成
対象者	(1) 商店街・通り会 (2) 商店街振興組合等 (3) 産業振興や街づくりなどの目的を持って、自主的に活動している団体など
要件	(1) 鹿児島市内に主たる事務所を有すること (2) 定款・規約等があること (3) 1年以上の活動実績があることなど
対象事業	補助対象者が実施するプレミアム付商品券の発行又は電子決済によるポイント付与に関する事業 ※商品券を利用できる期間（使用可能期間）は、6か月以内のものに限る ※商品券の利用期限及びポイント付与期限は、令和5年2月28日までとし、実績報告書を令和5年3月20日までに提出できるもの
対象経費	(1) 商品券に上乗せするプレミアム負担額（プレミアム率の上限：20%）又は電子決済によるポイント付与額（ポイント付与率の上限：20%） (2) 事務経費（印刷費、広報費、換金手数料、委託料など）
補助率及び補助上限額等	補助率           10分の10以内（プレミアム負担額）、10分の9以内（事務経費） 補助上限額    1,500万円 （プレミアム負担額の補助上限） 販売金額の10分の2 （事務経費の補助上限） 販売金額が、6,250万円超の場合 500万円 販売金額が、6,250万円以下の場合 250万円 ※複数の商店街、通り会等で構成する組織（連合会組織等）で、構成する団体数が2～4の組織は2倍、5以上は3倍を補助限度額
申請期限	令和4年9月30日（予算に達し次第、終了）



小規模事業者 ICT 導入促進支援事業		鹿児島市	
概要	小規模事業者の ICT を活用した業務プロセスの改善・効率化による生産性向上への取組みを 3 つのステップで支援 <b>【ステップ 1：専門家派遣】</b> 専門家（IT コーディネーター）を派遣し、経営や業務に関する課題の抽出を行い、課題解決のための導入計画の作成を支援 <b>【ステップ 2：ICT ツール導入助成】</b> ステップ 1 で作成した導入計画を実現するためのツール導入費用等を補助 <b>【ステップ 3：専門家派遣】</b> 専門家（IT コーディネーター）によるフォローアップ支援		
対象者	鹿児島市内に主たる事務所を有し、以下に該当する商工業者 (1) 卸売業・小売業・サービス業 5 人以下 (2) 宿泊業・娯楽業 20 人以下 (3) その他の業種 20 人以下		
対象経費	専門家派遣	ICT ツール導入助成	
		(1) ハードウェア費（購入費用） (2) ソフトウェア費（購入費用） (3) クラウド利用料（2 年分※先払い） (4) 導入関連費（人件費、委託料等） ※既保有製品の機能追加費用、恒常的に利用されないもの、EC サイト制作費、リース・レンタル料は対象外 ※補助金交付決定前に導入した ICT ツールは対象外	
補助率及び補助上限額等	最大 5 回（1 回あたり 3 時間以内） 課題抽出～導入計画作成：上限 3 回 フォローアップ：上限 2 回 ※ 1 時間あたり 500 円の費用負担あり （別途、市から専門家へ 1 時間あたり 3,500 円（税込）を支払います）	補助率	対象経費の 3 / 4 以内
		補助上限額	50 万円
申請期限	ステップ 1：令和 4 年 11 月 30 日（先着順。予算に達し次第、終了）		

頑張る商店街支援事業		鹿児島市	
概要	商店街などが、商店街区域の活性化を図るために実施する事業に助成		
対象者	(1) 商店街振興組合、事業協同組合等の商店街の法人組織 (2) 法人組織でない任意の商店街・通り会 (3) 中心市街地の活性化に関する法律第 15 条第 1 項第 1 号口に規定する会社 (4) 産業振興や街づくりなどの目的を持って、自主的に活動している団体 (5) 商業、サービス業又は製造業を営む 3 以上の事業者で構成するグループ		
要件	(1) 鹿児島市内に主となる事務所をおいていること (2) 定款、規約等をもち、責任者が明確で、団体として独立した経理を行っていること (3) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制の下にある団体でないこと (4) 宗教的、政治的活動を目的とする団体でないこと (5) 納期の到来している市税を滞納していないこと (6) 上記 3.～5. の団体については、あらかじめ補助事業の実施場所となる商店街から同意を得ること など		
対象事業	イベント開催やフラッグ作成、イルミネーション装飾など、商店街の活性化を図るために実施する事業		
対象経費	事務経費、宣伝・啓発に必要な経費、イベントの実施に直接必要な経費、委託料・備品購入費等事業の実施に直接必要な経費、空き店舗の借上げ・整備にかかる経費		
補助率及び補助上限額等	補助率	対象経費の 1 / 2 以内	
	補助上限額	50 万円以内（3 以上の事業者で構成するグループは 30 万円）	

元気の出る中小企業支援事業		鹿児島市
概要	商店街や中小企業者で組織する団体等の自主的な研修会開催や、中小企業者の中小企業大学校人吉校の研修受講に対し助成	
対象者	<b>【研修会の開催】</b> (1) 鹿児島市中小企業振興助成条例第 2 条第 2 号に規定する事業協同組合等 (2) 産業振興や街づくりの目的を持って、自主的に活動している鹿児島市内の事業者の会員数15人以上のグループで会則及び会員名簿を備えているもの（法人を除く） <b>【研修の受講】</b> 中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者を基本とし、中小企業大学校人吉校が定める受講対象企業	
対象事業	<b>【研修会の開催】</b> (1) 生産力の向上、取引力の強化、ICT活用、社会環境（税制等）の変化への対応、事務の効率化、コストパフォーマンスの向上、職場環境改善など団体の構成員の事業活動に関するテーマ (2) 商店街の活性化、地域の賑わい創出など街づくりに関するテーマ <b>【研修の受講】</b> 中小企業大学校人吉校で開催される研修	
対象経費	<b>【研修会の開催】</b> 外部から講師を招へいた場合の講師に支払う謝金、鹿児島県内の離島又は鹿児島県外から講師を招へいた場合の講師に支払う旅費、研修会の開催に係る会場又は機器等の使用料 <b>【研修の受講】</b> 受講料	
補助率及び補助上限額等	<b>【研修会の開催】</b> 補助率 対象経費の 1 / 2 以内 補助上限額 10 万円（講師謝金 4 万円、講師旅費 4 万円、会場等の使用料 2 万円） <b>【研修の受講】</b> 補助率 対象経費の 1 / 2 以内 補助上限額 10 万円	

明るい商店街づくり支援事業		鹿児島市
概要	商店街の夜の魅力の創出や、消費者が安心して楽しく買い物ができる環境づくりのため、商店街・通り会の街路灯の電気料金を助成（省エネ電球の導入も対象）	
対象経費	街路灯等点灯事業	省エネ電球導入事業
	次のいずれか高い額 (1) 40m に 1 灯の終夜灯で換算した額 (2) 商店街が支払った電気料の 20% に相当する額	街路灯に設置する省エネ電球に係るリース料またはレンタル料の 1 / 2 以内
補助率及び補助上限額等	補助上限 1 商店街につき年額 100 万円以内	補助上限 1 商店街につき総額 100 万円以内

桜島降灰対策事業		鹿児島市
概要	桜島の降灰から快適な都市空間と美観を守り、快適な街づくりを推進するため、商店街・通り会が降灰除去や降灰除去機を購入する場合に助成（克灰袋の無料配付も実施）	
対象経費	降灰除去機の購入、アーケードの降灰除去	
補助率及び補助上限額等	補助率 対象経費の 1 / 2 以内 補助上限 降灰除去機の購入 5 万円 アーケードの降灰除去 20 万円（1 団体につき年 2 回まで）	



共同施設設置助成		鹿児島市
概要	商店街などが構成員の事業共同化のための共同施設や市民の利便を図るための街路灯やアーケードなどを設置する場合に助成	
対象者	(1) 事業協同組合、商店街振興組合などの法人組織 (2) 商業・サービス業を営むものが原則として 15 以上近接している商店街 など	
対象となる共同施設	(1) 構成員の事業共同化のための共同施設 (2) 一般公衆の利便に寄与する共同施設（街路灯、小緑地・広場、公衆トイレ、休憩施設、アーケード、カラー舗装、駐車場、駐輪場、アーチ、その他商店街の環境整備に関するもの） (3) 街路灯の省エネ化（LED電球等への交換）	
補助率及び補助上限額等	詳細はHPをご覧ください	

【お問合せ】 鹿児島市産業局産業振興部産業支援課商業サービス係 TEL：099-216-1322

【鹿児島市産業局産業振興部産業支援課ものづくり係 担当分】

製造業アドバイザー派遣事業		鹿児島市
概要	製造業者を対象に、経営の改善や技術の高度化、新商品の開発やデザイン考案、ホームページの立ち上げ・ネット販売、販路開拓、ISOの取得やインボイス制度などについて指導・助言を行う製造業アドバイザーを派遣	
対象者	(1) 鹿児島市内の製造業者 (2) 鹿児島市内の製造業グループ（鹿児島市内の 2 以上の製造業者等で構成され、構成員の 3 分の 2 以上が製造業者であるグループ） ※製造業者とは、中小企業支援法第 2 条に該当する中小企業者のうち、製造業または加工業を行う業者	
補助率及び補助上限額等	1 企業につき年 3 回まで無料でアドバイザーを派遣 ※規定の限度額を超えるアドバイザーの派遣を希望する場合は超えた分を負担 ※ 1 回の指導時間は 3 時間以内	

ECサイト・ホームページ導入等支援事業		鹿児島市
概要	EC（電子商取引）サイトやホームページの導入、リニューアルに係る費用を補助	
対象者	鹿児島市内に事業所がある中小企業者やそのグループ、組合等 ※グループや組合は、3 社以上で構成し、3 分の 2 以上が市内に主たる事業所を有すること	
要件	(1) 補助対象事業（ECサイトの導入等）に対し、国や県、市が行う他の事業から補助金交付を受けていないこと (2) 令和 5 年 2 月 28 日までに完了（実績報告書の提出）すること	
対象経費	ECサイト・ホームページ・モバイルアプリケーションの導入、リニューアルに関する委託料等 ※独自サイトの導入、リニューアルに関するものに限る ※パソコンやタブレットなどの購入費用、導入後の保守管理費は対象外 ※HP等作成事業者は地場産業の振興のため原則として、鹿児島市内の事業者 ※対象経費の支払先が、補助事業者等と資本関係がある事業者、補助事業者の代表者若しくは補助事業者等の役員の属する企業又は補助事業者等の配偶者若しくは 2 親等内の親族が代表者若しくは役員として属する企業等である場合は補助対象外	
補助率及び補助上限額等	補助率 対象経費の 3 / 4 補助上限額 40 万円	
申請期限	令和 4 年 6 月 30 日まで（選定により 100 件程度決定）	

「メイドインかごしま」支援事業 		鹿児島市
概要	中小企業者（製造業者）等の経営力強化、製品開発や販路拡大にかかる経費の一部を助成	
対象者	市税を滞納していない中小企業者（製造業者）等で、次のいずれにも該当する方 (1) 鹿児島市内に主たる事業所を有する中小企業者又は中小企業者のグループ等であること ※グループ等の場合、3社以上で構成する中小企業者の3分の2以上が市内に主たる事業所を有すること (2) 補助金等交付決定日以降に応募する計画に着手し、当該年度の末日までにその事業が完了できる者であること (3) 本事業による補助金を3か年度を超えて受けていないこと ※1年度内に支援を受けられるのは、「経営力強化事業」「新製品等支援事業」「販路拡大推進事業・商談会等出展及び開催支援」の支援区分それぞれで1事業まで ※一部、補助対象者を製造業者に限らないものもあり	
対象事業・対象経費・補助率及び補助上限額等	詳細はHPをご覧ください	
申請期限	受付は先着順（一部選考）	

【お問合せ】 鹿児島市産業局産業振興部産業支援課ものづくり係 TEL：099-216-1323

【鹿児島市産業局産業振興部産業政策課企画調整係 担当分】

輸出チャレンジ支援事業 		鹿児島市
概要	鹿児島市の中小企業者等が、販路を拡大するため海外市場の調査等を実施する経費の一部を助成	
対象者	鹿児島市内に主たる事業所を有する中小企業者等（納期が到来している市税を完納していること） ※中小企業者等とは、中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当する者で、個人事業主も含む ※事業協同組合、企業組合及び商工組合など、中小企業者で構成する団体等も対象 ※暴力団又は暴力団員、若しくは暴力団に關与している事業者等は対象外	
対象事業	海外販路拡大のため、海外市場のニーズ等を調査する事業	
対象経費	専門家に対する委託料や謝金等、渡航費、宿泊費（海外市場調査実施期間中に係る宿泊費に限る。）、広告宣伝活動費、通訳費及び翻訳費、製品等の輸送費、その他、鹿児島市長が必要と認める経費	
補助率及び補助上限額等	補助率 対象経費の1/2以内 補助上限 20万円	

【お問合せ】 鹿児島市産業局産業振興部産業政策課企画調整係 TEL：099-216-1318

【鹿児島市産業局産業振興部雇用推進課 担当分】

トライアル雇用支援金 		鹿児島市
概要	雇用機会の拡大及び安定的な雇用の確保を図るため、国のトライアル雇用助成金支給決定後も引き続き対象労働者を雇用している、鹿児島市内に事業所を有する事業主に対しトライアル雇用支援金を支給	
対象者	鹿児島市内に事業所を有し、下記の対象労働者をトライアル雇用として雇い入れ、令和4年4月1日以降に国のトライアル雇用助成金（一般トライアルコース・新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース・新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース）の支給決定を受けた次の要件をいずれも満たす事業主 (1) 納期の到来している市税を完納していること (2) 申請日において引き続き対象労働者を雇用していること ※令和3年度に国のトライアル雇用助成金の支給決定を受けたものは制度の対象外	
対象労働者	トライアル雇用開始時点で鹿児島市内に住所を有し（鹿児島市に住民登録があること）、国のトライアル雇用助成金の支給対象労働者として、市内に事業所を有する事業主に雇用された方	
補助率及び補助上限額等	対象労働者に対する国のトライアル雇用助成金の支給決定金額の2分の1	
申請期限	国のトライアル雇用助成金の支給決定日の翌日から起算して6か月以内	



就職困難者等雇用奨励金		鹿児島市
概要	鹿児島市内に在住する障害者、高齢者、母子家庭の母等、生活保護受給者等その他就職が特に困難な者を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇用した市内に事業所のある中小企業の事業主（雇用保険の適用事業所）に奨励金を支給	
対象者	国（労働局）の特定求職者雇用開発助成金の支給決定を受けており、かつ、納期の到来している市税を完納しているもの	
補助率及び補助上限額等	詳細はHPをご覧ください	

ものづくり職人育成支援金		鹿児島市
概要	ものづくり分野の技能継承、技術力向上等を図るとともに、鹿児島市内事業所の人材育成を支援するため、市内に事業所を有する事業主に対し、鹿児島市職業訓練センターで実施される職業訓練に要する経費の一部を助成	
対象者	雇用する従業員に、鹿児島市職業訓練センターで実施される職業訓練を受講させ、その職業訓練に係る経費を負担する事業主 ※納期の到来している市税を完納していること	
対象経費	鹿児島市職業訓練センターで職業訓練を実施する鹿児島高等技術専門校に支払う「入学金」及び「授業料」 ※従業員が鹿児島高等技術専門校に入校する日から卒業する日までの期間	
補助率及び補助上限額等	補助率 対象経費の1/2以内	
申請期限	毎年度、従業員が訓練を受ける訓練科のその年度における最初の訓練が実施されるまで	

退職金共済制度への加入促進		鹿児島市
概要	中小企業の人材確保と従業員の福祉の増進を図り、企業の発展に寄与するため、「中小企業退職金共済制度」、「鹿児島商工会議所特定退職金共済制度」、「鹿児島県中小企業団体中央会特定退職金共済制度」に新たに加入した事業主に、掛金の一部を補助	
対象者	次の各号の全てに該当する共済契約者（事業主） (1) 鹿児島市内に事務所又は事業所を有するもの (2) 新規に共済契約を締結した月から引き続いて12か月分の掛金を納付している共済契約者 (3) 納期の到来している市税を完納しているもの	
補助金の額	被共済者1人につき、掛金の額（掛金の額が5,000円を超えるときは5,000円）の12か月分に相当する額に100分の20を乗じて得た額	

【お問合せ】 鹿児島市産業局産業振興部雇用推進課 TEL：099-216-1325

【鹿児島市環境局環境部再生可能エネルギー推進課 担当分】

太陽光deゼロカーボン促進事業補助金		鹿児島市
概要	太陽光発電システムの設置に対して補助	
対象者	太陽光発電システムを自らが所有する建物に自らが使用する目的で設置し所有する事業者で、実績報告書の提出日において鹿児島市内に事業所・営業所を有する事業者等	
補助対象	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ、付属品（接続箱等）、工事費	
補助率及び補助上限額等	補助金額 環境管理事業所でない事業所 15千円/kW（上限300千円）（20kW以下） 環境管理事業所 30千円/kW（上限600千円）（20kW以下）	
申請期限	令和5年3月31日	

次世代自動車等普及促進事業補助金		鹿児島市
概要	自動車使用に伴うCO <sub>2</sub> 排出量削減を目的として、次世代自動車等（燃料電池自動車、電気自動車、V2H充電設備、ハイブリッドトラック、クリーンディーゼルトラック、ハイブリッドバス、クリーンディーゼルバス）の購入を補助	
対象者	以下のすべての要件を満たす事業者 (1) 燃料電池自動車、電気自動車、ハイブリッドトラック、クリーンディーゼルトラック、ハイブリッドバス、クリーンディーゼルバスの場合 ① 交付申請の日に鹿児島市内に事業所又は営業所を有し、市税を完納していること ② 使用の本拠を鹿児島市内とし、自ら使用すること（車検証で確認） ③ 国又は地方公共団体ではないこと (2) V2H充電設備の場合 ①～③ (1)に同じ ④ 事業補助金の交付対象となる電気自動車の購入日の30日前から当該電気自動車の車両登録日から90日を経過する日までの間にV2H充電設備を購入し、電気自動車の使用の本拠の位置に設置すること（設置工事を行う事業者は鹿児島市内に事業所等を有していること）	
補助率及び補助上限額等	燃料電池自動車 30万円/台（1事業者につき2台/年度） 電気自動車 10万円/台（1事業者につき2台/年度） V2H充電設備 5万円/台（1事業者につき1台/年度） ※V2H充電設備は、電気自動車と同時に事業補助金の交付申請をする場合に限る ハイブリッドトラック・バス 10万円/台（1事業者につき4台/年度） クリーンディーゼルトラック・バス 5万円/台（1事業者につき4台/年度）	

【お問合せ】 鹿児島市環境局環境部再生可能エネルギー推進課 TEL：099-216-1479

## 始良市

空き店舗活用事業補助金		始良市
概要	空き店舗等の解消と地域経済の活性化を目的として、空き店舗や空き家を賃借し、店舗利用や集客に役立つ施設などを開設する事業者に賃借料の一部を補助	
対象店舗	小売店、飲食店、理容店、美容店、事務所など	
対象要件	都市計画用途区域の商業地域、近隣商業地域、蒲生地区の中央 A、中央 B や八幡地区の前郷川北地域に所在する空き店舗を活用すること。これら以外の地域（中山間地域を除く）では、事業を始めたい空き店舗の半径 100m 以内に、開業希望の空き店舗を含む 3 店舗以上が集合していること (1) 空き店舗が 3 ヶ月以上利用されていないこと (2) 1 日 3 時間以上、かつ、週 5 日以上営業し、直接お客さんが店舗に来るもの (3) 補助金申請者が直接、事業または営業に携わるもの (4) 空き店舗の借上げに係る契約期間が 1 年以上あるもの (5) 市内の他の店舗からの移転ではないこと (6) 過去に当補助金の交付を受けていないもの (7) 始良市商工会に加入し、活動に参加すること ※対象地域限定（詳細は始良市ホームページを確認してください）	
補助率及び補助上限額等	月々の店舗家賃の 3 分の 2 以内（月額 8 万円が上限）もしくは 2 分の 1 以内（月額 6 万円が上限） ※補助対象地域によって補助率及び補助上限額は異なる ※ 1,000 円未満の端数は切り捨て	

【お問合せ】 始良市企画部商工観光課企業商工係 TEL：0995-66-3145



# 鹿屋市

## 【鹿屋市農林商工部商工振興課商工振興係 担当分】

Check!	鹿屋市中小企業等経営維持支援金	 鹿屋市																		
概要	新型コロナウイルス感染症に係る鹿児島県の爆発的感染拡大警報、まん延防止等重点措置等に伴う外出自粛及び飲食店の営業時間短縮要請の影響により売上金額が著しく減少した事業者の事業の維持を支援するため、支援金を交付																			
対象者	鹿屋市内に事業所・店舗がある中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（法人）・個人事業主・農林水産事業者 ※鹿児島県の時短縮要請対象飲食店は対象外（ただし、主たる事業が宿泊業である宿泊業者は対象） ※社会福祉法人、医療法人、NPO法人、一般社団・財団法人、学校法人、農協・漁協等の各種法人を含む ※個人事業主のうち、事業活動による所得を雑所得や給与所得で確定申告した方も対象（ただし、会社等に雇用されている方〔サラリーマンの方、パート・アルバイト・派遣・日雇労働等の方を含む〕は対象外） ※個人事業主に係る不動産の貸し付けによる不動産所得は、鹿児島県税条例の定めるところにより、個人事業税の課税対象となる場合に限る（1戸建住宅の場合は10棟以上、1戸建事務所店舗等の場合は5棟以上、住宅となるアパートの場合は10室以上など）																			
要件	以下のすべての要件を満たす者 (1) 2022年1月～3月の3か月間（対象期間）の平均売上額が、2019年、2020年又は2021年のいずれかの年の1月～3月の3か月間（比較期間）の平均売上額と比較して20%以上の割合で減少していること ※2019年以降に新規開業している場合は、別途特例措置を選択可 (2) 2021年11月30日時点で事業を開始しており、かつ申請日時点においても鹿屋市内で事業を行っていること、また申請日以降も事業を継続する意思があること (3) 市税（鹿屋市外に住所を有する個人事業主の場合は居住する市区町村税）に滞納がないこと（新型コロナウイルスの影響による令和2年度分以降のみの滞納は、一定の条件を付して交付対象） (4) 法人については、鹿屋市に法人市民税の納付義務があること (5) 個人事業主については、国や県、市の補助金を除いた比較期間の属する年の売上金額が全体の収入の50%以上を占めていること (6) 個人事業主のうち農林水産事業者の場合は、鹿屋市に住所を有すること (7) 政治団体、宗教上の組織又は団体でないこと (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業受託営業」を行う事業者でないこと (9) 鹿屋市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員でないこと																			
補助率及び補助上限額等	支給額 下記の(1)(2)を比較していずれか低い額 (1) 下記のイ（比較期間平均売上額）からア（対象期間平均売上額）を差し引いた額 (2) 下記の基本額+加算額 ア 対象期間平均売上額 = 2022年1月～3月の平均売上額 イ 比較期間平均売上額 = 2019～2021年の任意の年の1～3月の平均売上額 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">基本額</th> <th style="width: 45%;">法人 20万円、個人 10万円</th> <th style="width: 45%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">加算額</td> <td>ホテル・旅館等</td> <td>部屋数×1万円（上限50万円）</td> </tr> <tr> <td>タクシー・運転代行</td> <td>台数×5万円（上限50万円）</td> </tr> <tr> <td>貸切バス事業者</td> <td>台数×10万円（上限50万円）</td> </tr> <tr> <td>旅行事業者</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>鹿屋市内飲食店直接取引先</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>時短要請対象外飲食店</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>ホテル・旅館等</td> <td>部屋数×1万円（上限50万円）</td> </tr> </tbody> </table>		基本額	法人 20万円、個人 10万円		加算額	ホテル・旅館等	部屋数×1万円（上限50万円）	タクシー・運転代行	台数×5万円（上限50万円）	貸切バス事業者	台数×10万円（上限50万円）	旅行事業者	20万円	鹿屋市内飲食店直接取引先	10万円	時短要請対象外飲食店	10万円	ホテル・旅館等	部屋数×1万円（上限50万円）
基本額	法人 20万円、個人 10万円																			
加算額	ホテル・旅館等	部屋数×1万円（上限50万円）																		
	タクシー・運転代行	台数×5万円（上限50万円）																		
	貸切バス事業者	台数×10万円（上限50万円）																		
	旅行事業者	20万円																		
	鹿屋市内飲食店直接取引先	10万円																		
	時短要請対象外飲食店	10万円																		
	ホテル・旅館等	部屋数×1万円（上限50万円）																		
申請期限	令和4年6月30日																			

【お問合せ】 鹿屋市農林商工部商工振興課商工振興係 TEL：0994-31-1164

## 【鹿屋市農林商工部産業振興課企業支援係 担当分】

<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div style="background-color: #e91e63; color: white; border-radius: 50%; padding: 5px; font-weight: bold;">Check!</div> <div style="text-align: center;"> <b>鹿屋市サテライトオフィス誘致促進事業補助金</b> </div> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: right;"> <b>鹿屋市</b> </div> </div>	
概要	w i t h コロナの観点から、「地方に住み働く職住近接のライフスタイル」及び「企業の成長戦略」としての鹿屋市内への新規サテライトオフィス設置を行う事業者に対して、予算の範囲内で初期投資を支援
対象者	以下のすべての要件を満たす者 (1) 鹿屋市内に事業所を有しない鹿児島県外の事業者であること (2) 3年以上継続して設置目的の業務を継続することが見込まれること (3) 鹿屋市から指定を受けたサテライトオフィスであること
対象事業	(1) 開設事業            サテライトオフィスとして活用できるよう事務所の整備を行う事業 (2) 運営事業            新たに開設したサテライトオフィスを継続して運営する事業 (3) 雇用促進事業        サテライトオフィスにおける業務を行うため、新たに雇用する事業
対象経費	(1) 開設補助金            オフィス購入費・改築・改修・修繕、回線引込料等 (2) 運営補助金            オフィス賃借料（共益費を含む）、回線使用料、設備機器購入、機器使用料、車両購入（100万円以内）、車両リース料、本社等への出張旅費等サテライトオフィスの運営に要した経費 (3) 雇用補助金            サテライトオフィスにおける事務に従事させるために、雇い入れた鹿屋市民の人数
補助率及び補助上限額等	補助率 (1) 開設補助金            対象経費の 1 / 2 以内 (2) 運営補助金            対象経費の 1 / 2 以内 (3) 雇用補助金            正規：25万円/人、非正規：15万円/人 補助上限額 (1) 開設補助金            400万円 (2) 運営補助金            400万円 (3) 雇用補助金            100万円 ※開設補助金と運営補助金は合計 400万円が上限となります。
申請期限	申請の前に下記お問合せ先まで相談が必要

【お問合せ】 鹿屋市農林商工部産業振興課企業支援係 TEL：0994-31-1180

## 【鹿屋市農林商工部産業振興課かのや食・農商社推進室 担当分】

<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> <b>鹿屋市食品ECサイト開設等支援事業補助金（販路開拓支援）</b> </div> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: right;"> <b>鹿屋市</b> </div> </div>	
概要	EC（電子商取引）サイトを活用した販路拡大に取り組む市内の食品関連事業者に対し、ECサイトの開設やリニューアルに取り組む経費の一部を助成
対象者	以下のすべての要件を満たす食品関連事業者 (1) 鹿屋市内で生産された農林水産物若しくは製造された商品又は鹿屋市内で生産された農林水産物を活用して開発された商品を取り扱う者 (2) 募集期間内に事前相談をうけ、鹿屋市が指定するECサイトに関する支援プログラムを受講していること (3) 鹿屋市内に住所を有し、市税の滞納がないこと
対象経費	初期費、月額費、委託費、広告宣伝費、その他鹿屋市長が特に必要と認める経費
補助率及び補助上限額等	補助率                    対象経費の 3 / 4 以内 ※ただし、対象経費のうち委託費については、鹿屋市外に住所がある事業者が発注する場合にあっては当該経費の 1 / 2 以内 補助上限額              他社インターネットショッピングモールの場合 25万円 自社ECサイトの場合 40万円
申請期限	令和4年6月30日までに事前相談を受けてください。（要予約）

【お問合せ】 鹿屋市農林商工部産業振興課かのや食・農商社推進室 TEL：0994-31-1180



## 枕崎市

**Check!**

### 令和4年度枕崎市雇用調整助成金申請費補助金



枕崎市

概要	新型コロナウイルスの感染拡大により事業活動の縮小を余儀なくされ、国の雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金を含む。）の申請を社会保険労務士の依頼した場合に要した費用について市が補助
対象者	枕崎市内に住所または事業所を有している事業主で、国の雇用調整助成金の特例措置における緊急対応期間において、休業を実施したことにより雇用調整助成金を申請した方
対象経費	雇用調整助成金の申請を枕崎市内の社会保険労務士などに依頼した場合に要する費用
補助額	1事業者あたり上限10万円 ※上限額に達するまで複数回の申請可
申請期限	雇用調整助成金の支給決定を受けた日から3か月以内 ※令和5年3月31日まで

**Check!**

### 令和4年度枕崎市雇用維持等支援事業補助金



枕崎市

概要	新型コロナウイルスの感染拡大により事業活動の縮小を余儀なくされ、従業員を休業させた場合の休業手当に係る国の雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金を含む。）の支給決定を受けた市内事業者に対して、市独自で上乗せして補助
対象者	枕崎市内に住所または事業所を有している事業主で、国の雇用調整助成金の特例措置における緊急対応期間（令和2年4月1日～）において、休業を実施したことにより雇用調整助成金の支給を受けた方
補助率及び補助上限額等	(1) 国の補助率区分9/10の場合（解雇等を行わない場合） 補助率：国支給決定金額×1/9以内の額 (2) 国の補助率区分4/5の場合（解雇等を行った場合） 補助率：国支給決定金額×1/8以内の額 (3) 国の補助率区分4/5の場合（解雇等を行った場合のうち、入国制限により外国人技能実習生の就業開始が遅延し、令和2年1月24日から判定基礎機関の末日までの各月末の事業所労働者数の平均の5分の4以上を満たさない場合） 補助率：国支給決定金額×1/4以内の額 補助額：1事業者あたり月額20万円 ※上限額に達するまで複数回の申請可 ※休業手当全体の助成率が特例的に10/10となる場合及び教育訓練に係る手当は補助対象外
申請期限	雇用調整助成金の支給決定を受けた日から3か月以内 ※令和5年3月31日まで

**Check!**

### 令和4年度外国人技能実習生受入支援事業補助金



枕崎市

概要	外国人技能実習生を受け入れる際、受入事業者や地域内での新型コロナウイルスの感染防止を図るため、外国人技能実習生が入国時に一時的に宿泊施設等に待機するための宿泊費及び交通費の一部を補助
対象者	外国人技能実習生を受け入れる枕崎市内に事業所を有する事業者 ・対象となる技能実習生 以下のいずれかに該当する市内の事業所技能実習を行う技能実習生 ▶第1号技能実習を開始する技能実習生 ▶第3号技能実習の開始前（または開始後1年以内）に一時帰国すべき技能実習生
対象経費	宿泊費：入国後の水際対策として一時的に宿泊施設等に待機するための費用 交通費：空港から宿泊施設等、宿泊施設等から枕崎市への移動などで公共交通機関を利用できない場合の交通費（車のチャーター費用等） ※消費税を除いた額が対象
補助額	補助対象経費の4/5 技能実習生1人につき上限15万円 ※宿泊費の上限は1万円/1泊
対象期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
申請期限	令和5年3月31日

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span style="background-color: red; color: white; border-radius: 50%; padding: 2px 5px; font-weight: bold;">Check!</span> <span style="font-weight: bold;">特産品販路拡大支援事業</span> <span style="font-weight: bold;">枕崎市</span> </div>	
概要	物産展等に出展する経費のうち、出展料、小間等装飾費、会場借上料、什器類借上料、旅費、運搬費、通訳費、翻訳費、新型コロナウイルス感染防止対策費その他必要と認められる経費について補助
対象者	(1) 枕崎市内に本店又は主たる事業所を有している者 (2) 市税を滞納していない者
補助対象事業	物産展等とは、物産展、商談会、見本市、博覧会、催事等で、国、自治体、公益法人、公的機関、公的団体、地元金融機関等が主催し、共催し、又は後援するもの
補助対象経費	出展料、小間等装飾等、会場借上料、什器類借上料、旅費、運搬費、通訳費、翻訳費、新型コロナウィルス感染防止対策費その他必要と認められる経費 ※消費税を除いた額が対象
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の3分の2以内の額 補助上限額：30万円 ※上限額の30万円に達するまで複数回の申請可
申請受付期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span style="font-weight: bold;">枕崎市新規雇用創出就労環境改善事業補助金</span> <span style="font-weight: bold;">枕崎市</span> </div>	
概要	若者等の定着につながる就労環境や女性就労者の環境改善、雇用の拡大を推進するため、積極的に就労環境の改善に取り組む枕崎市内事業者に対し、補助金を交付
対象者	次のいずれにも該当する事業者 (1) 枕崎市内に本社及び事業所を有していること (2) 労働保険及び社会保険の適用事業所として届出を行っている事業者 (3) 令和2年4月1日以降に、就業時年齢満40歳未満の者を正社員または正職員として新たに雇用していること (4) 市税等の滞納がないこと
補助対象経費	(1) ハード事業（次に掲げる事業で事業費が50万円以上のもの） ・ 福利厚生施設の整備（従業員のトイレ、洗面所、更衣室、シャワー室、休憩所等） ・ 労働時間管理適正化システム等の整備（タイムレコーダーや勤務時間管理システムの導入等） ・ 職場環境改善のための設備導入（分煙設備等） (2) ソフト事業 ・ 制服及び作業着の支給や貸与 ・ その他特に市長が必要と認める事業
補助率及び補助上限額	(1) ハード事業補 補助率：2分の1以内、補助上限額：100万円 (2) ソフト事業 補助率：2分の1以内、補助上限額：20万円

枕崎市水産商工課商工振興係 TEL：0992-76-1667

## 阿久根市

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span style="font-weight: bold;">阿久根市新商品開発支援事業補助金</span> <span style="font-weight: bold;">阿久根市</span> </div>	
概要	阿久根の観光資源や地域資源を活用した商品やサービスの企画・開発をおこなう事業者などに対し補助金を交付
対象者	市内の中小企業者・小規模企業者もしくは農林水産業者または市内の中小企業者・小規模企業者もしくは農林水産業者の組織する団体
補助対象事業	阿久根市内の事業者などが継続的な製造および販売を目的としておこなう新たな商品の開発事業 ※食品に関係する新商品開発に限ります。
補助対象経費	試作および実験に係る原材料費、機械装置・設備類の購入費および借上料、製造および改良に係る加工料、パッケージ・ラベルなどのデザインの開発および作成に係る経費、調査分析に係る経費、専門家などの招へいに係る経費、施設整備などに係る経費、マーケティング・調査に係る経費、新商品の商談会への出展など販路開拓・販路拡大に係る経費
補助率及び補助上限額等	補助率：2分の1以内、補助上限：60万円 ※機械装置・設備類の購入費を含む場合は、100万円を限度



阿久根市飲食店店舗改装費等補助金		阿久根市
概要	 <p>「食のまち阿久根」の魅力を最大限に引き出し、より多くの阿久根ファンを獲得するため、一定の条件で店舗の改装や接客の向上を図ろうとする市内飲食店に対し補助金を交付</p>	
対象者	<p>次の要件に全て該当する店舗の所有者または使用者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助対象工事などについて、この補助金その他の制度による助成を受けていないこと</li> <li>(2) 補助対象工事などの完了日から起算して3年間、店舗の転売および処分をおこなわないこと</li> <li>(3) 補助対象工事などの実施に当たっては、市内に主たる事業所もしくは営業所を有し、かつ、建設業許可を受けている施行業者を利用すること</li> <li>(4) 市税などを滞納していないこと</li> <li>(5) 阿久根市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団または同条第2号に規定する暴力団員もしくはこれらと密接な関係を有していないこと</li> </ol>	
対象店舗	<p>次の要件に全て該当する店舗</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 日本標準産業分類の大分類M—宿泊業、飲食サービス業のうち中分類76—飲食店に該当する事業をおこなう店舗（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号に規定するものを除く）</li> <li>(2) 現に食品衛生法に基づく営業許可を受け、飲食スペースを有し年間を通じて営業をおこなっている店舗（コンビニエンスストア、カラオケボックス業は除く）</li> <li>(3) 賃貸による使用者がある場合（予定を含む）は、賃貸契約が締結されている店舗</li> </ol>	
補助対象工事等	<p>外壁の張替え、塗装、補修または補強、壁、床および天井の張替え、補修または補強、トイレの改装（便器の取替えを含む）、看板および暖簾の取替えまたは補修、従業員の制服の購入</p>	
補助率及び補助上限額等	<p>補助率：2分の1以内 補助上限：50万円</p>	

【お問合せ】 阿久根市商工観光課商工振興係 TEL：0996-73-1278

## 西之表市

■中小企業等への融資・助成・補助制度等については電話等でお問合せ下さい。

【お問合せ】 西之表市経済観光課 TEL：0997-22-1111

## 和泊町

■中小企業等への融資・助成・補助制度等については電話等でお問合せ下さい。

【お問合せ】 和泊町役場企画課商工振興係 TEL：0997-84-3512

## 出水市

### 出水市新規創業事業等支援補助金



出水市

概要	市内建築業者を利用して、新規創業・第二創業に要する店舗、事務所、工場等の整備を行う方に、対象経費の一部を補助
対象者及び要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 出水市内居住者又は法人（出水市に本社又は本店があること）</li> <li>(2) 出水市内において店舗等を開設又は改修して、新規に創業して事業を開始しようとしていること</li> <li>(3) 出水商工会議所又は鶴の町商工会が主催する創業に係る研修又は経営指導を受けており、かつ、推薦を受けていること</li> <li>(4) 市税を滞納していないこと</li> <li>(5) 店舗所有者の同意を得ていること</li> <li>(6) 2年以上営業を継続できる見込みがあること</li> <li>(7) 開業日から起算して1年以内に申請</li> <li>(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業以外の業務を営む者</li> </ul> <p>※同一店舗及び同一補助対象者につき1回限りとする</p>
対象店舗	フランチャイズチェーンに加盟する小売店舗（本市に本部があるものを除く。）又は大規模小売店舗の内部にある店舗等ではないこと
対象業種	小売業、卸売業、飲食サービス業、理容・美容業、教育・学習支援業、保険業、生活関連サービス業、宿泊業、デザイン業、製造業、情報通信業 等
補助率及び補助上限額等	補助率：対象経費の30% 補助上限額：上限60万円

### 出水市新規創業者等家賃補助事業補助金



出水市

概要	出水市内の空き店舗や空き家等を利用して創業をされた方に、2年間に渡り店舗に係る家賃の一部を補助
対象者及び要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 出水市内居住者又は法人（出水市に本社又は本店があること）</li> <li>(2) 出水市内において空き店舗等を直接その所有者から賃借して、新規創業事業等（新規創業・第二創業に限る）を開始していること</li> <li>(3) 本市の区域内において、他の店舗を廃業し、若しくは休業し、又は他の店舗を移転したものでないこと</li> <li>(4) 2年以上営業を継続できる見込みがあること</li> <li>(5) 出水商工会議所又は鶴の町商工会が主催する創業に係る研修又は経営指導を受けており、かつ、推薦を受けていること</li> <li>(6) 市税等を滞納していない者</li> <li>(7) 市民生活の安全と平穩を阻害するおそれがないこと</li> <li>(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業以外の業務を営む者</li> <li>(9) 営業開始日から起算して1年以内に申請</li> </ul> <p>※毎月、前月分の実績報告が必要 ※所有者の条件あり</p>
対象事業	小売業、卸売業、飲食サービス業、理容・美容業、教育・学習支援業、保険業、生活関連サービス業、宿泊業、デザイン業、製造業、情報通信業等
補助金交付期間	補助金の交付決定をした月から2年間 1年目…対象物件に係る賃借料の2分の1に相当する額（月額5万円を上限） 2年目…対象物件に係る賃借料の4分の1に相当する額（月額2万5千円を上限）

【お問合せ】 出水市商工観光部商工振興課商工労政係 TEL: 0996-63-4040



出水市地場産業販路拡大事業支援補助金		QRコード	出水市
概要	地元農林水産品を活用した特産品、観光PR商品、工業製品など、出水市内で製造された製品を国内外で開催される展示会、見本市、商談会等の出展に要した費用の一部を助成		
対象者	出水市に主たる事業所を有し、市税の滞納等がない以下のいずれかに該当する方（法人又は個人） (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者で、発行済株式の総数の2分の1を超える株式又は出資額2分の1を超える額を大企業者（中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第2項に規定する大企業者をいう。）が有していないもの (2) 本市と立地協定を締結している事業者 (3) 本市が整備又は管理をする工業団地等に立地する事業者 (4) 農林水産物の生産、加工、販売等を行う者（法人又は団体にあつては、(1)に規定する規模を超えない者に限る。） (5) 製品等の販売を委託された卸売又は小売を主たる業務とする者（法人又は団体にあつては、(1)に規定する規模を超えない者に限る。）		
対象製品	出水市内で生産、製造された以下のいずれかに該当するもの (1) 市内で生産された農林水産品 (2) 主たる原材料が市内産であるもの (3) 本市の名称、市内の観光資源等に関連した製品又は容器包装の製品 (4) 工業製品、製造技術、自社開発システム及びコンテンツ (5) その他市産業発展又は雇用増進に寄与するもので市長が特に認めたもの		
補助対象経費	出展（小間）料、展示装飾費、翻訳・通訳経費、出展物輸送費、旅費宿泊費、商品又はパッケージ開発費など		
補助対象事業	(1) 国内の販路拡大事業 製品等の宣伝広告を主な目的とし、2日間以上の期間連続して開催されるもの又は商談を主な目的とし、国内10社又は国外5社以上のメーカー等が参加するもの ※国若しくは地方公共団体が主催、共催若しくは後援をし、又はこれらに準ずる公的機関、金融機関、百貨店等が関与するもの（市の他の補助金の交付を受けているものを除く。） (2) 国内外の販売を伴う販路拡大事業 県外都市圏で開催される製品等の販売会で、製品等への講評を消費者から直接徴するもの ※国若しくは地方公共団体が主催、共催若しくは後援をし、又はこれらに準ずる公的機関、金融機関、百貨店等が関与するもの（市の他の補助金の交付を受けているものを除く。） (3) 国外の販路拡大事業 具体的な商談又は市場調査を主な目的とし、現地2社以上のメーカー等が参加するもの		
補助率及び補助上限額等	補助率：1/2（販売を伴うものについては、1/3）、補助上限額：50万円 ※申請回数は、市長が定める期間ごとに、通算で上限額に達するまで		

【お問合せ】 出水市商工観光部観光交流課 TEL：0996-63-4061

**日置市**  ※共通ページ

日置市商工業制度資金利子補給補助金		日置市
概要	商工業者の経営の安定を図るため、設備投資及び運転に係る制度資金の借入者に対して利子を補助する	
対象者	(1) 市内に本店又は主たる事務所を有する商工業者 (2) 上記に掲げる商工業者以外で、市内に営業所、支店、従たる事務所、工場等（以下「営業所等」という。）を有し、かつ日置市商工会に加入している商工業者 (3) 補助対象資金について、他の補助金等の交付を受けていないこと	
補助の対象となる資金	商工会を通じて借り入れた次の制度資金 (1) 鹿児島県中小企業制度資金 (2) 株式会社日本政策金融公庫制度資金 (3) 商工貯蓄共済制度資金（積立金の範囲内の資金を除く。）	
補助率及び補助対象限度額	(1) 設備投資 補助率：借入額の2.0%以内（上限：融資利率）、限度額：2,500万円 (2) 運転資金 借入額の1.5%以内（上限：融資利率）、限度額：2,000万円	

日置市商工業制度資金等信用保証料補助金		日置市
概要	商工業者の経営の安定化及び事業の振興を図るため、鹿児島県中小企業制度資金の融資を受ける際に負担した保証料を補助する	
対象者	(1) 市内に事業所を有し、かつ、日置市商工会に加入する者 (2) 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の定めるところにより鹿児島県信用保証協会の保証を付して中小企業制度資金の融資を受けた者	
対象経費	中小企業制度資金の融資（借換えのための融資を除く。）を受ける際に負担した保証料（用地の取得及び居住に要する費用に係るものを除く。）	
補助額	補助金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間に受けた中小企業制度資金の融資に対する対象経費に4分の1を乗じて得た額（上限額25万円）	

日置市新規創業者スタートアップ支援事業補助金		日置市
概要	産業の振興及び地域経済の活性化を図るため、市内で創業しようとする事業者を支援	
対象者	創業者のうち、申請年度内に市内において鹿児島県信用保証協会による保証の対象となる業種に係る事業について創業を行なおうとする者で、次のいずれの要件にも該当する者 (1) 中小企業信用保険法第2条第1項第1号又は第2号に規定する中小企業者 (2) 創業後において日置市商工会に加入すること (3) 創業後2年以上事業の継続ができること (4) 市税その他の市の徴収金に滞納がないこと (5) 本補助金の交付を受けたことのないこと (6) 当該事業が他の創業支援制度に基づく補助金等の交付を受けていないこと (7) その他、市長が必要と認める要件	
対象経費	店舗等改装費、附帯整備費、宣伝広告費、設立登記に係る経費	
補助率及び補助上限額等	(1) 日置市商工会が実施する認定連携創業支援等事業により支援を受け、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の証明を受けた者 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（上限額50万円）以内 (2) 上記(1)以外の者 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（上限額30万円）以内	
申請期限	創業予定日の30日前まで（実績報告は、事業が完了した日の翌日から起算して30日以内又は事業実施年度の3月末日のいずれか早い日まで）	

日置市商品開発支援事業補助金		日置市
概要	日置市らしい商品の開発により日置ブランドを確立し、地域の活性化及び産業の振興を図るため、日置市の特色を活かした商品の開発を行う者に対し補助金を交付	
対象者	中小企業者（中小企業基本法第2条第1項規定）および団体（市長が特に認めた法人及び任意団体）で、以下の要件を全て満たすもの (1) 生産、製造又は加工から販売に至る一連の事業を営む者であること (2) 商品開発後の販売戦略等に明確な目標があること (3) 市税その他の市の徴収金に滞納がないこと	
対象事業	(1) 新たな商品を開発し、商品化する事業 (2) 既存の商品を改良し、特産品化する事業 (3) 開発又は改良した商品の販路拡大に関する事業 ※「商品」とは、日置市内で生産、製造又は日置市内で生産された原材料を使用して加工された商品	
対象経費	外部専門家による指導に要する経費、調査研究に要する経費、試供品の製作に要する経費、デザイン及び印刷に要する経費、広報等に要する経費、品質検査に要する経費、商標登録等に要する経費、前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費 ※補助対象経費の合算額が5万円未満の場合は補助対象としない	
補助率及び補助上限額等	補助率：補助対象経費からその経費のための他の補助金その他の収入の額を控除した額に100分の70を乗じて得た額 補助上限額：20万円 ※補助金の交付は、1の補助対象者につき年度当たり1回を限度 ※1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額	



日置市物産展等出展支援事業費補助金		日置市
概要	物産展等における宣伝販売を通して特産品等の認知度の向上並びに事業者の市場開拓及び販路拡大を図るため、物産展等に出展した事業者に対し補助金を交付	
対象者	次のいずれにも該当する者 (1) 日置市内に工場、事務所又は店舗を有すること (2) 市税その他の市の徴収金に滞納がないこと	
対象経費	日置市が主催、共催又は後援する物産展等の出展に要する経費 ※出展小間料その他の出展料に係るものに限る	
補助率及び補助上限額等	補助率：対象経費からその経費のための他の補助金その他の収入の額を控除した額に100分の30を乗じて得た額 補助上限額：3万円 ※1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額 ※補助金の交付は、1の補助対象者につき年度当たり1回を限度	

【お問合せ】 日置市総務企画部商工観光課商工政策係 TEL：099-248-9409

## 指宿市

Check!	指宿市新型コロナウイルス感染症発生時支援補助金	指宿市
概要	指宿市内の宿泊施設、飲食店及び主に不特定多数の顧客と接する機会の多い事業を営む者が、新型コロナウイルス感染症の発生時における消毒や清掃等の対応に要する費用について、市がその一部を支援する制度	
補助金の交付対象者及び対象施設	<p>県等から消毒の指示・要請等を受けた市内の宿泊施設（ホテル、旅館、民宿等）、飲食店及び主に不特定多数の顧客と接する機会の多い事業を営む者で、市税等の滞納がない者。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する経営環境の悪化により、徴収猶予等の相談を受けている者はこの限りでない。</p> <p>なお、同一事業者が同一敷地内で複数の施設を有している場合は、1施設とみなす。            ※宿泊施設については、旅館業法第3条第1項の規定により旅館業の営業許可を受けている施設が対象。            ※飲食店については、食品衛生法第52条第1項の規定により飲食業の営業許可を受けている者が対象。            ※一般旅客自動車運送業については、道路運送法第4条1項の規定により一般旅客自動車運送事業の営業許可を受けている者が対象。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。            (1) 指宿市暴力団排除条例第2条第2項に規定する暴力団員            (2) 営業に関して必要な許認可等未取得していない者            (3) 市、県、国等からの同様の事由による補助金交付を受けている者</p>	
補助対象経費	○新型コロナウイルス感染症が発生した際の対策にかかる経費 例) 施設内の消毒や清掃等にかかる業務委託費用 発生後に購入した消毒や防疫等にかかる費用（消耗品・備品等を含む） ただし、消費税や地方消費税相当分は対象外。	
補助率及び補助上限額	<p>補助率：補助対象経費の4分の3以内            宿泊施設 収容人数100人以上：200万円                              収容人数100人未満：100万円</p> <p>飲食店・観光・娯楽・体験施設 店舗面積が100㎡以上：50万円            小売店・交通待合所・生活関連 店舗面積が100㎡未満：30万円            サービス業・療術業</p> <p>一般旅客自動車運送業 1事業者あたり30万円            自動車運転代行業 1事業者あたり30万円</p> <p>※同一事業者が同一敷地内で複数の施設を有している場合は、1施設とみなす            ※補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない（申請時において当該補助金に係る仕入に係る消費税相当額が明らかでない場合は、この限りではない）            ※補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て</p>	
対象期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日まで	
申請期間	令和5年3月31日 消印有効 ※事業完了後、60日以内に実績報告書類を提出していただく必要があります。	

Check!	指宿市新型コロナウイルス感染症安全対策補助金	指宿市
<b>概要</b>	指宿市内の宿泊施設や飲食店、並びに主に観光客等に商品やサービスを提供する施設等が、新型コロナウイルス感染症に対応するための施設等の発生予防や衛生対策等に必要な費用について、指宿市がその一部を補助する制度	
<b>補助金の交付対象者及び対象施設</b>	<p>指宿市内の宿泊施設（ホテル、旅館、民宿等）、飲食店及び主に観光客等にサービスを提供する施設等を営む者で、市税等の滞納がない者</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する経営環境の悪化により、徴収猶予等の相談を受けている者はこの限りではない</p> <p>※同一事業者が同一敷地内で複数の施設を有している場合は、1施設とみなす</p> <p>※宿泊施設については、旅館業法第3条第1項の規定により旅館業の営業許可を受けている施設が対象</p> <p>※飲食店については、食品衛生法第52条第1項の規定により飲食業の営業許可を受けている者が対象</p> <p>※車両については、市内の事業者に在籍する車両が対象。ただし、路線バスについては、車両および市内を運行する定期観光バスとして運用する車両も対象</p>	
<b>補助対象経費</b>	<p>(1) 施設等の消毒や清掃などの衛生対策に要する消耗品の購入に必要な経費 マスク、消毒液、飛沫防止用のシールド・アクリル板 等</p> <p>(2) 施設等の消毒や清掃などの衛生対策に要する備品の購入に必要な経費 噴霧器、精製機器、体温計、二酸化炭素濃度測定器 等</p> <p>(3) その他 注意喚起のための掲示物やチラシの作成費用 等</p>	
<b>補助率及び補助上限額</b>	<p>補助率：補助対象経費の4分の3以内</p> <p>宿泊施設 収容人数100人以上：100万円 収容人数50～99人：20万円 収容人数50人未満：10万円</p> <p>飲食店・観光・娯楽・体験施設 店舗面積が100㎡以上：5万円 小売店・交通待合所・生活関連 店舗面積が100㎡未満：3万円 サービス業・療術業</p> <p>路線バス・貸切バス 1台あたり 5万円 タクシー 1台あたり 2万円 自動車運転代行業 1台あたり 2万円</p> <p>※同一事業者が同一敷地内で複数の施設を有している場合は、1施設とみなす</p> <p>※補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない（申請時において当該補助金に係る仕入に係る消費税相当額が明らかでない場合は、この限りではない）</p> <p>※補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て</p>	
<b>対象期間</b>	令和4年4月1日～令和5年2月28日まで	
<b>申請期間</b>	令和5年2月28日 ※予算に達し次第、申請の受付を終了	

### 【お問合せ】

(宿泊施設) 指宿市産業振興部観光課観光企画係 TEL：0993-22-2111（内線334、328）

(その他事業者) 指宿市産業振興部商工水産課商工運輸係 TEL：0993-22-2111（内線313、312）



【指宿市産業振興部 ふるさと納税室 特産品振興係 担当分】

指宿市特産品販路拡大支援事業補助金		指宿市
概要	農林水産物や加工品、工芸品、焼酎等の特産品の販路拡大を促進することで、地域の経済活性化や雇用の継続等を図ることを目的に補助金を交付	
補助金の交付対象者及び対象施設	国、自治体、公益法人、公的機関、公的団体、地元金融機関等が主催、共催、又は後援する商談会や物産展、見本市など 県内 1 商談会等に3日以上連続の出展（本市を除く）・・・1万円以内 県外 2 物産展、催事などに2日以上連続で出展・・・3万円以内 3 商談会、見本市及び博覧会に2日以上連続で出展・・・5万円以内 4 市が主催又は出展する商談会、見本市及び博覧会に出展・・・5万円以内 5 市が指定する商談会等に出展・・・予算の範囲内で市長が別に定める 国外 6 商談会、見本市及び博覧会に1日以上出店・・・10万円以内 オンライン商談会 7 インターネット回線等を活用して行う非対面型の商談会に参加・・・1万円以内	
補助対象経費	出展料、小間等装飾費、会場借上料、什器類借上料、旅費、運搬費、通訳費など	
補助率及び補助上限額	補助回数は、上記に該当するもののうち以下の回数を上限とします。 1 の場合・・・年2回 2 の場合・・・年2回 3 の場合・・・年2回 4 の場合・・・通算3回。ただし、1、2、3、7の回数を含む 5 の場合・・・通算3回。ただし、1、2、3、7の回数を含む 6 の場合・・・年1回 7 の場合・・・年2回	
対象期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ※予算に達し次第終了	

指宿市産業振興部 ふるさと納税室 特産品振興係 TEL：0993-22-2111（内線147）

## 垂水市

■中小企業等への融資・助成・補助制度等については電話等でお問合せ下さい。

【お問合せ】垂水市水産商工観光課 TEL：0994-32-1111

## 薩摩川内市

Check!	新型コロナウイルス感染症関連 事業回復支援金	薩摩川内市
概要	事業継続を支援することを目的に、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主を対象とする国の事業復活支援金（以下「国支援金」）の支給を受けた事業者を補助	
対象者	以下の全ての要件を満たす者 (1) 国支援金を受給していること (2) 令和3年10月31日以前から、本市の区域内で事業を営んでおり、かつ、支援金交付後も引き続き本市の区域内で事業を継続する意思があること	
補助額及び上限額	補助率：受給した国支援金の5分の1（1,000円未満切り捨て） 補助上限額：国支援金の申請区分（売上減少率）に応じて異なる ▲50%以上… 法人20万円、個人事業主10万円 ▲30%以上50%未満… 法人12万円、個人事業主6万円	
申請期限	令和4年8月31日	

<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: red; color: white; border-radius: 50%; padding: 5px; margin-right: 10px;"><b>Check!</b></div> <div style="flex-grow: 1;"> <h2 style="margin: 0;">新型コロナウイルス感染症関連 小規模事業者持続化支援補助金</h2> </div> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: right;"> <p>薩摩川内市</p> </div> </div>	
概要	新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために国の小規模事業者持続化補助金（以下「国補助金」）を活用し、販路開拓等に取り組む市内事業者に対して補助
補助対象事業	下記の国補助金を活用し、本市の区域内で行う販路開拓等の事業 (1) 小規模事業者持続化補助金 < 一般型 > (2) 小規模事業者持続化補助金 < コロナ特別対応型 > (3) 小規模事業者持続化補助金 < 低感染リスク型ビジネス枠 >
対象者	以下の全ての要件を満たす者 (1) 補助対象事業を実施し、令和3年4月1日から令和5年2月28日までに国補助金の交付確定通知を受けたものであること (2) 本市の区域内で事業を営んでおり、かつ、補助金交付後も引き続き本市の区域内で事業を継続する意思があること (3) 市税の滞納がないこと
補助対象経費	補助対象事業の実施のために支払った費用のうち、国補助金の対象となる経費から国補助金の額を差し引いた自己負担額
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の2分の1（1,000円未満切り捨て） 補助上限額：10万円（1事業者1回限り）
申請期限	令和5年3月10日

<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: red; color: white; border-radius: 50%; padding: 5px; margin-right: 10px;"><b>Check!</b></div> <div style="flex-grow: 1;"> <h2 style="margin: 0;">飲食店等感染防止対策認証制度事業促進奨励金</h2> </div> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: right;"> <p>薩摩川内市</p> </div> </div>	
概要	新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底強化を図るため、鹿児島県飲食店第三者認証制度または鹿児島県宿泊施設の感染防止対策認証制度の認証を受けた、本市内の飲食店や宿泊施設に対して奨励金を交付
対象者	以下の全ての要件を満たす者 (1) 鹿児島県飲食店第三者認証制度または鹿児島県宿泊施設の感染防止対策認証制度の認証を受けていること (2) 本市の区域内に店舗を有しており、奨励金交付後も事業を継続する意思があること (3) 市税の滞納がないこと
補助額	1店舗につき3万円
申請期限	令和4年12月28日

<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex-grow: 1;"> <h2 style="margin: 0;">中小企業等人材確保支援補助金</h2> </div> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: right;"> <p>薩摩川内市</p> </div> </div>	
概要	中小企業者等の人材確保と新卒者、Uターン者の市内中小企業等への就職を促進するため、中小企業者等が人材確保や求人活動に要する経費の一部を補助
対象者	以下の全てを満たす者 (1) 従業員数が300人以下である中小企業、法人その他の団体並びに個人事業主で、本市の区域内に事業所を有し、申請時に、市内において6ヶ月以上事業を営んでいること (2) 市内の事業所への採用及び配属を目的としていること (3) 市税の滞納がないこと
補助対象経費	採用活動計画に基づいて実施される以下の経費 (1) 企業説明会、就職相談会等の出展料 (2) 求人活動に使用するパンフレット・チラシ印刷代 (3) 企業説明会、就職相談会等で使用する機器等のリース（購入は除く） (4) 自社PRのための装飾物の作成に関する費用 (5) 求人情報を充実させるためのホームページ作成または改修に要する経費 ※ただし、外国人技能実習生の採用に関する経費や補助金交付決定以前に実施した事業に関する経費は除く
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の3分の2（1,000円未満切り捨て） 補助上限額：50万円（1事業者1回限り）
申請期限	令和5年1月31日



中小企業等産学共同開発支援補助金		薩摩川内市
概要	市内で6ヶ月以上事業を営んでいる中小企業等が、大学または公設研究機関等と連携して行う、新製品開発・既存製品の改良等に係る経費の一部を補助	
対象者	以下の全てを満たす者 (1) 市内で6ヶ月以上事業を営む中小企業等であること (2) 市税の滞納がないこと (3) 他から同一年度内に同一事業に対する補助をうけていないこと	
補助対象経費	(1) 開発費：試作品開発に必要な原材料及び消耗品にかかる経費、設計・デザイン・試作品の製造・改良・加工に必要な経費（外部研究機関等への委託費、加工・試作品製造の一部を他の事業者へ委託する経費も含む） (2) 使用料・借上料：開発に必要な機械等の借上又は土地・施設等の使用に必要な経費 (3) 性能検査費：性能検査に関わる経費 (4) 指導料：事業実施のために必要な教授等の指導料	
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の2分の1（1,000円未満切り捨て） 補助上限額：竹バイオマス関連は50万円、その他は30万円	
申請期限	令和4年9月30日	

中心市街地出店支援補助金		薩摩川内市
概要	中心市街地の空き店舗解消と商業機能の充実を図るため、中心市街地の空き店舗で開業する事業者に対し、店舗の整備に係る経費の一部を補助	
対象者	以下の要件を全て満たす中小企業や個人事業主、その他認める団体 (1) 中心市街地内に所在する空き店舗（申請時点において継続して3か月以上使用されていない店舗等で、道路に面している店舗の1階部分に限る）を改修して新規出店すること (2) 申請する日の属する年度の3月31日までに店舗等の利用を開始すること (3) 午前7時から午後7時の間において3時間以上営業し、かつ1月あたりの営業日数が20日以上であること (4) 2年以上の継続的な事業活動を計画していること (5) その他の補助制度を活用していないこと (6) 市税の滞納がないこと	
補助対象経費	新規出店に伴う空き店舗の整備に必要な経費で、以下のもの。 (1) 内外装費（建物内部の床・壁・天井・建具、外壁にかかる工事） (2) 空調・照明設備費（空調設備や照明設備にかかる工事） (3) 水回り改装費（台所・トイレ・手洗い場にかかる工事）	
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の2分の1（1,000円未満切り捨て） 補助上限額：1事業者につき50万円（1回限り）	
申請期限	令和4年10月31日	

店舗改装費補助金		薩摩川内市
概要	市内で生産・販売を行っている中小企業者が、店舗・事業所・工場などを改修した場合、その費用の一部を補助	
対象者	以下の全てを満たす者 (1) 市内で生産・販売を行っている中小企業者であること (2) 改装工事を行う店舗等の使用者であること (3) 市税の滞納がないこと	
補助対象経費	店舗、事務所、工場、倉庫等の改装工事費 ※改装工事費が20万円以上となること（消費税等を含む） ※3年以上営業している店舗・事務所等を対象とする ※新規創業や移転等に係る改修費用は、対象としない ※工事の施工業者は薩摩川内市建設工事等入札参加資格を有する市内の事業者に限る	
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の10分の2（1,000円未満切り捨て） 補助上限額：20万円（1事業者1店舗等、1回限り）	
申請期限	改修工事の着手前（工事後の実績報告の最終期限は令和5年3月15日）	

中小企業元気づくり補助金 		薩摩川内市
概要	市内で事業を営んでいる中小企業の社員研修、製品宣伝活動、知的財産権に関する申請などの経費について、その負担軽減と経営の安定化を図るために支援	
対象者	以下の全てを満たす者 (1) 中小企業基本法第2条に規定する事業者で、市内において生産・開発を行っている事業者であること (2) 国・県の補助制度を利用しないものであること (3) 市税の滞納がないこと	
補助対象経費	(1) 社員研修費：ポリテクカレッジ川内、鹿児島職業能力開発促進センター、川内技術開発センター、中小企業大学校人吉校、鹿児島県工業技術センターにおける社員研修に要する経費（旅費・研修負担金 など） (2) 製品宣伝活動経費：見本市や展示会出展のブース代、機材のレンタル費用、出展に関するパンフレットの作成などに要する経費（販売を伴うものは除きます。） (3) 知的財産権申請経費：特許、実用新案、意匠、商標など知的財産権に関する申請に要する経費 ※いずれも申請者が支払ったものに限る	
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の2分の1（100円未満切り捨て） 補助上限額： (1) 社員研修費10万円 (2) 製品宣伝活動費30万円 (3) 知的財産権申請費70万円 ※いずれも1事業者・1年度あたりの限度額	
申請期限	上記の活動終了後3か月以内、または令和5年3月31日のいずれか早い日	

退職金共済制度加入促進補助金 		薩摩川内市
概要	市内事業所の人材確保、従業員の福祉増進および雇用の安定化を目的に、退職金共済制度への加入を支援	
対象者	以下のいずれかに該当する事業者 ・ 中小企業退職金共済制度に加入していること ・ 特定退職金共済制度に加入していること ※上記制度に新たに従業員を加入させた事業者が対象となる	
補助率等及び補助上限額	(1) 本土地域 新たに制度加入した従業員の掛金6か月分の額に100分の30を乗じて得た額 (2) 甌島地域 新たに制度加入した従業員の掛金6か月分の額に100分の100を乗じて得た額 ※従業員一人あたりの掛金の上限は、本土地域・甌島地域いずれも月額5,000円	
申請期限	加入期間が6か月を経過した後3か月以内	

創業・チャレンジ支援補助金 		薩摩川内市
概要	新たに起業される方、事業の拡大や事業承継を希望される中小企業者向けに、融資資金の一部について、その利子および保証料の一部を補助	
対象者	川内商工会議所または薩摩川内市市商工会から推薦された方で、市税の滞納がなく、以下のいずれかに該当する事業者 (1) 中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者であること (2) 商店街全体の振興のために運営されている組合であること (3) 新たに事業を行うもの	
補助の対象となる資金	・ 鹿児島県融資制度：創業支援資金、新事業チャレンジ資金、事業承継対策資金 ・ 株式会社日本政策金融公庫：事業承継・集約・活性化支援資金 ※補助対象の融資額は下記のとおり 利子：1企業者あたり1,000万円以内/年 保証料：1企業者あたり500万円以内/年	
補助率及び補助上限額	(1) 利子：融資日が含まれる月の翌月から起算して3年の間に金融機関に支払った利子相当額 (2) 保証料：融資日から起算して最初の12月31日までに支払った初年度の信用保険料相当額	
申請期限	融資年の翌年の1月（申請先は、川内商工会議所または薩摩川内市商工会）	



創業支援事業補助金		薩摩川内市
概要	市内で創業を志す者等が創業しやすい環境を整備するため、創業に係る費用の一部を支援	
対象者	以下のいずれかに該当する者 (1) 市内で新たに創業を予定している者で、事業を営んでいない個人が新たに開業届を提出し事業を営む者、もしくは会社を新たに設立し市内で事業を開始する者 (2) 上記によって創業したもので、創業後間もない（創業2年未満）市内事業者 ※開店時刻から午後6時までの営業時間が、午後6時から閉店時刻までの営業時間以上であること	
補助対象経費	設立登記費用、店舗・事務所等改装経費、設備費、専門家謝金、原材料費、外注加工費、委託費、旅費、広報費、資料購入費	
補助率及び補助金額等	令和4年度より、「通常型」に加え、脱炭素やSDGsに資する事業は「脱炭素・SDGs型」として補助上限額を引き上げます。 (1) 特定創業支援事業（薩摩川内市創業スクール）に参加し、薩摩川内市からの証明書の発行を受けた者で、会社法に定める会社を設立し、その代表者となる者 【通常型】補助率：3分の2、補助上限：100万円 【脱炭素・SDGs型】補助率：3分の2、補助上限：150万円 (2) 特定創業支援事業に参加し、薩摩川内市からの証明書の発行を受けた者で、個人開業または企業組合、協業組合、NPO法人等の設立を行い、その代表者となる者 【通常型】補助率：3分の2、補助上限：50万円 【脱炭素・SDGs型】補助率：3分の2、補助上限：100万円 (3) 会社法に定める会社を設立し、その代表者となる者 【通常型】補助率：2分の1、補助上限：50万円 【脱炭素・SDGs型】補助率：2分の1、補助上限：80万円 (4) 個人開業または企業組合、協業組合、NPO法人等の設立を行い、その代表者となる者 【通常型】補助率：2分の1、補助上限：50万円 【脱炭素・SDGs型】補助率：2分の1、補助上限：80万円	
申請期限	令和4年8月26日（第2回締切）、10月28日（第3回締切）	

商店街等賑わいPR事業支援補助金		薩摩川内市
概要	商店街等の賑わい創出や集客を図るため、商店街等をPRする取組みに対し経費の一部を補助	
対象者	市内に活動拠点を有する団体 （構成員が5事業者以上で、市内の商工業者が含まれていること） (1) 商店街や商店街振興組合 (2) 通り会（任意の団体でも可） (3) 各業種等で構成された協会・組合 など ※地区コミュニティ協議会や自治会、個人でのみ構成されている団体、商工業者が参加していない団体は補助の対象としない	
補助対象事業	商店街等が賑わいの創出や集客を図るために、自ら企画して実施するPRの取組み	
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印刷製本費（パンフレットやチラシの印刷費など）</li> <li>・消耗品費（のぼり旗の作成費など）</li> <li>・広告料（ラジオCM・出演費、雑誌掲載費など）</li> <li>・委託料（ホームページ制作・改修費など）</li> <li>・使用料・賃借料（PR道具のリース代など）</li> </ul>	
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の3分の2（1,000円未満切り捨て） 補助上限額：1団体につき10万円（1回限り）	
申請期限	令和4年12月28日	

【お問合せ】 薩摩川内市経済シティセールス部 経済政策課 TEL：0996-23-5111

## 曾於市

### 店舗新築・改築補助金



曾於市

概要	雇用の創出、商業後継者の育成および地域経済の活性化を図るため、店舗の新築および既存店舗の改築工事費の一部を補助
対象者	(1) 補助を受けようとする改修工事について、曾於市およびその他の制度による助成を受けていないこと (2) 市税等を滞納していないこと (3) 新築・改築工事後 3 年間は、店舗の転売や処分を行わないこと (4) 今までにこの補助を受けていないこと
要件	(1) 曾於市内で商業等の用に供する目的で建築された（建築する）店舗 (2) 店舗兼住宅の場合は、店舗部分のみ (3) 使用予定者がいて、賃貸の場合は賃貸契約が締結された店舗
補助対象経費	(1) 曾於市内に事業所を有し、かつ、曾於市が認める改修工事の資格を有する業者が行う 20 万円以上の工事 (2) 補助対象店舗の新築、修繕、補修、改築、増築工事 (3) 壁紙の張り替え、屋根、外壁の塗り替え等の工事 (4) 耐震性を確保するための工事等 ※土地購入費用、機械・工具等備品の購入費等は対象外 ※工事着手後の申請は対象外
補助率及び補助上限額	補助率 対象経費の 30%以内（千円未満の端数は切り捨て） 補助上限額 50 万円 ※補助金の申請は 1 回限り、予算に到達した時点で終了

【お問合せ】 曾於市商工観光課 TEL：0986-76-8282

## いちき串木野市



※共通ページ

### 空き店舗等活用促進補助金

いちき串木野市

概要	いちき串木野市内空き店舗（空き家含）を活用し、新規に出店する方への店舗等改装経費と家賃の一部を対象として補助金を交付
対象業種	卸売業・小売業・飲食業・理容、美容業・教育、学習支援事業・保険業・医療、福祉事業など
補助対象経費	(1) 改装経費等（いちき串木野市内事業者が施工） (2) 家賃等の補助
補助率及び補助上限額	(1) 改装経費等 補助率：対象経費の半額を助成 補助上限：20 万円 (2) 家賃等の補助 補助率：1～6 ヶ月目…対象経費の全額、7～24 ヶ月目…対象経費の半額 補助上限額：1～6 ヶ月目…2 万円、7～24 ヶ月目…1 万円

### 商工業者店舗リフォーム補助金

いちき串木野市

概要	いちき串木野市内ですでに 1 年以上販売等を行っている小規模事業者が、いちき串木野市内業者を利用して行う店舗のリフォームを対象として補助金を交付
対象業種	卸売業・小売業・飲食業・理容、美容業・教育、学習支援事業・保険業・医療、福祉事業など
補助対象経費	改装経費等（いちき串木野市内事業者が施工）
補助率及び補助上限額	補助率：20 万円以上の対象経費の半額 補助上限額：20 万円

【お問合せ】 いちき串木野市水産商工課 TEL：0996-33-5638



## 南さつま市

### 南さつま市空き店舗等活用事業補助金



南さつま市

概要	南さつま市内の空き店舗等解消と地域経済の活性化のため、出店する新規事業者等や規模拡大を図ろうとする事業者に対し、補助金を交付
対象者	(1) 1年以上営業を継続できる者 (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業以外の業務を営む者 (3) 市民生活の安全と平穩を阻害するおそれのない者 (4) 市税等を滞納していない者 (5) 過去に本補助金の交付を受けたことがない者
要件	(1) 空き店舗等を新たに賃借し出店するもの (2) 自己所有の空き店舗等を改装し出店するもの (3) 空き店舗等を取得し出店するもの ※南さつま市内から市内に営業所等に移転する場合は、対象外
補助対象経費	店舗改装費（設備費を含む）、空き店舗等の賃借料（駐車場賃借料は含むが、敷金・礼金・共益費等の経費は除く）
補助率及び補助上限額	(1) 改装費補助金 補助率：2分の1以内、補助上限額：50万円（1回限り） (2) 賃借料補助金 補助率：2分の1以内、補助上限額：月額3万円とし、補助対象期間は、事業開始日の属する月の翌月から連続して12か月以内

### 南さつま市販路拡大支援事業補助金



南さつま市

概要	南さつま市内の中小企業者が、販路拡大や販売促進のため、県外で開催する商談会・展示会等に出席し、自社の製品を紹介する際に、その経費の一部（最高5万円）を補助する制度 ※物産展は補助対象外
対象者	中小企業者であって、南さつま市内に事業所を有し南さつま市内で1年以上継続して同一事業を営み、かつ、個人にあっては1年以上南さつま市内に居住しており、市税を滞納していないこと
要件	(1) 県外及び海外の商談会等で、補助対象者以外の者が開催する商談会等であること ※ただし、常設の商談会等は除く (2) 補助対象者が単独で出展する商談会等であること (3) 補助対象者が同様の趣旨で交付される国、県その他公共的団体の補助金を受けて出展する商談会等でないこと
補助対象経費	会場使用料・小間料金等会場の使用に係る費用、展示装飾に係る費用、出展物の輸送に係る費用
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の2分の1以内 補助上限額：5万円（1,000円未満切り捨て） ※同一補助対象者に対する補助は、同一年度において1回限り ※予算がなくなり次第、受付を締め切り

【お問合せ】南さつま市商工水産課商工振興係 TEL：0993-76-1606

## 霧島市

■中小企業等への融資・助成・補助制度等については電話等でお問合せ下さい。

【お問合せ】霧島市商工観光部商工振興課 TEL：0995-64-0912

## 肝付町

### 肝付町六次産業化及び農商工連携新商品等開発事業補助金



肝付町

概要	新商品開発等に取り組む方々を支援するため、補助対象者が支出した経費を予算の範囲内で交付
対象者	肝付町内に在住する農林水産業者または中小企業、小規模事業者等 ※町税を納期内に完納されている方に限る
対象事業	(1) 肝付町の農林水産物や地域資源を活用し、六次産業化または農商工連携によって実施する新商品等の開発に関する事業 (2) 農林水産業者及び中小企業等が海外への販路拡大を図るため、農林水産物等輸出の販売促進等に取り組む事業 ※事業が令和5年3月22日（水曜日）までに終了するもの
対象経費	新商品等開発及び輸出版売促進等に必要経費（原材料費、消耗品費、機器購入費、外注費等）
補助率及び補助上限額等	補助上限額 1事業あたり上限 20万円 ※1事業者につき1回のみ
申請期限	令和4年6月30日

【お問合せ】 肝付町産業創出課産業創出係 TEL：0994-67-4531

## 志布志市

### 【志布志市港湾商工課商工振興係 担当分】

**Check!**

### 志布志市事業継続設備投資支援事業



志布志市

概要	新型コロナウイルス感染症により地域経済が低迷する中、既存事業所の事業継続や新たな生活様式に対応するための支援として、店舗改装や新たな生活様式に対応するための備品・消耗品の購入を補助
対象者	以下のすべての要件を満たす者 (1) 志布志市内に存する事業所（併用住宅は事業の用に供する部分のみ。）で、既に1年以上経営を継続している事業所 (2) 改装工事を行う場合の事業所は所有者または使用者であること (3) 個人事業者にあつては、志布志市内に住所を有していること (4) 法人にあつては、志布志市内を本店所在地とした法人登記が行われていること (5) 市税を滞納していないこと (6) 平成29年度から令和3年度に実施した店舗リフォーム助成事業を利用していないこと
対象経費	令和4年4月1日から同年12月31日までに契約して、令和5年1月31日まで事業完了する以下の経費 (1) 工事費 ※志布志市内に主たる事業所を有し、継続して事業を実施している者で志布志市リフォーム助成事業登録工事店届出書を提出した施工業者に請け負わせる工事で、当該工事に要する経費が20万円以上のもの (2) 備品・消耗品購入（リース契約は対象外） ※対象経費が1万円以上のもの（ただし、国、県、公共的団体等から補助を受けるときは、その額を対象経費から差し引く）
補助率及び補助上限額等	補助率 対象経費の2/3以内 補助金上限額 30万円（備品・消耗品購入に係る部分は10万円）



志布志市商工業小規模事業承継者支援対策事業補助金		志布志市
概要	志布志市内で長く事業を営んできた店舗の事業継続を図るため、事業承継者に対して支援	
対象者	以下のすべての要件を満たす者 (1) 個人経営の製造業、小売業及び飲食サービス業の小売事業者であること (2) 小規模事業者とは、常時使用する従業員数が製造業では 20 人以下、小売業及び飲食サービス業では 5 人以下であること (3) 創業後 30 年以上、同業種で経営が行われていること (4) 本事業の審査会が認める小規模事業者であること	
補助率及び補助上限額等	事業承継に係る諸経費一時金として 30 万円を支給し、その他承継に必要な資金として、以下に定める額を毎月交付 志布志市外からの移住者 単身者 10 万円/月、単身以外 15 万円/月 志布志市内の居住者 5 万円/月 ※交付の期間は 1 年以内	

志布志市創業者等応援支援事業		志布志市																																										
概要	志布志市内商工業振興を図るため、志布志市内で新たに創業する方や商店街モデル地区で開業する方を応援																																											
対象者	以下のすべての要件を満たす者 (1) 市税等の滞納がないこと (2) 個人事業者は志布志市内に住所を有していること (3) 法人は志布志市内を本店所在地とした法人登記が行われていること (4) 補助金の交付を受けようとする個人事業者が創業に関してこれまでに志布志市の他の補助金の交付を受けていないこと (5) 志布志市商工会が実施する創業相談を受け、適切な事業計画を有しているものとして推薦を得ていること (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に基づく許可又は届出を要する事業 (7) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業 (8) その他志布志市長が適当でないと認める事業 (9) 日本標準産業分類の中で以下の表に定める業種であること <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>大分類</th> <th>左記の内、対象となる中分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>D</td><td>建設業</td><td>すべて</td></tr> <tr><td>E</td><td>製造業</td><td>すべて</td></tr> <tr><td>F</td><td>電気・ガス・熱供給業、水道業</td><td>水道業</td></tr> <tr><td>G</td><td>情報通信業</td><td>すべて</td></tr> <tr><td>H</td><td>運輸業、郵便業</td><td>運輸業</td></tr> <tr><td>I</td><td>卸売業、小売業</td><td>すべて</td></tr> <tr><td>K</td><td>不動産業、物品賃貸業</td><td>すべて</td></tr> <tr><td>L</td><td>学術研究、専門・技術サービス業</td><td>すべて</td></tr> <tr><td>M</td><td>宿泊業、飲食サービス業</td><td>すべて</td></tr> <tr><td>N</td><td>生活関連サービス業、娯楽業</td><td>すべて</td></tr> <tr><td>O</td><td>教育、学習支援業</td><td>すべて</td></tr> <tr><td>P</td><td>医療、福祉業</td><td>すべて</td></tr> <tr><td>R</td><td>サービス業</td><td>すべて</td></tr> </tbody> </table>		記号	大分類	左記の内、対象となる中分類	D	建設業	すべて	E	製造業	すべて	F	電気・ガス・熱供給業、水道業	水道業	G	情報通信業	すべて	H	運輸業、郵便業	運輸業	I	卸売業、小売業	すべて	K	不動産業、物品賃貸業	すべて	L	学術研究、専門・技術サービス業	すべて	M	宿泊業、飲食サービス業	すべて	N	生活関連サービス業、娯楽業	すべて	O	教育、学習支援業	すべて	P	医療、福祉業	すべて	R	サービス業	すべて
記号	大分類	左記の内、対象となる中分類																																										
D	建設業	すべて																																										
E	製造業	すべて																																										
F	電気・ガス・熱供給業、水道業	水道業																																										
G	情報通信業	すべて																																										
H	運輸業、郵便業	運輸業																																										
I	卸売業、小売業	すべて																																										
K	不動産業、物品賃貸業	すべて																																										
L	学術研究、専門・技術サービス業	すべて																																										
M	宿泊業、飲食サービス業	すべて																																										
N	生活関連サービス業、娯楽業	すべて																																										
O	教育、学習支援業	すべて																																										
P	医療、福祉業	すべて																																										
R	サービス業	すべて																																										
対象経費	当該年度の 3 月 1 日までに支払った創業に係る以下の経費 (1) 創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費 (2) 改修費 (3) 設備費 (4) 広報費																																											
補助率及び補助上限額等	補助率 対象経費の 2 / 3 以内 補助金上限額 150 万円 (商店街モデル地区内で、飲食店を創業しようとする場合) 100 万円 (商店街モデル地区内で、飲食店以外の創業をしようとする場合) 100 万円 (商店街モデル地区内で、既に事業経営を行っている者が飲食店を出店しようとする場合) 70 万円 (商店街モデル地区以外で、事業所を設置しようとする場合) ※商店街モデル地区とは、ツルミ毛糸店から友恵寿しまでの道路に接する事業所等を対象とする地区 補助金の返還 開業後 3 年以内に、自己の都合によって事業所等を移設したとき又は廃業したときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消す場合あり																																											

【お問合せ】 志布志市港湾商工課商工振興係 TEL : 099-472-1111

## 【志布志市港湾商工課港湾振興係 担当分】

輸出促進支援事業 		志布志市
概要	志布志港を利用した輸出を目指す市内事業者に対する、海外見本市への出展や商談会等への参加に対しての助成	
対象者	(1) 志布志市内に事業所を有していること (2) 志布志市から別途運営補助金等の交付を受けていないこと	
対象経費	出展や視察、商談会等にかかる経費	
補助率及び補助上限額等	補助率 対象経費の 1 / 2 以内 補助上限額 1 回の補助限度額は 20 万円 ※ 1 回につき補助を受けることができるのは 1 事業所 1 名	

志布志港食品・農林水産品輸出促進助成金 		志布志市
概要	志布志港新若浜地区国際コンテナターミナルに発着する外貿定期コンテナ船を利用して、食品及び農林水産品（原木を除く）を輸出される方（船荷証券の出し荷主）に、助成金を交付	
対象者	(1) 日本国内に事業所を有していること (2) 輸出する貨物が食品及び農林水産品（原木を除く）であること (3) 志布志港に寄港している定期コンテナ航路を利用して輸出すること	
補助率及び補助上限額等	補助金額 コンテナの種類に関わらず、1 本につき 2 万円 補助上限額 一荷主に対して年間（7 月～翌 6 月末日）50 万円	

志布志港新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業 		志布志市
概要	志布志市では、志布志港新若浜地区国際コンテナターミナルを発着するコンテナ船を利用してコンテナ貨物の輸出入を行う事業者に対して予算の範囲内で助成金を交付	
対象者	(1) 日本国内に事業所を有し、1 年以上事業活動を継続している企業（個人経営者含む） (2) 輸入については船荷証券の受荷主、輸出については船荷証券の出荷主	
要件	(1) 志布志港新若浜地区国際コンテナターミナルを発着するコンテナ船を利用して行う、輸出入コンテナ貨物のうち、新規（初めて志布志港を利用するもの）、又は継続利用（新規以外）の実入りコンテナ貨物 (2) 志布志港に入港又は志布志港から出港した日が期間内（2022 年 1 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日までの 1 年間）のコンテナ貨物 ※ 「志布志港食品・農林水産品輸出促進助成金（実施主体：志布志港湾振興協議会）の交付を受けた、又は受ける予定である食品等コンテナ貨物」、「船荷証券 1 件が 1 T E U に満たない小口混載貨物」は対象外	
補助率及び補助上限額等	補助金額 新規利用：輸入 5 万円（1 T E U）、輸出 1 万円（1 T E U） 継続利用：輸入 1 万円（1 T E U）、輸出 2 万円（1 T E U） 補助上限額 新規利用：輸入 100 万円（1 荷主）、輸出 200 万円（1 荷主） 継続利用：輸入 200 万円（1 荷主）、輸出 300 万円（1 荷主）	

食品輸出小口混載貨物助成事業 		志布志市
概要	志布志港発着する外貨コンテナ定期航路、または、国内定期航路を利用する食品の小口貨物をコンテナに混載することに対しての助成	
対象者	(1) 日本国内に事業所を有して、1 年以上事業活動を継続している企業 (2) 船荷証券（B / L）出しの荷主企業	
対象経費	(1) 志布志港発着の外貨コンテナ定期航路及び国内定期航路を活用した輸出コンテナ貨物 (2) 通関手続きが長崎税関鹿兒島税関支署志布志出張所管轄でなされた貨物 (3) 複数企業によるコンテナ混載の食品貨物	
補助率及び補助上限額等	補助金額 4 万円 / 1 t 若しくは 1 m <sup>3</sup> 補助上限額 1 コンテナへ混載する小口貨物助成限度額 1 万 2 千円 / 1 荷主 年間助成金限度額 12 万円 / 1 荷主	

【お問合せ】 志布志市港湾商工課港湾振興係 TEL : 099-472-1111



## 奄美市

**Check!**

奄美市事業所支援給付金事業



奄美市

概要	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が減少した市内事業者に、減少幅に応じた給付金を交付し、事業継続を支援
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が減少した市内事業者 ※鹿児島県の時短要請協力金の対象事業者又はタクシー・運転代行事業者は対象外 ※国の事業復活支援金と併用可能
申請要件	次の(1)～(2)の全てに該当していること。 (1) 2021年10月31日時点で奄美市内に本社又は主たる事業所を有している法人及び個人事業主で、今後も事業を継続する意思があること (2) 対象月※1の売上高が、基準期間※2内の任意の同じ月の売上高と比較して、20%以上減少していること ※1 対象月：2021年11月から2022年3月のいずれかの月 ※2 基準期間：「2018年11月から2019年3月」、「2019年11月から2020年3月」、「2020年11月から2021年3月」のいずれかの期間
給付額	(基準期間の売上高) - (対象月の売上高 × 5) = 支援金額 ※上限額：法人20万円、個人10万円 ※店舗ごとではなく、事業者ごとに1回の交付 ※算定式については、事業者の開業時期や確定申告書類によって異なります。詳細は申請要領をご確認ください。
申請期限	令和4年5月9日～令和4年7月31日

**Check!**

奄美市タクシー事業者等支援給付金



奄美市

概要	鹿児島県による飲食店に対する営業時間の短縮要請（要請期間：令和4年1月11日～令和4年3月6日）に伴い、直接的な影響の大きいタクシー・運転代行業者だけでなく、その従業員を支援し、雇用の安定と事業継続を図ること
対象者	タクシー事業者及び自動車運転代行業者のうち、次の要件に該当する事業者 (1) 令和4年1月11日時点において、市内で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思がある事業者であること
給付金の内容及び金額	運転手への支援：一人あたり上限30,000円 (1) 令和4年1月11日時点において雇用している従業員のうち、時短要請を主とした新型コロナウイルスの影響を受けた運転手の全てが対象 (2) 事業者が、本事業の目的に照らし、運転手が時短要請を主とした新型コロナによる影響を受けた金額を算出し、支給する金額を市が支援します ※個人事業主が運転手のときは、運転手としての支給対象とします ※自動車運転代行業の場合、事業者が保有する車両一台あたり、運転手は2人までとします。それ以上の場合は、上限額内で割り振りをお願いします ※同一人物について、複数の事業者から申請は受け付けられません  事業所への支援 タクシー：車両保有台数21台以上は300,000円 タクシー：車両保有台数20台以下は200,000円 自動車運転代行業者：一律100,000円 ※ただし、対象となる車両保有台数は運転手の数を上限とします。
申請期限	令和4年5月9日～令和4年6月30日

【お問合せ】 奄美市商工観光情報部商工政策課 TEL：0997-52-1111

## 南九州市

Check!	「あなたの取組を応援します！」 サポート補助金	 南九州市
概要	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた行動自粛等の影響を受けた中小企業者等の経営の維持や継続のための新たな取組みやイベントを実施する事業者等に対し「あなたの取組を応援します！」サポート補助金を交付	
対象者	対象者は次のいずれかに該当するもの (1) 中小企業者又はその者で構成する団体であること (2) 市内に住民票がある個人事業主であること	
対象と ならない者	次のいずれかに該当する者 (1) 暴力団及び暴力団員である者 (2) 事業者又は代表者に市税等の滞納がある者。ただし、新型コロナウイルスの感染症等に係る徴収猶予の特例により徴収が猶予されている市税等については、この限りではない	
補助対象事業	補助金の交付の対象となる事業は、次のいずれかに該当するもの (1) 市内の事業所において新たに実施する販路拡大、顧客獲得に資する事業 (2) 市内外で行う販路拡大、顧客獲得に資するマーケティング事業 (3) 事業継承のための後継者対策事業	
補助対象経費	(1) 需用費 ① 消耗品費…新規事業開設、マーケティング活動に係る事務用品、消耗品等 ② 印刷製本費…新規事業開設、マーケティング活動に係る会議資料・ポスター・チラシ等の印刷製本に係る経費（チラシ打ちは新たな事業の宣伝広告にのみ適用されます） ③ 材料費…新規事業用改装、マーケティング活動会場設置等の材料費等（リサイクル品は対象外とする） ④ 荷造運搬費…新規事業開設、マーケティング活動に係る送料等 (2) 役務費 ① 広告宣伝費…新規事業開設、マーケティング活動のための広告宣伝に係る経費 ② 手数料…新規事業開設、マーケティング活動に係る口座振込手数料、保健所等への届出に係る手数料等 ③ 損害保険料…マーケティング活動に係る損害保険料等 (3) 工事請負費…新規事業開設、マーケティング活動に係る工事請負費（3者以上の見積もりを徴すること） (4) 委託料…新規事業開設、マーケティング活動に係る委託料 (5) 備品購入費…新規事業開設、マーケティング活動に係る備品購入費（その後も継続して事業用に供すること） ※ただし、次のいずれかに該当するものは補助対象外 ・メニュー作成に係る経費 ・既存事業と新規事業の区別ができない経費 ・その他新型コロナウイルス感染症による影響と関係が無いと認められる経費	
補助率及び 補助上限額	(1) 小規模事業者 補助率：補助対象経費を合算した経費の3/4以内、補助上限：10万円 (2) 団体 補助率：補助対象経費を合算した経費の2/3以内 補助上限：30万円 ※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは切捨て	

## 商店街共同施設整備事業補助金



南九州市

概要	商工業の育成及び振興を図ることを目的に商業団体等及び事業主が行う商店街の活性化に寄与する事業に要する経費に対して補助金を交付 共同施設とは以下の各号の施設 (1) 商店街街路灯（照明器具の取替含む） (2) イベントスペース (3) 駐車場 (4) 休憩所 (5) 市長が特に必要と認める施設
対象者	共同施設を整備し、維持する商業団体等
補助率及び 補助上限額	補助率：対象経費の1/2以内 補助上限：上限1,000万円



空き店舗等活用事業補助金			南九州市
概要	商工業の育成及び振興を図ることを目的に商店街の活性化に寄与する事業に要する経費に対して補助金を交付		
対象地域	(1) 市内の商店街又は通り会 (2) その他市長が必要と認める地域		
対象者	(1) 商業団体等の会員 (2) 南九州市商工会員（加入見込者含む）		
要件	原則 3 年以上継続の見込みがあるもの 市税等の滞納がないこと		
補助対象	店舗の改装費 ※居宅部分や備品は含まれない		
補助率及び補助上限額	(1) 空き店舗等改装費 補助率：対象経費の 1 / 2 以内、補助上限：50 万円（1 回限り） (2) 空き店舗の家賃等（来客用駐車場用地含み敷金・礼金除く） 補助率：対象経費の 1 / 2 以内、補助上限：上限月額 3 万円（12 月以内）		

【お問合せ】 南九州市商工観光課商工水産係 TEL：0993-83-2511

## 伊佐市

伊佐市起業チャレンジ支援事業補助金事業			伊佐市
概要	伊佐市の地域産業の振興及び日常生活支援機能の確保を図るため、地域の 6 次産業化又は集落再生・活性化若しくは市街地活性化に寄与すると認められる事業として起業又は、空き店舗を活用して事業する者に対し補助		
対象者	伊佐市内で起業するものであって、以下のいずれにも該当するもの (1) 伊佐市内に住所を有し、居住する者（補助金額の確定までに転入し、居住する者を含む。）又は市内に事業所を有する法人の代表者 (2) 市区町村税の滞納がない者 (3) フランチャイズチェーン等に加盟していない者 (4) 補助金の交付を受けた後、3月以内に認定事業を開始できる見込みのある者 (5) 金融機関等からの資金調達が十分に見込める者 (6) 認定事業に必要な許認可等を取得している者又は認定事業の開始までに取得する見込みのある者 (7) 認定事業を通じて公序良俗に反する行為、政治的活動又は宗教的活動に関する行為を行わない者 (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団又は同条第6項に規定する暴力団員と密接な関係がない者 (9) 空き店舗を活用して事業を行う場合は、空き店舗所有者と同一世帯若しくは生計を一にする者でない者又は空き店舗所有者の配偶者若しくは二親等以内の血族及び姻族でない者でかつ市内で営業している店舗から空き店舗へ移転することにより、移転前の店舗を空き店舗としない者 (10) 過去にこの要綱による補助を受けていない者		
要件	施設整備費及び設備導入費に関する見積書等を基にした創業計画書による審査		
対象事業	(1) 新たな視点により地域の6次産業化に取り組むことで波及効果をもたらし、産業活性化につながる事が期待できるもの (2) 概ね校区単位程度の範囲において、生活サービスの提供や集落活性化の拠点として機能し、地域の暮らしの機能の維持、向上が期待できるもの (3) 市街地において集客が見込まれ、かつ近隣の事業所との連携により商店街の新たな活力の創出につながる事が期待できるもの		
対象経費	施設整備費及び設備導入費		
補助率及び補助上限額等	補助率：補助対象経費の 2 分の 1 以内、補助上限額：100 万円 ※ 1,000 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨て ※条件により加算措置あり		
申請期限	予算の範囲内、かつ年度内に事業が完了する計画を前提とした日程内に申請		

【お問合せ】 伊佐市 企画政策課 TEL：0995-23-1311

## さつま町

### 商工業新規参入者支援補助金



さつま町

概要	さつま町における商工業従事者の高齢化や商工業を取り巻く環境の変化に伴い、将来の商工業従事者の確保が重要となっているため、商工業への新規参入の促進を図り、さつま町の商工業の発展に寄与する
補助金給付の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 就業計画書に基づき、就業する新規参入者であること</li> <li>(2) 認定申請時まで年齢が65歳未満であること</li> <li>(3) 商工会員で町内に住所及び事業所（町外資本企業及びフランチャイズチェーン店（共同仕入等は除く）を有する者であること</li> <li>(4) 特定商取引法に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第1項に規定する連鎖販売業ではないこと</li> <li>(5) 原則として営業を行う日数が週5日以上である者</li> <li>(6) 補助金交付開始月から3年以上営業を継続して行う見込みがある者</li> <li>(7) 税務署に開業届又は法人設立届出書を提出した者であること</li> <li>(8) 就業者の誓約があり、かつ、次に掲げるいずれかの第三者の保証が受けられている者であること <ul style="list-style-type: none"> <li>ア．両親（ただし、同一世帯や共同経営者及び従業員は除く）</li> <li>イ．就労している者（ただし、共同経営者及び従業員は除く）</li> <li>ウ．町長が認める町外在住者</li> </ul> </li> <li>(9) 町商工会から経営指導及び意見書の交付を受けた者。</li> <li>(10) 町商工会主催の創業セミナーを受講している者又は受講する見込みである者。</li> <li>(11) 過去に同様の補助金の交付を受けたことがなく他の優遇措置を受けていないこと。</li> </ul>
補助金の額	月額 5 万円を 12 ヶ月の間、月単位で支給または 30 万円を年 2 回支給

### 空き店舗対策事業補助金



さつま町

概要	町内の空き店舗の解消を図るとともに、商店街の活性化や地域に密着した街づくりに資するため、町内の空き店舗（さつま町空き家バンク登録物件）を活用し、新たに商業を営もうとする方や、規模拡大等を図ろうとする中小企業者の方に対し家賃の一部を補助
補助対象者	<p>空き店舗を賃借して出店する個人又は法人であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) さつま町の空き店舗（さつま町空き家バンク登録物件）に入居し、1年以上の賃貸借契約を締結すること</li> <li>(2) 空き店舗の利用に当たっては、小売業、飲食業、サービス業、その他のこれらに類する事業、その他町長が認める事業を営む方。ただし、事務所としての使用、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める営業は除く</li> <li>(3) チェーン展開で事業を行うものでないこと</li> <li>(4) さつま町商工会に入会していること</li> <li>(5) 町税等の滞納がないこと</li> <li>(6) 空き店舗の所有者と同一世帯又は生計を一にしない方であること</li> <li>(7) この要綱の規定に基づき補助金の交付を受けたことがないこと</li> </ul>
対象経費	<p>補助の対象となる経費は、敷金、礼金、駐車場代、共益費及び仲介手数料等賃貸借契約に係る諸費用及び消費税を除く賃借店舗の月額家賃</p> <p>※国又は県等の家賃補助を受けている場合は対象とならない</p>
補助率及び補助上限額等	<p>補助率：対象経費の 2 分の 1 以内</p> <p>補助上限額：月額 3 万円を限度</p> <p>※ 1,000 円未満の端数は切り捨てた額</p> <p>※補助金の交付対象となる期間は、開業の日の属する月から起算して 12 ヶ月を限度</p>



小売業等店舗整備支援事業補助事業		さつま町
概要	小売業等を営む中小企業者の店舗の整備を支援することにより、中小企業及び商店街の振興に寄与する	
補助対象者	(1) 資本の額又は出資の総額が5,000万円以下の法人並びに常時使用する従業員の数が50人以下の法人若しくは個人 (2) 商工会の会員で町内に住所及び当該店舗を有する方 (3) 補助対象業種を現に営んでいる方で、補助事業実施後も引き続き同一事業を営む方 (4) 補助対象業種を新たに開業しようとする方 (5) 町税等を完納している方 (6) 過去に本補助金を受給した方については、前回から2年以上経過をした方	
対象業種	小売業、飲食業（交遊飲食業は除く。）及びサービス業（日常の社会生活において広く一般的に利用されているサービス業に限る）等 ※詳細はさつま町ホームページを参照してください	
対象事業内容	店舗の新築及び改装（外装、内装）に係る建築工事費のみ ※補助対象外：設備備品等の整備、購入費等、事業に伴う仮店舗、附属する居住部分	
補助率及び補助上限額等	補助率：事業費の30パーセント以内 ※補助対象となる施設に国県等の事業による補償費等の交付がある場合は、店舗整備に係る費用から、補償費等の額を控除した額を補助対象事業費とする。 ※算出額の1,000円未満の端数は切捨て 例：店舗改装事業費60万円の場合（600,000円×30%＝180,000円補助） 補助限度額：50万円	

旅館業等施設整備事業費補助		さつま町
概要	町内において旅館業等を営む者に施設整備への支援を行い、宿泊施設の整備充実と本町の観光振興に寄与する	
補助対象事業	(1) 旅館業等及び共同利用施設の建物の新築若しくは増改築若しくは改装又は温泉施設（備品等を除く。）の整備 (2) 共同利用施設の整備において、複数の出資者の中に町税等の滞納者が含まれる場合は、補助対象事業として採択しない	
対象者	(1) 町内において、旅館業等を営む者又は営もうとする者 (2) 町税等を完納している者 (3) 過去に本補助金を受けた者については、2年以上経過した者 (4) 共同利用施設を整備する場合において、複数の出資者の中に(1)に規定する以外の者が含まれている場合は、当該者を除いた者を補助金の交付対象者とする	
補助率及び補助上限額等	当該事業費の30パーセント以内で、限度額は200万円 ※該補助対象となる経費が国県等の補助対象等となっている場合は交付しない	

商工業制度資金利子補給助成金		さつま町
概要	さつま町内の商工業者の経営の安定と育成及び振興を図るため、予算の範囲内において、制度資金の借入者に対し、利子補給助成金を交付	
助成対象者	次の全てに該当する方 (1) 町内に住所又は事業所を有し、現に事業を営む中小企業基本法に基づく中小企業者で、町内の商工会に加入していること (2) 商工会の金融あっせんに基づく資金の借入であること (3) 町税等の滞納がないこと	
補助対象制度融資	次に掲げる制度資金で、借入期間が1年以上の事業経営に必要な運転資金及び設備資金 (1) 鹿児島県中小企業制度資金 (2) 日本政策金融公庫制度資金（教育貸付及び恩給担保貸付資金は除く。） (3) 商工貯蓄共済融資制度資金（積立金の範囲内の資金は除く。） ※借換えに相当する借入額は対象外	
助成率及び助成上限額等	助成率：融資を受けた金額の1%（ただし、借入利率が助成率を下回る場合はその率）以内 助成限度額：一事業者につき20万円 ※算出した額に1,000円未満の端数は切捨て	

【お問合せ】 さつま町役場商工観光 PR 課商工振興係 TEL：0996-53-1111

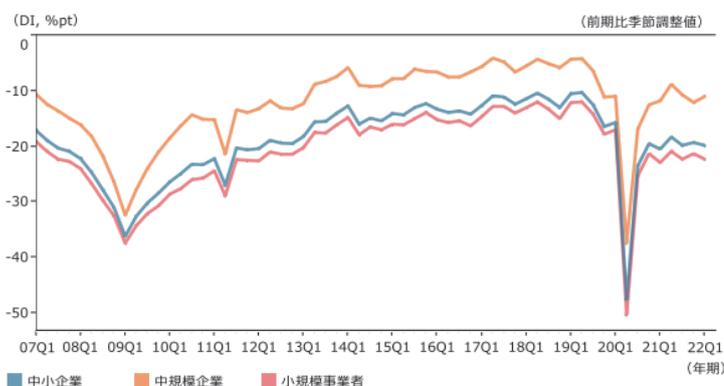
## 2022年版 中小企業白書・小規模企業白書の概要

今回の白書では、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）の流行や原油・原材料価格の高騰等の外部環境に直面する中小企業・小規模事業者の動向をもとに、中小企業・小規模事業者が自己変革に向けて、新たな挑戦を行うために必要な取組について分析しています。本特集では、その概要をご紹介します。

### 第1部 中小企業・小規模事業者の動向

中小企業の業況を見ると、2020年に感染症流行による経済社会活動の停滞により、業況判断DIが急速に低下し、リーマンショック時を超える大幅な下落となっていました。その後、大幅な業況の悪化からは回復傾向を示していますが、依然として感染症流行前の水準まで回復していない業種も多く、厳しい状況が続いています。

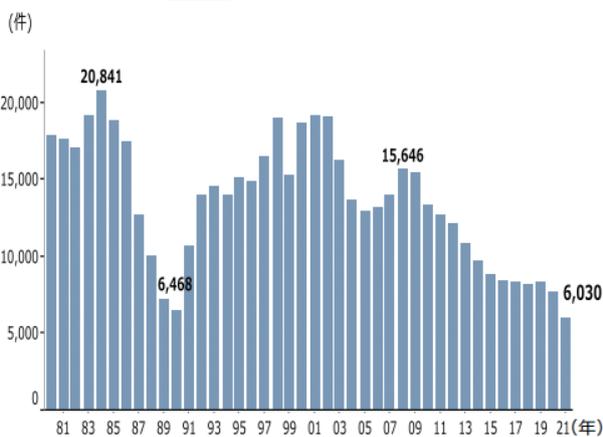
企業規模別に見た、資金繰りDIの推移



資料：中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業業況調査」  
 (注) 1. 景況調査の資金繰りDIは、前期に比べて、資金繰りが「好転」と答えた企業の割合(%)から、「悪化」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。

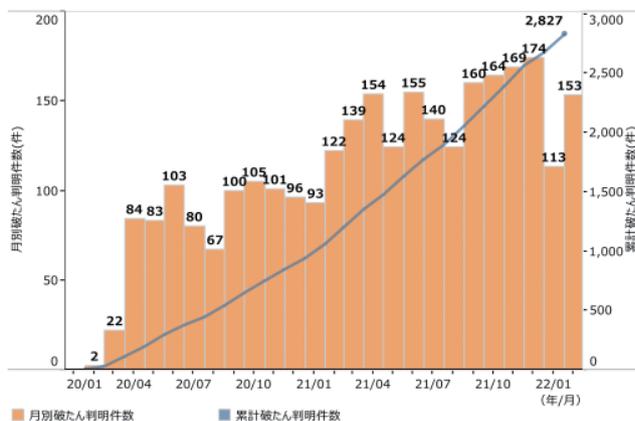
続いて、倒産件数の推移を確認すると、感染症の流行に伴う企業への資金繰り支援策等の効果により、全国における倒産件数は6,030件と57年ぶりの低水準にとどまっています(図1)。一方で、感染症関連破たんの件数は、昨年9月から4ヶ月連続で月別件数として過去最多を更新するなど、増加傾向にあります(図2)。

図1 倒産件数の推移



資料：(株)東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」

図2 新型コロナウイルス関連破たんの月別判明件数



資料：東京商工リサーチ「『新型コロナウイルス』関連破たん状況」(2022年2月28日)

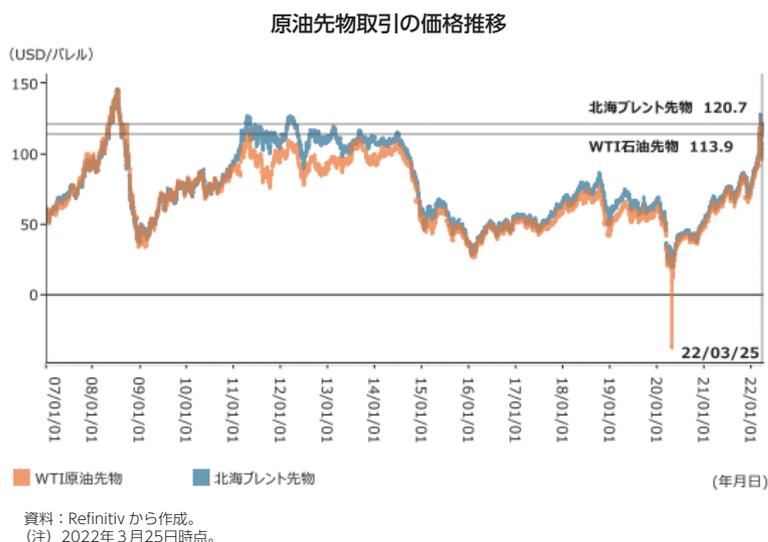


今後は、感染症だけでなく、原油・原材料価格の高騰、部材調達難、人材不足等の影響により、極めて厳しい経営環境が続く可能性が懸念されています。

## 1. 原油・原材料価格高騰

感染症の流行に加え、ウクライナ情勢の緊迫化などの地政学リスクが高まっている中、**燃料や非鉄金属等の取引価格が大きく変動しています**。特に原油は、先物取引価格の推移をみると、2020年4月頃に感染症の流行に伴う経済活動の停滞により大幅に低下したのち、上昇傾向に転じました。その後も上昇傾向が続き、**2022年2月下旬頃からその増加幅が更に大きくなっています**。

原油と並ぶ代表的な化石燃料である天然ガスの先物取引価格も、主要調達先であるロシアからの供給不足の懸念が相まって、2021年後半から続く価格の上昇傾向が加速しています。また、非鉄金属（アルミニウム等）や金属類、木材といった資源の取引価格、電力価格も上昇しています。



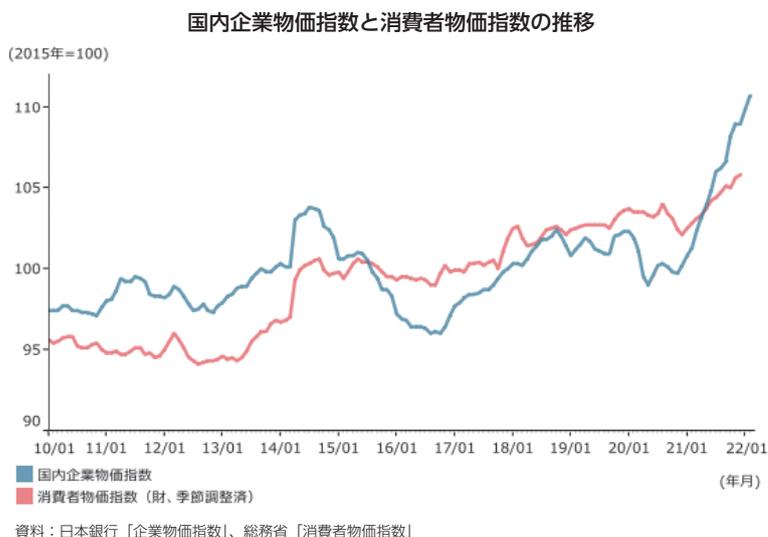
鹿児島県では、原油価格高騰にかかる相談窓口及び融資制度についてホームページで公開しています。お問い合わせ先は、下記 URL にてご確認ください。

<https://www.pref.kagoshima.jp/ab11/kurashi-kankyo/syohi/price/oil/soudanmadoguti.html>



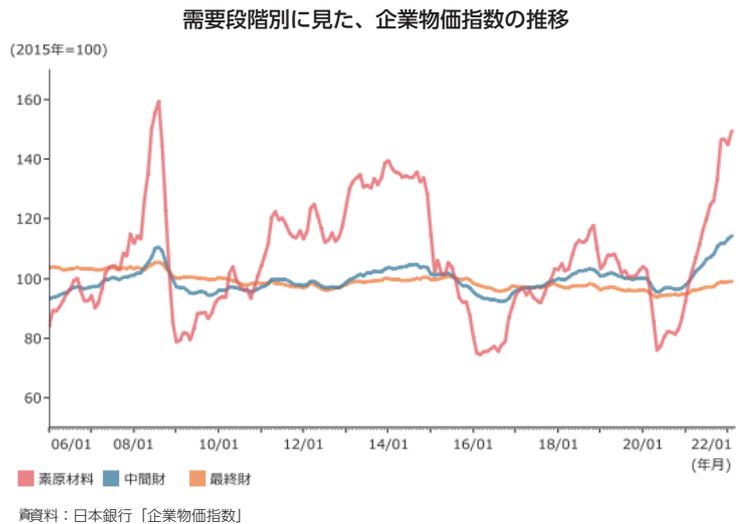
## 2. 企業間取引の状況

生産者の出荷又は卸売段階における財の物価の動きを示す「国内企業物価指数」と、小売段階の物価の動きを反映する指標である「消費者物価指数」のそれぞれの動向に注目すると、国内企業物価指数は2020年12月から、消費者物価指数は2021年1月から上昇傾向に転じています。また、2021年以降におけるそれぞれの物価指数の推移を見ると、国内企業物価指数が消費者物価指数の変化を上回って急激に上昇しています。



続いて、需要段階別に企業物価指数を見ると、足元では素原材料価格が大きく上昇し、中間財価格も上昇傾向です。一方で、最終財価格が大きな変動を見せていません。

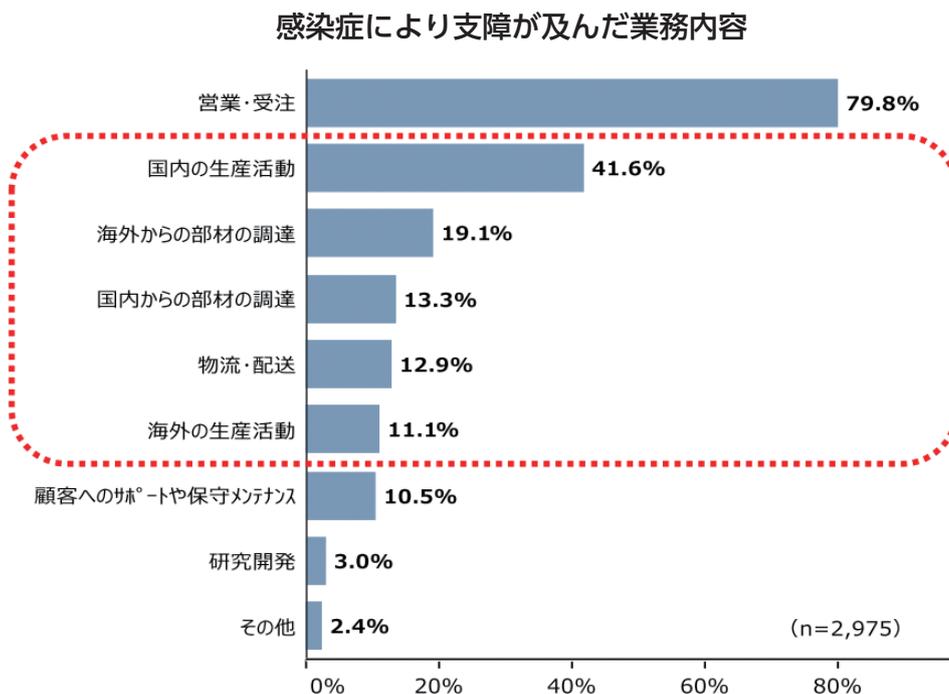
このことから、足元の燃料や非鉄金属などの資源価格の高騰が、**最終財に必ずしも十分には転嫁されていない様子**が分かります。



### 3. サプライチェーン

感染症は企業のサプライチェーンにも影響を与え、サプライチェーンの強靱化を図る重要性を再認識する出来事になりました。下図は、感染症に起因して支障をきたした業務について示したものです。これを見ると、「営業・受注」を挙げる企業が最も多いものの、**生産活動や部材調達といった供給面における支障も多かった**ことがわかります。それを受けて、調達活動を見直した企業では、集中購買の見直しや新規調達先の開拓、内製化に取り組んでいます。

今回起きた感染症のようにサプライチェーンが寸断される今後のリスクを見据えて、調達先の調達ルートへの把握や調達先の分散といった取組を通じて、サプライチェーンの再構築を図っていくことが重要と言えます。

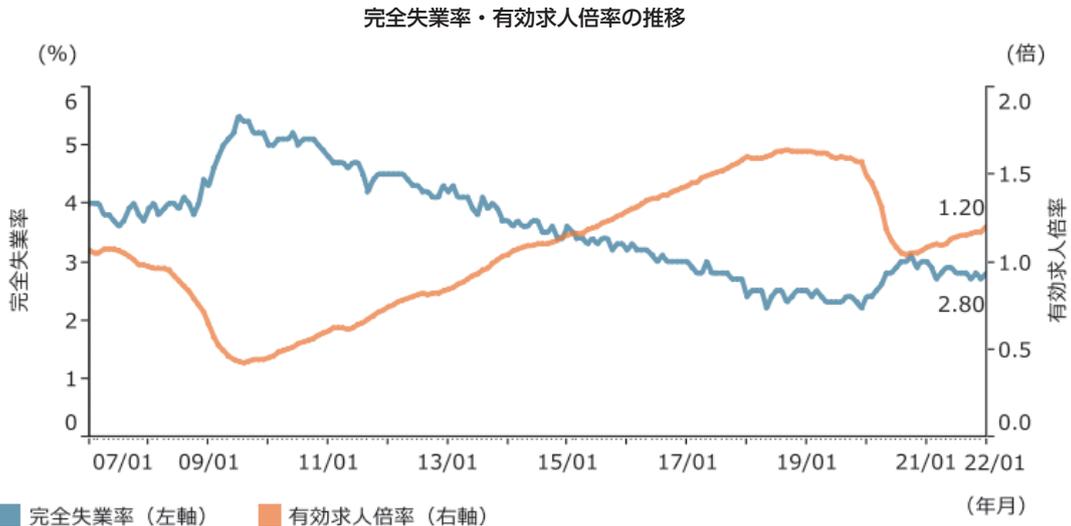


資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）「我が国ものづくり産業の課題と対応の方向性に関する調査」（2021年3月）



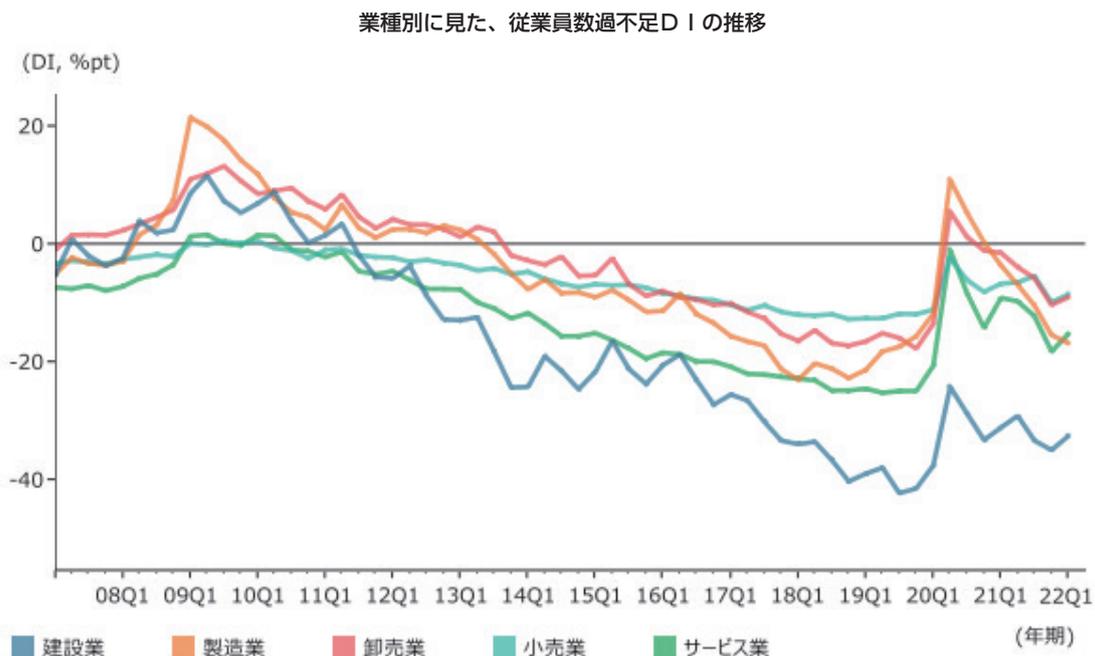
#### 4. 雇用の状況

雇用情勢を示す代表的な指標である完全失業率は、2009年中頃をピークに長期的に低下傾向で推移してきましたが、2020年に入ると上昇傾向に転じ、その後は再び低下傾向で推移しています。また、有効求人倍率も2020年に入り、大きく低下したものの、再び緩やかな上昇傾向となっています。



資料：総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」  
 (注) 季節調整値。

中小企業の雇用をめぐる状況については、感染症流行の影響により一時的な人手不足感が弱まったものの、依然として**建設業を中心に人手不足の状況**が見られます。



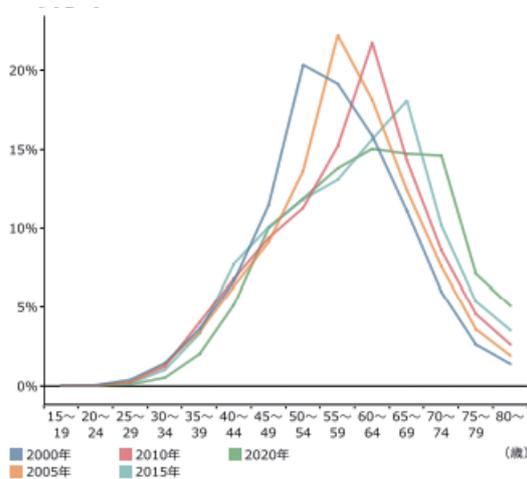
資料：中小企業庁・(独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」  
 (注) 従業員数過不足DIとは、従業員の今期の状況について、「過剰」と答えた企業の割合(%)から、「不足」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。

## 5. 事業承継

年代別に中小企業者の経営者年齢の分布についてみると、2020年は経営者年齢の層が60歳～74歳に分散しており、これまでピークを形成していた団塊世代の経営者が事業承継や廃業などにより経営者を引退していることが示唆されています。一方で、70歳以上の経営者の割合は2020年も高まっていることから、経営者年齢の上昇に伴い**事業承継を実施した企業と実施していない企業に二極化**している様子が分かります。

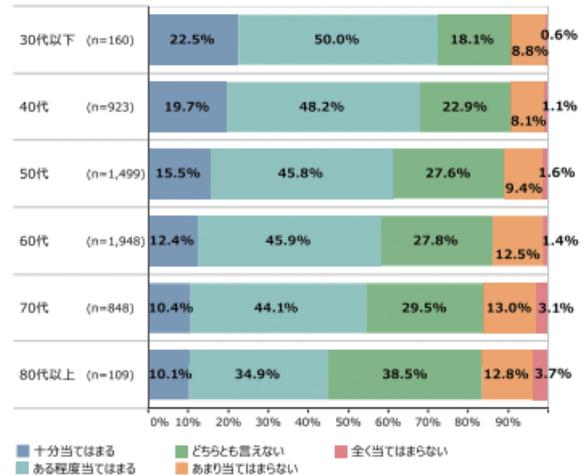
下図2は、経営者年齢別に試行錯誤（トライアンドエラー）を許容する組織風土の有無を見たものです。これを見ると、経営者年齢が若い企業ほど、試行錯誤を許容する組織風土があるとする企業の割合が高い傾向にあることが分かります。**事業承継を適切に実施し、次世代の後継者に引き継ぐことで、中小企業の更なる成長が期待**されます。

図1 年代別に見た中小企業の経営者年齢の分布



資料：(株) 東京商工リサーチ「企業情報ファイル」再編加工

図2 経営者年齢別に見た、試行錯誤（トライアンドエラー）を許容する組織風土の有無



資料：(株) 東京商工リサーチ「中小企業の財務・経営及び事業継承に関するアンケート」(2020年11月)

## 第2部 新たな時代へ向けた自己変革力

中小企業・小規模事業者の動向を踏まえ、今回の白書では事業者の自己変革を主題に、どのような取組が必要なのかについて、テーマ別に分析を行っています。

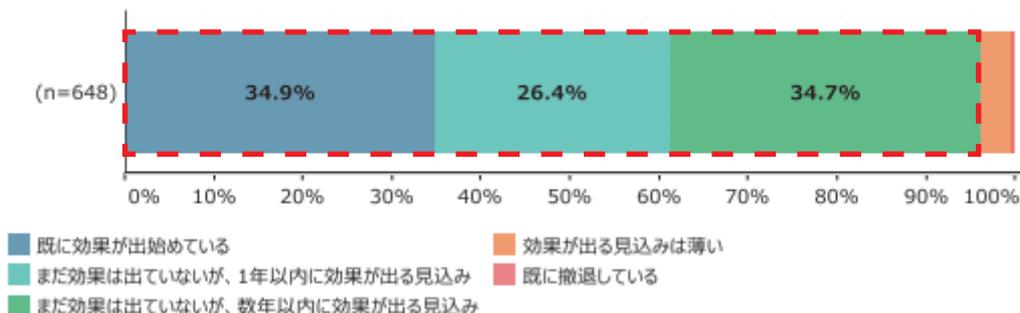
### テーマ1：中小企業における足下の感染症への対応

感染症下において、中小企業を取り巻く事業環境は大きく変化し、中小企業の中には事業再構築を実施しているところがあります。特に、宿泊業・飲食サービス業や小売業等において事業再構築を行っている割合が高くなっています。感染症流行の影響をより受けた業種において、売上減少が続く中で事業再構築を実施している様子がうかがえます。

事業再構築による売上面での効果を確認すると、**既に実施している企業のうち96%は一定の効果が**出始めているもしくは、**効果が期待できると回答**しています。



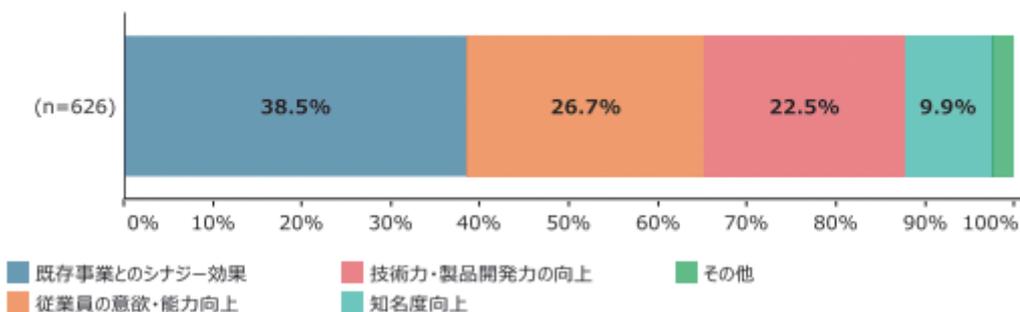
事業再構築による売上面での効果



資料：(株) 東京商工リサーチ「中小企業の経営理念・経営戦略に関するアンケート」  
 (注) 事業再構築について「既に行っている」と回答した企業に対して聞いている。

売上面での効果だけでなく、「既存事業とのシナジー効果」や「従業員の意欲・能力向上」といった面での効果を実感しているという結果も出ており、事業再構築は足元の事業継続だけでなく、事業の成長にも寄与しています。事業環境の変化の激しい時代においては、自社が構築している競争優位を常に保つことができるとは限らないため、**定期的に経営戦略の見直しを行い、必要に応じて事業再構築を実施していくことが重要と考えられます。**

事業再構築による売上面以外での効果



資料：(株) 東京商工リサーチ「中小企業の経営理念・経営戦略に関するアンケート」  
 (注) 事業再構築について「既に行っている」と回答した企業に対して聞いている。



## 事業再構築補助金

ウィズコロナ・ポストコロナ時代の経済環境の変化に対応するために実施する、思い切った事業再構築の挑戦を支援する補助金です。

第6回公募（締切：令和4年6月30日（木）18:00）では、特に**グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者**を対象に、従来よりも補助上限額を引き上げ、売上高減少要件を撤廃した新たな申請類型「グリーン成長枠」が創設されたことが特徴です。

また、**原油価格・物価高騰等の経済環境の変化の影響**により、2022年1月以降のいずれかの月の売上高（又は付加価値額）が、2019年～2021年同月と比較して10%（付加価値額の場合15%）以上減少している事業者に対し、加算措置を行い、優先的に採択されます。

第7回公募（公募開始時期未定）では、「**原油価格・物価高騰等緊急対策枠**」の新設が決定しており、詳細な制度設計については検討が進められています。

申請に関する詳細は、下記 URL より「事業再構築補助金」の特設 HP をご覧ください。

<https://jigyousaikouchiku.go.jp/>



## テーマ2：企業の成長を促す経営力と組織

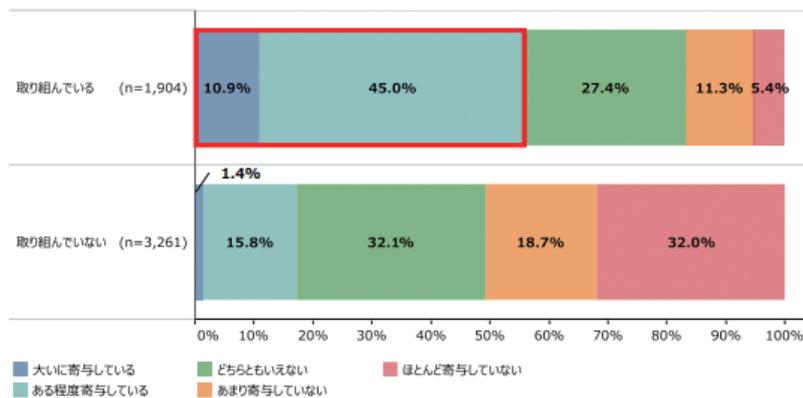
企業の成長（付加価値向上）を促す方法として、労働力の確保や有形資産投資の増加が挙げられますが、**ブランド構築や人的資本をはじめとする「無形資産」への投資も成長を促す方法の一つ**です。有形資産よりも無形資産に投資する方が、よりイノベーションをもたらす効果が高いという分析結果もあり、注目が近年高まっています。

### ・ブランド構築

ブランド構築・維持のための取組の実施有無別に、取引価格への寄与を確認したデータが下図です。

取組を行っている企業の方が、取組を行っていない企業と比較して、ブランドが取引価格の維持・引上げに寄与している企業の割合が高くなっています。ブランドの構築・維持に取り組むことにより、**差別化が図られ、取引価格の維持・引上げが可能となり、売上総利益率の向上など企業業績へのプラスの影響**が生まれている可能性が考えられます。

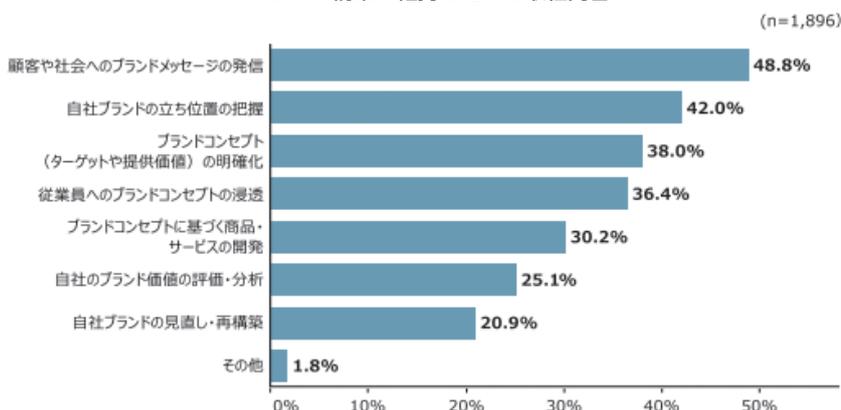
ブランドの構築・維持を図る取組の実施有無別に見た、取引価格への寄与



資料：(株) 東京商工リサーチ「中小企業の経営理念・経営戦略に関するアンケート」（2021年12月）  
 (注) 1. ここでのブランドとは、「顧客に認識される、企業や商品・サービスなどのイメージの総体」を指す。  
 2. 企業のブランドが取引価格の引上げ・維持に寄与しているかを聞いたもの。

ブランドの構築・維持のための取組として、「顧客や社会へのブランドメッセージの発信」を行っている企業の割合が多いです。次いで「自社ブランドの立ち位置の把握」、「ブランドコンセプトの明確化」の回答割合が高くなっています。闇雲に情報発信をするのではなく、**「自社ブランドの立ち位置の把握」や「ブランドコンセプトの明確化」にしっかりと取り組むこと**で、より効果的な情報発信につながります。

ブランドの構築・維持のための取組内容

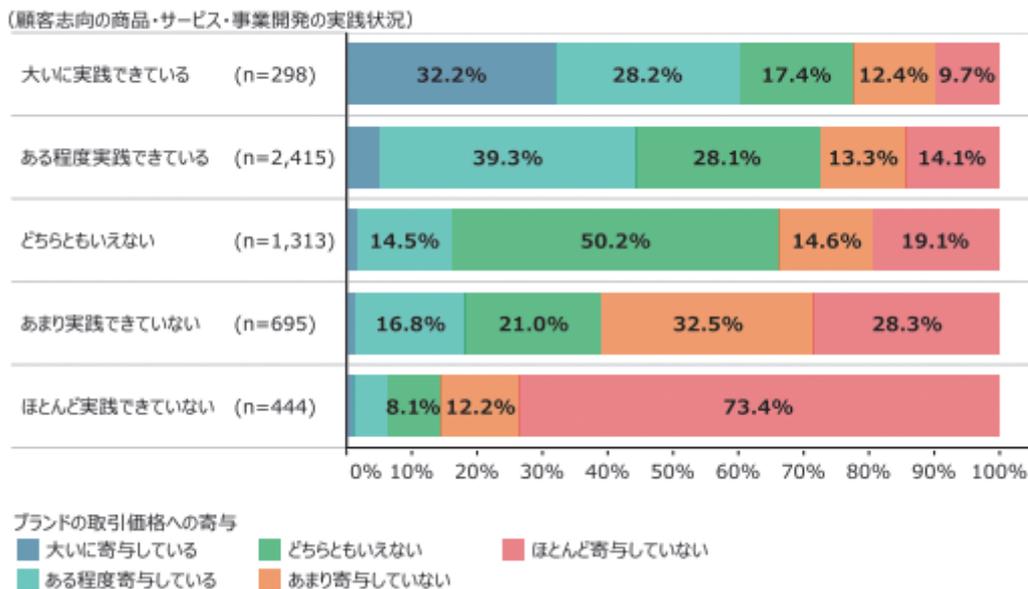


資料：(株) 東京商工リサーチ「中小企業の経営理念・経営戦略に関するアンケート」  
 (注) 1. ブランドの構築・維持のための取組の有無について、「取り組んでいる」と回答した企業に聞いている。  
 2. 複数回答のため、合計は必ずしも100%にならない。



また、顧客の声に耳を傾けた新商品やサービス開発も重要です。下図は、顧客志向の商品・サービス・事業開発の実践状況別に、ブランドの取引価格への寄与を示したものです。これを見ると、顧客志向の商品・サービス・事業開発を実践できている企業において、ブランドの取引価格への寄与が高い傾向にあることが分かります。顧客のニーズにあった商品・サービス・事業を開発することで、顧客からのブランドの評価が高くなり、取引価格の維持・引上げにつながっている可能性が考えられます。

顧客志向の商品・サービス・事業開発の実践状況別に見た、ブランドの取引価格への寄与

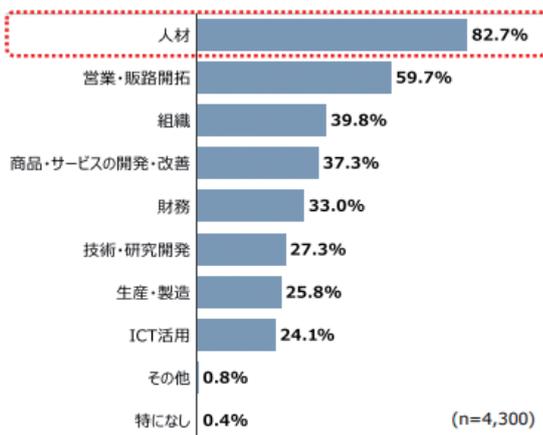


資料：(株) 東京商工リサーチ「中小企業の経営理念・経営戦略に関するアンケート」

## ・人材資本への投資

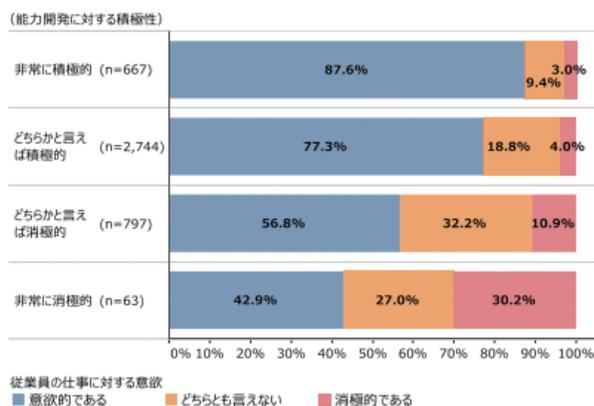
企業活動における経営資源は、「ヒト」、「モノ」、「カネ」、「情報」に大別されますが、その中でも「ヒト」は、他の経営資源を使う主体であることから、重要な経営課題として特に関心を持たれています。下図2より、経営者が従業員の能力開発に積極的である企業では、従業員の仕事に対する意欲も高い傾向にあるということが分かります。

図1 経営者が重視する経営課題



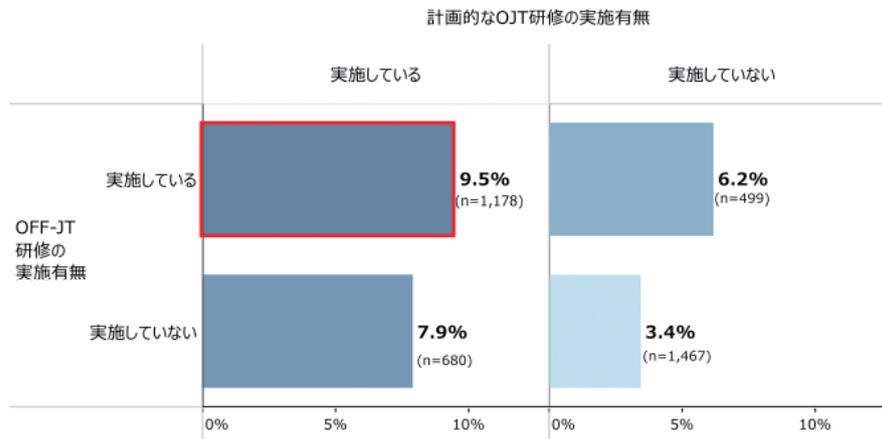
資料：(株) 帝国データバンク「中小企業の経営力及び組織に関する調査」(2021年12月)

図2 能力開発に対する積極性別に見た、従業員の仕事に対する意欲



計画的な OJT 研修や OFF-JT 研修を実施している企業では、売上高増加率が高くなっていることも明らかになっています。背景として、学ぶことが組織風土として定着することで、現状を認識し、各自が考え、課題解決や新たな事業を確立することにつながっていることが考えられます。

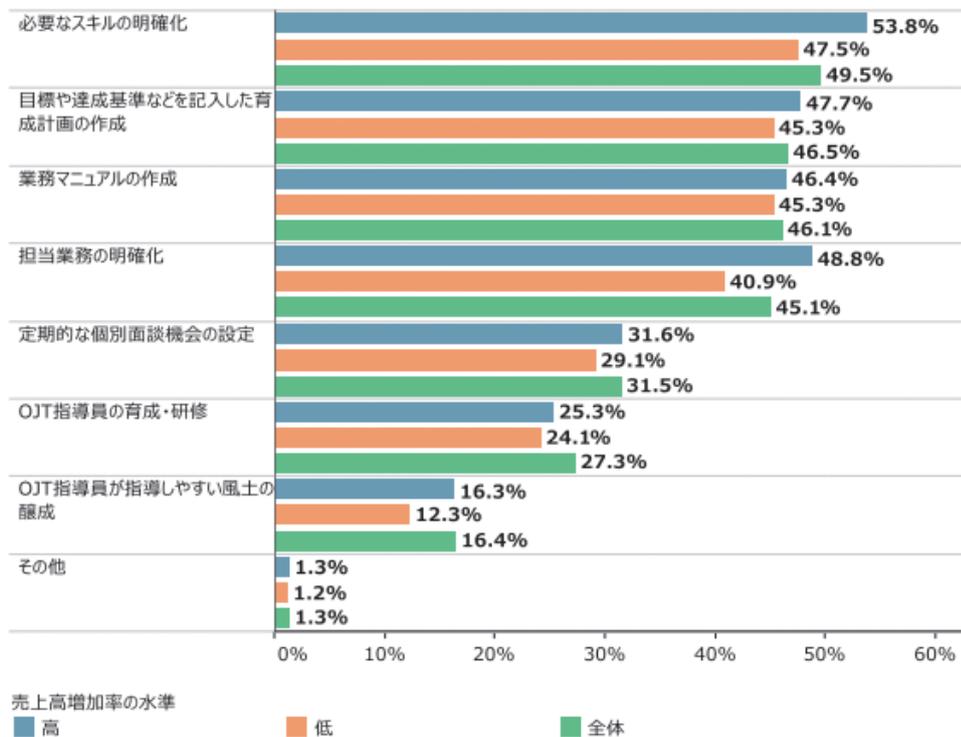
図 計画的な OJT 研修及び OFF-JT 研修の実施状況別に見た、売上高増加率



資料：(株) 帝国データバンク「中小企業の経営力及び組織に関する調査」(2021年12月)  
 (注) 売上高増加率は、2015年と2020年の中央値を比較したものである。

OJT 研修の効果を高めるための取り組みとして「必要なスキルの明確化」や「目標や達成基準などを記入した育成計画の作成」、「業務マニュアルの作成」が上位となっています。

売上高増加率の水準別に見た、OJT 研修の効果を高めるために実施している取組



資料：(株) 帝国データバンク「中小企業の経営力及び組織に関する調査」  
 (注) 1. 従業員に対する計画的な OJT について、「実施している」と回答した者に対する質問。  
 2. 複数回答のため、合計は必ずしも100%にならない。  
 3. 有効回答数 (n) は以下のとおり。高：n=459、低：n=406、全体：n=1,910。  
 4. 業種別に、売上高増加率 (2015年から2020年) の高い企業について上位25%を「高」、下位25%を「低」として集計している。



OFF-JT 研修については、「技能の習得」や「マネジメント」に関する研修を実施している企業が多いです。そのほかにも、製造業では「品質管理」、情報通信業では、「ビジネスマナー等のビジネスの基礎知識」や「プログラム、システムを自ら開発又は運用できるスキル」、卸売業や小売業では「営業スキル」などの割合も高く、従業員に求めるスキルに応じて、OFF-JT 研修を実施している様子が見て取れます。求める人材像や従業員の目指す姿を明確化することで、計画的な研修が実施でき、従業員一人一人の自己啓発に対する意欲が高まる可能性が示唆されています。

業種別に見た、実施している OFF-JT 研修の内容

	建設業 (n=267)	製造業 (n=577)	情報通信業 (n=125)	卸売業 (n=234)	小売業 (n=159)	サービス業・ その他 (n=358)	全体 (n=1,720)
技能の習得	68.5%	60.0%	49.6%	37.6%	39.6%	52.0%	54.0%
マネジメント	42.7%	50.1%	58.4%	53.0%	50.3%	48.3%	49.6%
ビジネスマナー等の ビジネスの基礎知識	39.7%	37.6%	64.0%	56.8%	50.3%	41.6%	44.5%
コミュニケーション能力	30.3%	29.8%	48.0%	36.8%	38.4%	32.7%	33.5%
品質管理	26.6%	53.9%	16.0%	21.8%	11.9%	20.7%	31.7%
営業スキル	20.2%	19.4%	20.0%	54.7%	50.3%	21.2%	27.6%
キャリア形成に関する研修	28.8%	22.2%	26.4%	18.8%	26.4%	24.6%	24.0%
法務・コンプライアンス・ 財務会計	19.9%	16.8%	15.2%	22.6%	13.8%	23.2%	19.0%
業務を遂行する上で 有益なITリテラシー	9.4%	6.9%	35.2%	14.5%	7.5%	10.6%	11.2%
マーケティング知識	6.0%	9.0%	8.8%	16.2%	17.6%	10.1%	10.5%
プログラム、システムを自ら 開発又は運用できるスキル	5.2%	6.6%	50.4%	4.3%	3.1%	4.2%	8.4%
その他	3.4%	3.3%	1.6%	4.3%	1.9%	3.1%	3.1%

資料：(株) 帝国データバンク 「中小企業の経営力及び組織に関する調査」  
(注) 複数回答のため、合計は必ずしも100%にならない。



## ユースエール認定制度

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度が設けられています。ユースエール企業になると、以下5点の支援を受けられるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保等が期待されます。

- ①ハローワーク等で重点的 P R の実施
- ②認定企業限定の就職面接会等への参加
- ③自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能
- ④日本政策金融公庫による低利融資
- ⑤公共調達における加点評価

認定基準や認定企業に対する支援策等の詳細については、下記 URL をご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000100266.html>

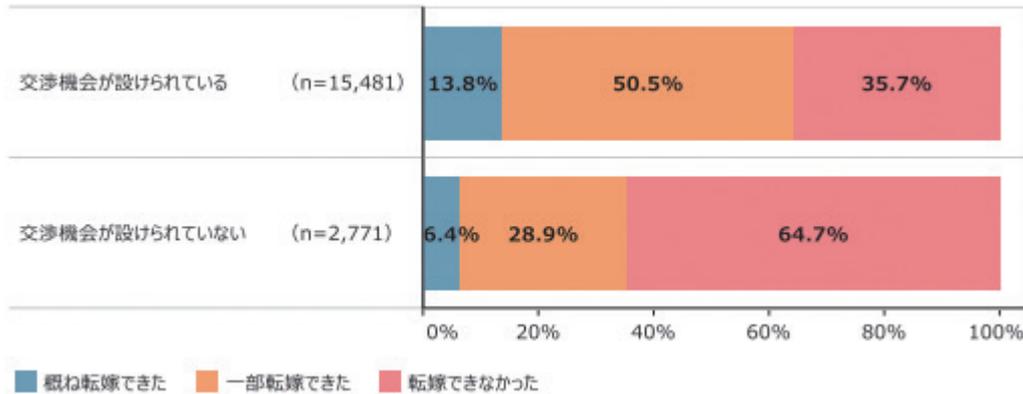


## テーマ3：共通基盤としての取引適正化とデジタル化、経営力再構築伴走支援

### ・取引適正化

コスト変動への対応だけでなく、中小企業における賃上げといった分配の原資を確保する上でも、取引適正化は重要です。価格転嫁に向けては、販売先との交渉機会を設けられている企業ほど、価格転嫁に繋がっていることが分かります。

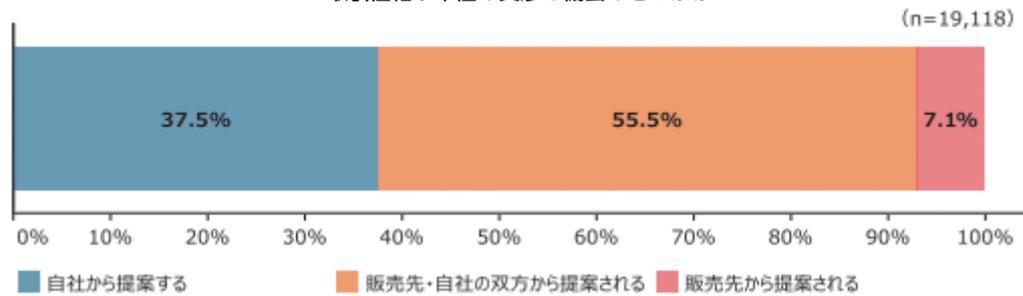
販売先との取引価格や単価の交渉機会の有無別に見た、コスト全般の変動に対する価格転嫁の状況



資料：(株)東京商工リサーチ「令和3年度取引条件改善状況調査」  
 (注) 1. 受注側事業者向けアンケートを集計したもの。  
 2. 直近1年のコスト全般の変動に対して、「転嫁の必要がない」と回答した企業を除き集計している。

交渉機会を設けるにあたっては、「自社から提案する」や「販売先・自社の双方から提案」が合わせて9割超となっており、**自社から積極的に提案する姿勢**が重要となっています。

取引価格や単価の交渉の機会のきっかけ



資料：(株)東京商工リサーチ「令和3年度取引条件改善状況調査」  
 (注) 1. 受注側事業者向けアンケートを集計したもの。  
 2. 販売先との取引における取引価格や単価の交渉の機会について「設けられている」と回答した者に対する質問。



## パートナーシップ 構築宣言

「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、企業の代表者の名前で宣言するものです。

「パートナーシップ構築宣言」では、

① サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

② 親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）の遵守を宣言し、ポータルサイトに掲載することで、各企業の取組の「見える化」を行います。

ポータルサイトで「宣言」を公表した企業は指定のロゴマークを広報等に使用することができます。

なお、政府において「宣言」を行った企業に対する補助金の優先採択が検討されています。

パートナーシップ構築宣言に関する詳細は、下記 URL よりポータルサイトをご確認ください。

<https://www.biz-partnership.jp/index.html>



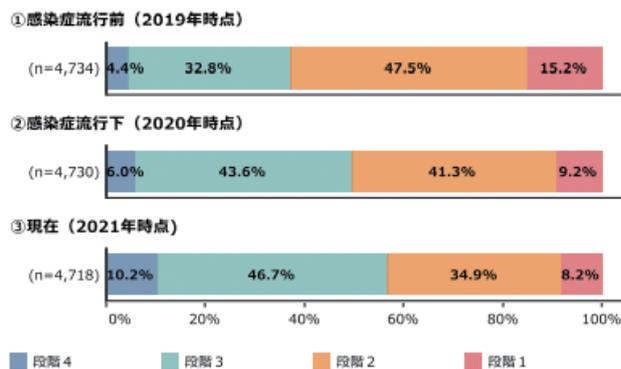
## ・デジタル化

感染症の流行前後で、デジタル化により業務効率化などに取り組む事業者（段階3）は増加しています。一方で、依然として紙や口頭による業務が中心の事業者（段階1）が一部存在するとともに、デジタル化によるビジネスモデルの変革など、DXに取り組んでいる事業者（段階4）も約1割にとどまっています。

図1 デジタル化の取組段階

段階4 (10.2%)	デジタル化によるビジネスモデルの変革や競争力強化に取り組んでいる状態 (例) システム上で蓄積したデータを活用して販路拡大、新商品開発を実践している
段階3 (46.7%)	デジタル化による業務効率化やデータ分析に取り組んでいる状態 (例) 売上・顧客情報や在庫情報などをシステムで管理し業務フローの見直しを行っている
段階2 (34.9%)	アナログな状況からデジタルツールを利用した業務環境に移行している状態 (例) 電子メールの利用や会計業務の電子処理業務でデジタルツールを利用している
段階1 (8.2%)	紙や口頭による業務が中心で、デジタル化が図られていない状態

図2 デジタル化の取組状況



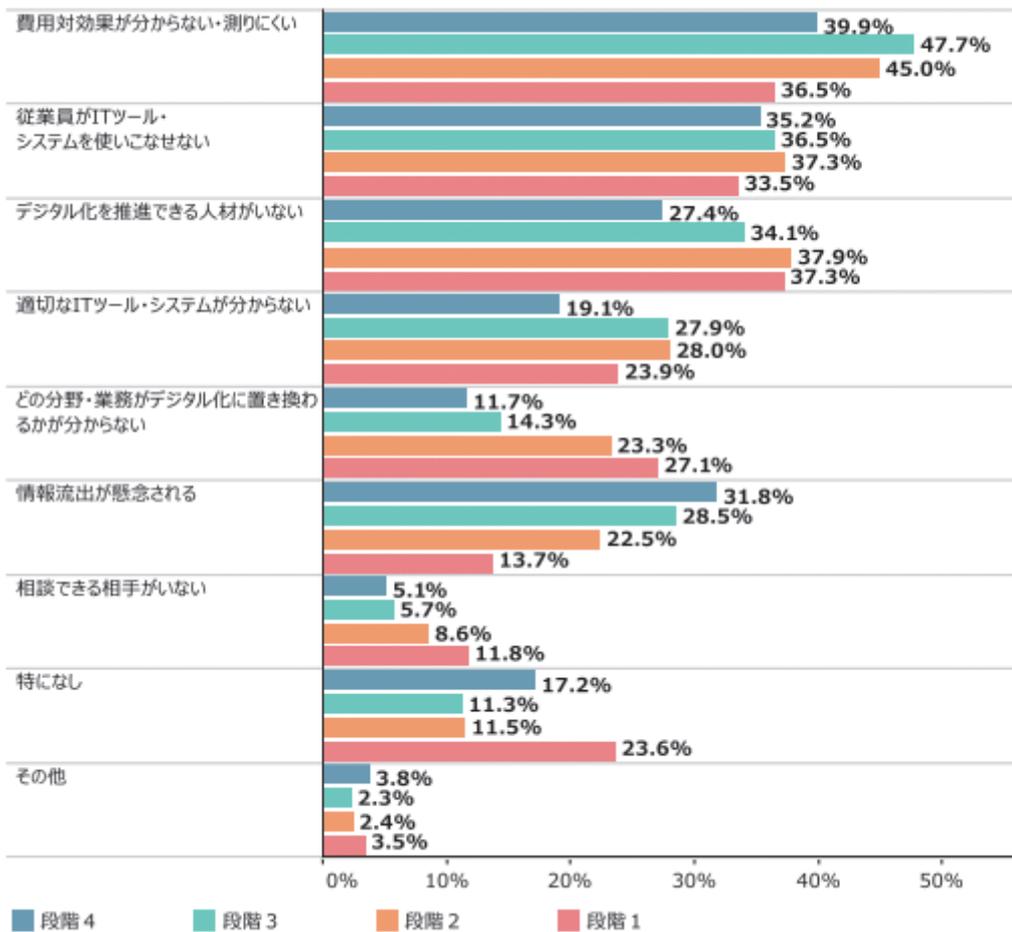
(注) 1. 取組段階については、経済産業省「デジタルトランスフォーメーションの加速に向けた研究会 DX レポート2 (中間とりまとめ)」、「攻めのIT活用指針」、内閣府「令和3年度経済財政白書」等を参照しながら作成。  
2. 括弧内の数字は、2021年においてどの取組段階にあるかを聞いた割合。

資料：(株) 東京商工リサーチ「中小企業のデジタル化と情報資産の活用に関するアンケート」(2021年12月)

(注) デジタル化の取組状況として、「分らない」と回答した企業は除いている。

デジタル化に取り組む際の課題としては、「費用対効果が分からない・測りにくい」を挙げる割合が最も高く、約4～5割の企業が課題としています。通常の設備投資と異なり、IT投資の場合には定量的な評価が困難なケースが多いことから、適切な費用対効果の測定に悩んでいる様子がうかがえます。その他の課題としては、取り組み段階が低いほど「デジタル化を推進できる人材の不足」を課題と感じており、段階2～3の企業においては「適切なITツール・システムが分からない」と回答している割合が多いです。取り組みが進んでいる企業では、「情報流出の懸念」を課題として挙げる割合が多い等、**取組段階に応じて異なる課題を抱えています**。中小企業のデジタル化を支援する外部専門機関やITベンダーにおいては、企業が直面している課題や潜在的なボトルネックに応じて、効果的な支援や提案が求められています。

デジタル化の取組状況別に見た、デジタル化に取り組む際の課題



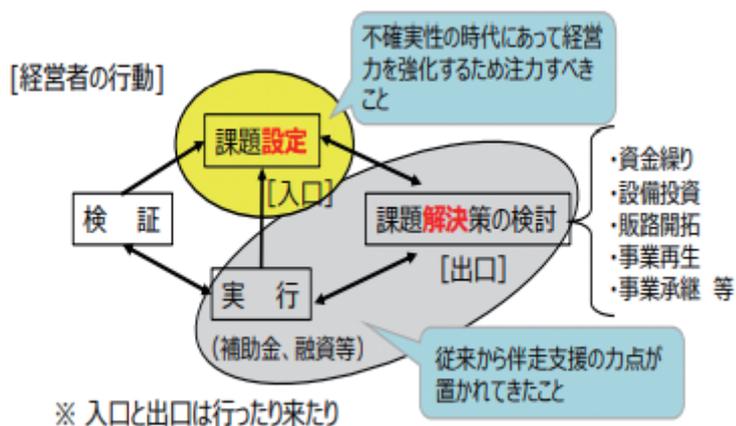
資料：(株)東京商工リサーチ「中小企業のデジタル化と情報資産の活用に関するアンケート」  
 (注) 1. 回答数 (n) は以下のとおり。段階4：n=471、段階3：n=2,180、段階2：n=1,611、段階1：n=373。  
 2. デジタル化の取組状況として「分らない」と回答した企業を除いている。  
 3. デジタル化の取組状況とは現在(2021年時点)におけるデジタル化の状況を指している。  
 4. 複数回答のため合計が100%とならない。

## ・経営力再構築伴走支援

今後、ポストコロナ時代を迎えるに当たって、中小企業、小規模事業者においても「経営力そのもの」が大きく問われており、経営者自らが、環境変化を踏まえて経営課題を冷静に見極め、迅速果敢に対応・挑戦する「自己変革力」が求められています。**表面的な課題解決だけではなく、経営力そのものに迫る的確な課題設定**を行うことが重要であり、第三者である支援者・支援機関と経営者等との対話による伴走支援を受けることが有効です。



### 経営者の行動と伴走支援



資料：伴走支援のあり方検討会（中小企業主催）「中小企業伴走支援モデルの再構築について」（2022年3月）

第三者（支援者）に対して経営者自らの頭の中にある想いを伝えて「言語化」することで、様々なしがらみや認知バイアス等が障壁となっていたことが整理され、納得感を持って自己変革に臨むことができます。伴走支援によって課題設定後の解決策の検討、実行、検証のプロセスを共有しておくことで、段階に応じた補助制度やツールの提案を受けられたり、専門家の導入を検討したりと、経営力強化に繋がります。

### 自己変革への「5つの障壁」（関東経産局報告書「地域中核企業を対象とした官民合同チームによる伴走型支援の取組」より）



鹿児島県中小企業団体中央会では、組合や組合員企業における様々な課題の解決に向けた支援を行っています。各種支援メニューについては、令和4年5月号「特集1」に掲載しておりますので、ご活用をご検討ください。まずはお気軽にご相談ください。

## 個店の声を拾い上げ 県内業界の維持・発展を担う



第18回全国菓子大博覧会（鹿児島開催）の様子



理事長 岩田英明 氏

## 鹿児島県菓子工業組合

お菓子は、家族団らんのひと時や手土産など、人と人との交流の場を彩ったり、自分へのご褒美として癒しを与えてくれたりと日々の生活に欠かせません。

そんな菓子業界を支える鹿児島県菓子工業組合の活動や今後の展望について岩田英明理事長にお話をうかがいました。

### ■組合の概要

前身である鹿児島市菓子工業協同組合（昭和22年2月設立）は、戦後まもなく原料がなかなか手に入らないという厳しい時代に、砂糖の配給割当などを主な事業としていました。その後、地方を含め組織を拡大した鹿児島県菓子商工業協同組合を経て、昭和37年11月に現在の鹿児島県菓子工業組合が設立されました。県内の菓子店160名の組合員からなる鹿児島県菓子工業組合は、今年の11月に創立60年を迎えます。

主に原料の共同購買や技術向上・新商品開発のための研修会の実施、全菓連P L 共済の代理業務により組合員の経営力強化に寄与しています。

また、令和2年4月から新たな食品表示制度が完全施行となり、義務化された「栄養成分表示※」への対応を支援する等、経営環境の変化を捉えた活動を行っています。



### ※栄養成分表示の義務化

食品表示法に基づく表示基準では、一般用加工食品に栄養成分表示が義務付けられています。必ず熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム（食塩相当量に換算したもの）の5つを表示する必要があります。

#### 《例》

必ず「栄養成分表示」と表示します。

熱量及び栄養成分の表示の順番は決まっています。

クッキー	
栄養成分表示 (1枚当たり)	
熱量	25kcal
たんぱく質	0.3g
脂質	1.1g
炭水化物	3.5g
食塩相当量	0.04g

食品単位は、100g、100ml、1食分、1包装、その他の1単位のいずれかを表示します。

消費者庁「食品の栄養成分表示制度の概要」

## ■新商品開発

組合では、歴史や季節行事と結びつき、それぞれの地域に根差して発展してきた菓子の伝統を守る一方で、消費者の嗜好の変化を捉えて様々な素材を取り入れ、製造や加工方法を試行錯誤しています。

平成元年には、国産原料型菓子生産推進事業により新製品開発に取り組み、研究を重ねた結果、新開発銘菓「さつまのぼっけもん」を売り出した実績があります。

現在は、鹿児島県産黒糖を使用する商品開発プロジェクトを進めています。組合員が試作品を持ち寄り、アイデアを共有することで、新たな鹿児島の名産菓子誕生を後押ししています。プロジェクト発足のきっかけは、平成29年に広島で開催された「全国菓子大博覧会」で、広島県産レモンを使った菓子の普及を県全体で取り組んでいることを知り、鹿児島県内でも県産品を使用した菓子の必要性を感じたことです。



黒糖プロジェクトの様子



講習会の様子

# 組合インタビュー

全国菓子大博覧会は、お菓子の祭典として4年に1度、全国各地を回って開催されています。各地域のお菓子屋さんで構成される菓子工業組合が主体となる博覧会ですが、地方自治体もバックアップする大きなイベントです。

始まりは古く、明治44年の第1回帝国菓子飴大品評会にさかのぼります。戦争による一時中断はありましたが、全国のお菓子さんの熱意で復活し、名称を全国菓子大博覧会と変えて、1世紀以上にわたり、これまで27回の開催を重ねてきました。当日は、全国より集まった菓子の展示・即売が行われるとともに、総裁賞、内閣総理大臣賞、農林水産大臣賞等の授与も行われます。

昭和48年には、鹿児島市で第18回全国菓子大博覧会が開催され、県内菓子業界の総力と関係機関の協力のもと12日間に亘り実施されました。与次郎ヶ浜の特設会場には、100万人にも及ぶ入場者が集まり、鹿児島菓子業界の歴史に残る盛大なイベントとなりました（タイトル背景写真）。

## ■コロナ禍での動向

訪日外国人の増加によるインバウンド需要や、旅行・出張機会の増加などから、令和元年まで土産菓子市場は順調に拡大していました。

しかし、令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛や移動制限で、土産目的の流通菓子製品は大幅な減少を余儀なくされ、組合員は厳しい状況が続いています。

組合として何かできることはないかと模索する中、組合員の生の声を取り上げようとアンケート調査を実施しました。現場の切実な声を要望書にまとめて鹿児島県知事へ提出し、後に県内消費の活性化を図る「ぐりぶクーポン※」の割引対象として、菓子を含む特産品が追加されることとなりました。自家消費をはじめとした幅広い需要の獲得の一助となり、組合員からは好評を得ています。今後も業界団体として、行政や関係機関等に業界の現状を訴えていきたい考えです。

### ※ぐりぶクーポン

LINE 公式アカウント「鹿児島県庁」から隔週、お得なクーポンを配信しています。2,000円（税込）以上のご利用で一人500円または700円の割引となります。まずは、下記QRコードを読み取り「鹿児島県庁」を友達登録することが必要です。使用方法、特産品対象リスト等の情報はLINE から確認することができます。



LINE で友達登録

鹿児島県「ぐりぶクーポン事務局ホームページ」



## ■今後の展望

### 【地域団体商標登録】

現在、「鹿児島名産かるかん」の名称で地域団体商標登録取得に取り組んでいます。

登録により、地域ブランドとして事業者の信用維持及び競争力の強化を図りたい考えです。毎年11月に開催する、かるかん奉納祭等のイベント時に周知を行う等、組合員一丸となって「鹿児島名産かるかん」の名称浸透を図っています。



かるかん奉納祭の様子

### 【事業承継の課題解決】

今後の構想として、事業承継マッチングの窓口機能を組合で担えないかと考えています。

後継者不足などで、惜しまれながらも廃業せざるを得ない「まちのお菓子屋さん」は少なくありません。その際、事業者から「屋号は残らずとも馴染みの味だけでもご愛顧いただいたお客様に残したい」といった思いを組合に相談されたことがあります。

そのような実体験から、後継者不足等で困っているお店から早い段階で情報を拾い上げ、協力者を得られるような取り組みを組合で実施できないかと考えています。傘下に160名もの組合員がおり、「譲り渡す方」と「譲り受ける方」の希望を最大限かなえるマッチングの実現可能性を感じています。受け継がれたレシピが後世に残っていくことは、県内菓子業界の財産になると考えています。

組合名	鹿児島県菓子工業組合		
代表者	代表理事 岩田英明（合名会社明石屋菓子店 代表社員）		
設立年月日	昭和37年11月	組合員数	160名
主な事業	鹿児島市照国町14-13		
組合員数	原材料の共同購買、教育情報提供		
電話	099-222-2578		
ホームページ	<a href="https://kagosimakasi.web.fc2.com/">https://kagosimakasi.web.fc2.com/</a>		

取  
材  
後  
記

東京での研修に参加した際、あいさつ代わりにかるかんを持参しました。全国から集まった研修生達から「これが、あのかるかん!」「美味しい!」の声があがり、誇らしく思いました。地元のお菓子、大切に味わっていききたいですね。

元気を出そう!

がんばれ  
中小企業



# 娘に自信をもって使わせたい! こだわりの化粧品作り

 **BOTANICAL  
FACTORY**



株式会社ボタニカルファクトリー  
代表取締役 黒木靖之 氏

株式会社ボタニカルファクトリーは、本島最南端・大隅半島の肝属郡南大隅町にあり、天然由来成分100%でアルコール、ケミカルフリーの化粧品にこだわった一貫生産を行っており、一部の設備導入にはものづくり補助金を活用しています。

令和3年には、その取り組みが評価され、経済産業省中小企業庁主催の「はばたく中小企業・小規模事業者300社」に選定されました。

今回は、代表取締役の黒木靖之様にお話を伺いました。

## ■創業のきっかけ

化粧品業界に携わって25年になりますが、はじめは大阪で化粧品企画会社を経営し、その時々流行っている成分等をキャッチして企業向けの企画提案や商品開発を行うファブレス企業（工場などの製造設備を所有せず、生産工程を外部に委託する企業）の形をとっていました。経営を続ける中で、常に流行りを追いかけて続けることの限界を感じ、一つの軸を持ちたいとの思いからヨーロッパの展示会を回っていると、ある男性化粧品ブランドに出会いました。そのブランドの工場を視察すると、原料となるラベンダーやカモミール畑の隣に、抽出工場や化粧品加工場があり、またその隣には皮膚科のクリニックが併設されていました。原料の調達から、抽出・加工、パッチテスト等を行う一貫生産の流れを目にした時、日本でやるとしたら自分の故郷である鹿児島の大隅半島で、豊かな自然の中で行いたいと考え、構想を練り始めました。



時を同じくして、娘が、重度のアトピー性皮膚炎を発症しました。解決策を模索しましたが、それまでの化粧品の知識では歯が立たず、自社製品のコンセプトを考える大きなきっかけとなりました。

まずは日々の生活で欠かせない洗う工程で使う「石鹸」に着目して、製品づくりに取り組み始めました。水と油を主原料とする石鹸ですが、商品化に向けては香りも重要な要素です。花やハーブを水蒸気蒸留して水の上にたまる精油（アロマオイル）を配合しており、その時に使うハーブは南大隅町の豊かな自然で育つ月桃等を使用しました。

製造工程で残る蒸留水にもハーブのいい香りがついており、スキンケア製品にも使用できないかと試行錯誤し、化粧水などに展開していきました。

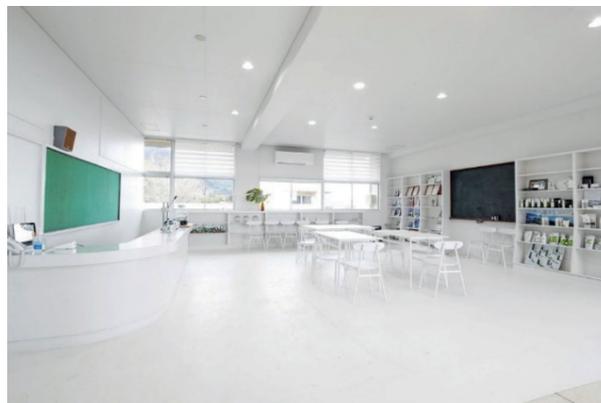
後に、ものづくり補助金（平成27年度補正）を活用して、「特注常圧蒸留器」を導入し、より短い時間で植物の有効成分を効率的に抽出するとともに、製造時に生じるわずかな金属臭を取り除くことに成功しています。



農薬不使用の月桃を贅沢に使用した石鹸  
「ボタニカノン ソープ エキゾチック」

## ■小学校跡地に化粧品工場

当社は、登尾小学校跡地をリノベーションして、化粧品工場としています。効率だけを考えれば、かつての学び舎は電力が弱い、排水機能が充分ではない、熱源ボイラーを通すのに不便等、決して工場に適しているとは言えませんでしたが、しかし、わざわざ小学校跡地を利用しようと思ったのは、化粧品ならではの消費者心理に寄り添う意図があったことでした。



リノベーションされたかつての教室

女性が化粧品を選ぶ時の要素として、ブランド名・安心感・香り・成分等がありますが、最終的には自分が納得して気持ちよく使えるものが選ばれるのだと考えています。同じような成分や値段の化粧品があるとしたら、毎日お肌につけるもののため、都会の喧騒で大量生産で作られたものより、田舎の澄んだ清らかな所で作られているものの方が、満足度は高いのではないのでしょうか。

化粧品は、あくまで使用する女性の美学に基づいて、自分だけのために選ばれることがほとんどです。食品であれば、おいしかったら売れる、お土産として持参され口コミで広がっていくといったこともあるかもしれませんが、しかし、化粧品はどれだけ心を込めて、いい素材を使って作ったものであっても、誰かへの贈物にはなりにくいものです。

無名のブランドが消費者自身に選んでもらうためには、目に留まるきっかけづくりが重要になると考えています。

# 元気を出そう！がんばれ中小企業

自然由来の化粧品であることが伝わる商品パッケージはもちろんですが、住所表記にあえて登尾小学校跡と入れることで、小学校の「温かい、無垢」といったイメージと、当社の「肌に優しく、地産品にこだわった環境にも優しい化粧品」というコンセプトが相まって、お客様に物語を提供できると考えています。



化粧品工場に改装した登尾小学校跡地

## ■地元農家との連携

今でこそ契約栽培や農業規格外品の大量買い取り等を行っていますが、始まりは同級生や親戚の農家に声をかけるところからでした。コンセプトを伝えて、裏作や耕作放棄地の活用を提案すると快く引き受けてもらうことができました。

協力を求める時にポイントとしたのは、今やっている農業を邪魔しないことです。なるべく育てる労力が少なく、確実に収穫できるものとして思いついたのが、多年草の「月桃」です。そもそも南大隅町に自生しているものがあるくらいなので、田んぼや畑のまわりのちょっとした日陰のところでも十分に育ちます。大隅には、意外と大きく平たい土地が少なく、小さな畑が点在しています。そういった事情にも馴染み、手がかからずに育てられ、女性や高齢者でも収穫の負担が少ないハーブは協力を得やすかったのだと思います。近隣の農家との連携により、当社としてはコンセプトに合った原料を手に入れることができ、農家にとっては収益につながるという win-win の関係が構築できています。

その後、事業規模が拡大していく過程で、近隣農家の助けとなる活動ができないかと考え、規格外の農作物を買い取り、商品化に至っています。



**月桃**

月桃(ゲットウ)はショウガ科の多年草植物で、鹿児島県南大隅町で農業を営む1年を通じて契約栽培されています。収穫されたその日のうちに水蒸気蒸留され、スキンケアのベースとしてはもちろん、シャンプー、リンス、ボディソープの仕込水にも贅沢に使用されています。

- 月桃はショウガ科の多年草で、**年間を通じてフレッシュな生葉が採取されます。**
- 南大隅町が北限・シマゲットウ(亜熱帯植物)
- 契約栽培(無農薬)  
・別作物の「防風林」として活躍
- 化粧品原料  
・生葉→水蒸気蒸留水  
・生葉→エキス抽出(BG)



《毎年7月に花を咲かせます》



## ■結果としてSDGsに繋がった

令和4年2月、サステナブルコスメアワード2021の授賞式が行われ、当社の「ボタニカノン パッションフルーツローション」が地元の農業規格外品のアップサイクルの取り組みを評価され、シルバー賞を受賞しました。

最近では、SDGsという言葉聞く機会が増えましたが、ヨーロッパ型のナチュラルコスメでは、何百年も前から自然環境への影響を抑えたものづくりや捨てるものを再活用するといった活動が続けられてきました。ナチュラルコスメにとって当たり前のことを、たまたま鹿児島で実践してきた結果が、SDGsに当てはまったのだと思っています。企業経営において、あらゆる局面で選択や変化を求められますが、ものづくりの本質を極めるという思いで取り組むことが、会社の未来につながっていくのではないのでしょうか。



シルバー賞を受賞した  
「ボタニカノン パッションフルーツローション」

## ●We are here!



### 株式会社ボタニカルファクトリー

代 表 者： 代表取締役 黒木靖之  
設 立 年 月 日： 平成28年3月  
【本社・中学校工場】  
鹿児島県肝属郡南大隅町根占辺田3222  
(旧登尾中学校)  
所 在 地： 【製販元・小学校工場】  
〒893-2505鹿児島県肝属郡南大隅町根占  
辺田3310 (登尾小学校跡)  
電 話： 0994-24-3008  
F A X： 0994-24-3008  
E - m a i l： info@botanical.co.jp  
U R L： https://botanical.co.jp/  
業 種： 化粧品製造業、化粧品製造販売業

取 材  
後 記

自然由来にこだわりものづくりの本質を極めること、近隣農家の窮状を解決する連携に繋がっていること、体に良い化粧品を提供することはまさに「三方よし」の経営であると感じました。

経営理念に共感した著名人の方からも引き合いがあり、新企画が進行中とのことで、今後目も離せません。



指導員が行く!

## 組合イベント探訪記

# 安心・安全な青果を消費者へ 「中央卸売市場 青果市場見学」



令和4年5月 中郡小学校3年生 市場見学の様子



福井利信理事長、梶井健一郎副理事長

## 鹿児島市中央卸売市場 青果食品協同組合

本号より「指導員が行く! 組合イベント探訪記」と題して、中央会指導員が一般のお客様と同じように組合イベントに参加したリアルな体験談をご紹介します。他組合の活動を知るきっかけとなり、今後の周知活動を検討する一助となりましたら幸いです。

探訪記第1回目は、通常、一般消費者が入ることのできない青果市場（鹿児島市）をご案内いただきました。当日は、全国各地から集まった野菜や果物を目の前にしながら、消費者のところへ届くまでの取引の仕組みと流通について丁寧に解説いただきました。

青果市場は、流通における様々な役割を担う組合や業者で構成され、多くの方が働いています。今回は、市場内にある組合のひとつである、鹿児島市中央卸売市場青果食品協同組合の役員お二人にもイベント開催への思いをうかがいました。

私が伺いました



組織振興課 下田



## ■ イベント内容紹介

青果市場管理事務所（鹿児島市産業局）の片平博さんに広い市場内を1時間以上かけてご案内いただきました。お忙しい中、丁寧に対応いただきありがとうございました。



### ① 仲卸売場

仲卸業者の方が買い受けた青果を袋詰めする様子や売買参加者・買付人の方が青果を見定めながら言葉を交わす様子は活気がありました。



仲卸売場を見学する様子

### ② 卸売場

私が見学に行った時間は、セリが終わって買付られた青果の段ボールが業者ごとに綺麗に並べられていました。品質管理のため使用している冷蔵施設の中にも入らせてもらい、いちご・パイナップル等の旬のフルーツの甘い香りが漂っていました。

### ③ 屋根付荷捌場

すぐ隣の駐車場に乗り入れたトラックに搬入する前に、段ボール等に入った青果を、販売するロット等に仕分けて積み込みます。リニューアルを機に屋根がついたことで、梅雨時でも仕分作業がしやすくなったそうです。

### ④ 買荷積込場

フォークリフトからコンテナへ効率よく荷物が運び込まれる様子は爽快な眺めでした。一緒に行った男性指導員が、家にもフォークリフトが欲しいと羨ましそうに見つけていましたが、資格がないと運転はできないそうです。



フォークリフトで積み込む様子



バナナ加工場を見学する小学生

### ⑤ バナナ加工場

産地から届いた緑色のバナナを、エチレングスを使って早期熟成する加工場がありました。スーパーで見る黄色のバナナしか知らないお子さんは、バナナが元は緑色ということを知らなかった！と見学時に驚くことも多いそうです。

## ■ イベント開催にかける思い

青果市場は卸売のための業務施設であり、日頃は関係者しか入れないため、消費者の方にはあまり知られていない面が多いです。そこで、卸売市場の役割や機能の普及啓発を図り、消費者の食生活に密接な関連を持っていることを知ってもらうことで、皆さんに親しまれる市場を目指して、イベントを実施しています。また、「食育」の役割も担う必要があると考え、小学生の社会科見学や地域団体の参加も受け入れています。広い市場に所狭しと並ぶ多種多様な品目の豊富な品揃えや活気に満ちた雰囲気の中で行われる「せり」を見て適正な価格が決定する過程を肌で感じていただきたいと思います。

青果市場には、「青果市場活性化推進委員会」という市場内の卸売業者、仲卸業者、売買参加者等が加入している組合等の代表者で組織されている委員会があり、当市場見学を含む各種イベント等の企画や市場の運営について日々検討を重ねています。

### 市場で働く人たち

#### 卸売業者

生者等から委託された生鮮食料品等をせり売・相対取引の販売方法によって、仲卸業者・売買参加者に販売します。

#### 仲卸業者

卸売業者から買い受けた品物を市場内の仲卸店舗で売買参加者や買い出し人に相対売り、又は他市場等へ転送販売します。

#### 売買参加者

小売業者又は加工業者等の大口需要者のうち、せりに参加することができる者で、市場外の店舗で主として一般消費者へ販売します。

#### 関連事業者

市場機能の補完的役割をする業者や市場を利用する人たちが利用する食堂、銀行・郵便局等で働く人たちのことです。

## ■ 組合の紹介

### 【組合の役割】

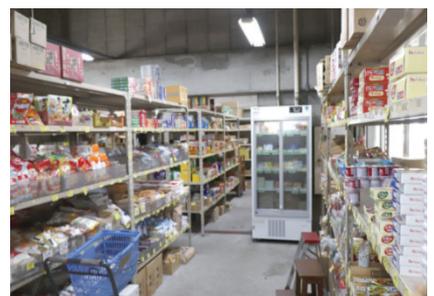
鹿児島市中央卸売市場青果食品協同組合は、鹿児島市中央卸売市場で仕入れを行う、町の八百屋さん、果物屋さんで作られている組合です。組合員が仕入れた商品代金を組合で取りまとめ、仕入先に支払う「代払い業務」を行い、迅速かつ安定した取引を推進することで、卸売市場の信頼性を担保しています。

また、組合の運営する「食料品部」は、関連食品売場棟にあり、学校や病院などに納入を行う組合員の利便性を考慮し、青果物以外の納入食料品を市場内で一括して調達できるよう、様々な食料品を市場価格より安価に取り揃えています。

### 【消費者との接点】

組合の梶井副理事長は、「市場の多くの人の手を経て、最終的に消費者に青果をお届けするのは、私たち果物屋・八百屋の仕事。だからこそ、青果のプロとして新鮮で安心・安全な物を届ける責任を感じている」と話されました。

お店では、市場で仕入れた果物が綺麗に並べられ、選ばれる時を今か今かと待っているようにも見えました。



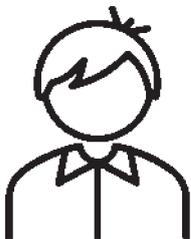
食料品部の様子



梶井副理事長のお店を訪問



## 参加者の声



市場見学をした中郡小学校3年生の感想

- ・バナナが最初はみどり色だと初めて知った。
- ・J Rを使って野菜を運ぶと知ってびっくりした。
- ・せりが気になった。値段をつけるからオークションみたい。
- ・鹿児島特産の野菜をもっと知りたい。

## イベント基本情報

鹿児島市中央卸売市場 青果市場見学			
対象者	希望する方はどなたでも ※1名からでもお申込みいただけます		
場 所	鹿児島市中央卸売市場 青果市場「鹿児島市東開町11-1」		
時 間	原則8:30~16:00の1時間程度 (必要に応じてご相談ください。)		
申込方法	青果市場管理事務所まで事前連絡 電話またはメールにて、下記必要事項を添えてお申し込みください。 1. 団体名 2. 代表者名 3. 連絡先 4. 見学希望日時 5. 見学人数		
電話番号	099-267-1311	E-mail	seika@city.kagoshima.lg.jp
管理事務所 コメント	<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px;">  <p>個別にお申込みいただく市場見学以外にも、<b>6月25日に「旬を満喫！青果市場フレッシュツアー」</b>、7月30日に「青果市場・グリーンファーム探検隊」を開催予定です。せり及び市場内施設の見学など、日頃解放されていない市場内をご案内しますので、是非興味のある方はご参加ください。詳細は、下記 URL よりご確認ください。</p> <p><a href="https://www.city.kagoshima.lg.jp/sangyo/shijo/seika.html">https://www.city.kagoshima.lg.jp/sangyo/shijo/seika.html</a></p>  </div> <p>※新型コロナウイルス感染症対策のため、感染状況によりお断りする場合や人数を制限することがあります。また、申し込み状況次第では、ご希望に添えないこともございますので、お早めにお申し込みください。</p>		

取材  
後記

今回の取材をきっかけに、「パッションフルーツ」を初めて食べてみました！店頭で「これが食べ時だよ」と選んでもらい、家に持ち帰っていざ食べてみると、種を噛みしめた時のプチプチとした食感、口に広がる甘酸っぱさに夏を感じました。たくさんの人の手を通して私たちのところに届いていることを知ったからこそ、美味しさもひとしおでした。

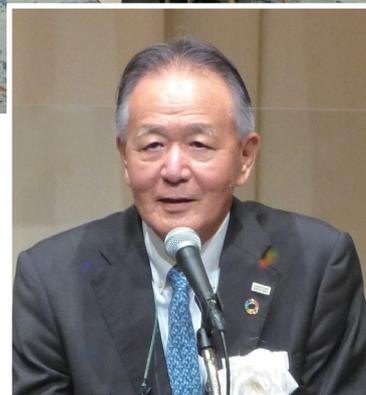


## 第67回 中央会通常総会開催



6月6日（月）、鹿児島市の「城山ホテル鹿児島」において、本会の第67回通常総会を開催しました。

今回の通常総会は、With コロナを推進する観点から、3年ぶりに従来の形で開催し、約200名（来賓約50名、表彰約50名、会員約100名）の出席のもと開催されました。なお、座席の間隔を取り、マイクの消毒や演台前にアクリル板を設置する等の感染症対策を十分に施したうえで、行いました。



挨拶を述べる小正会長

開会にあたり、小正芳史会長は、「昨年度も、新型コロナウイルスの影響で閉塞感が漂う場面はありましたが、緩和の動きを見せています。これからは新規感染者数に一喜一憂するのではなく、『コロナとの共存』へと舵を切り、経済活動を積極的に推進すべきであると考えております。一方、ロシアによるウクライナ軍事侵攻は、わが国の国民生活や経済活動にも多大な影響を及ぼしています。また、人材不足や事業承継問題、働き方改革への対応等、中小企業が解決すべき課題は山積しています。そのような中、中央会では、各種補助金・助成金の申請支援に積極的に取り組み、中小企業の事業継続を支援いたしました。また、組織化支援にも積極的に取り組んだ結果、人材不足解消や地域活性化の一助となる『特定地域づくり事業協同組合』を含む、6つの組合が設立されました。令和4年度も、『組合と共に明日を拓く中央会』の理念のもと、中小企業の抱える課題解決のため、時代の要請や環境の変化を的確に捉えた支援への取り組みを強化し、県内中小企業の振興・発展に努めて参ります。」と挨拶しました。

続いて、塩田康一鹿児島県知事（永野義人 商工労働水産部次長代読）、田之上耕三鹿児島県議会議員、下鶴隆央鹿児島市長（松山芳英 副市長代理）から来賓祝辞が寄せられた後、表彰式が行われました。

その後、岩重昌勝副会長を議長に議案審議が行われ、令和3年度事業報告及び決算報告、令和4年度事業計画並びに収支予算案等が審議され、原案通り承認可決されました。

また、任期満了に伴う役員改選が行われ、会長に小正芳史氏（鹿児島総合卸商業団地協同組合理事長）が再任され、併せて理事42名、監事4名が選出されました。なお、総会終了後に開催された理事会では、副会長3名、常任理事4名、専務理事1名が選出されました。



## <新役員一覧>

(50音順、敬称略)

役職	氏名	組合・団体名	役職	氏名	組合・団体名
会長	小正 芳史	鹿児島総合卸商業団地(協)	理事	下津 春美	(協)鹿児島ウッドィホームビルダー協会
副会長	秋元耕一郎	(一社)鹿児島県エルピーガス協会		田中 博	事業(協)薩摩川内市企業連携協議会 (新)
	岩重 昌勝	鹿児島県印刷(工)		堂園 春樹	鹿児島県中小企業団体中央会青年部会
	有馬 純隆	鹿児島県素材生産業(協連)		鳥部 敏雄	(公社)鹿児島県トラック協会
常任理事	有村 興一	鹿児島県蒲鉾(協)		永倉 悦雄	鹿児島相互信用金庫
	河井 達志	鹿児島県商店街(振連)		中園 雅治	鹿児島県漬物商工業(協)
	西川 明寛	西川グループ事業(協)		中原 浩一	鹿児島県澱粉(協連)
	瀧田雄一郎	西薩事業(協)		中村 明人	鹿児島県建築業(協)
専務理事	永田 福一	鹿児島県中小企業団体中央会		中森 清治	ユニバーサルリンク事業(協) (新)
理事	有村 住美	鹿児島共同配車センター事業(協)		新園 康男	鹿児島県中古自動車販売(商工)
	安楽 勉	鹿児島電気工事業(協)		濱崎 博文	鹿児島県板金塗装工業(協) (新)
	市坪 孝志	鹿児島県橋梁構造物塗装(協) (新)		平岡 正信	天文館商店街(振連)
	岩田 英明	鹿児島県菓子(工) (新)		福山 康洋	鹿児島市管工事(協)
	梶井銀二郎	カコイ事業(協)		藤安 秀一	鹿児島県味噌醤油工業(協)
	川口 利昭	鹿児島県建築設計監理事業(協)		本坊 修	宝星殖産(協)
	河野 直正	大海酒造(株)		松崎 秀雄	鹿児島県コンクリート製品(協)
	後藤 孝行	鹿児島信用金庫		松山 澄寛	(株)鹿児島銀行
	小牧 隆	鹿児島市建設業(協)		満田 學	鹿児島興業信用組合
	斎藤 真一	(株)南日本銀行		森 清美	鹿児島県中小企業団体中央会女性部会
	笹田 隆司	鹿児島県石油(商)		山崎 洋	鹿児島県防水工事業(協)
	澤田 了三	鹿児島県茶商業(協)	米盛 直樹	鹿児島県生コンクリート(工)	
	柴田 宗宏	鹿児島県自動車車体整備(協) (新)			
監事	尾堂 友紀	鹿児島県土木コンクリートブロック(工)	監事	徳永 博光	(協業)薩南浄水管理センター
	久木留 寛	総合物流(協) (新)		吉村 光弘	鹿児島県醤油醸造(協) (新)

顧問	岩田 泰一	鹿児島県中小企業団体中央会 元会長
----	-------	-------------------

## 栄えある受賞を心よりお慶び申し上げます

### ■鹿児島県知事表彰

長年にわたる中小企業組合発展への尽力と県内中小企業の振興に寄与した功績に対し、鹿児島県知事より2名の方々が表彰されました。

(順不同・敬称略)

組合名	理事長名
鹿児島県中古自動車販売(商工)	新園 康男
鹿児島県書店(商)	楠田 哲久



(写真左) 新園理事長、(同右) 楠田理事長

## 中央会会長表彰

中小企業組合の発展と組合運営及び中小企業の振興に寄与した功績に対し、優良組合4組合、組合功労者18名、優良組合青年部1組合、組合優秀事務局専従者3名、永年勤続従業員81名の方々を表彰しました。

### ●優良組合（4組合）

(順不同・敬称略)

組合名	理事長名
川内酒造(協)	山元 隆功
北大島南西生コンクリート(協)	岡山 和彦

組合名	理事長名
薩摩川内一般廃棄物収集運搬(協)	大田 良昭
霧島市管工事業(協)	有村 弘

### ●組合功労者（18名）

(順不同・敬称略)

氏名	組合名	役職
滝山 健一	鹿児島県川辺仏壇(協)	理事長
藤安 秀一	鹿児島県味噌醤油工業(協)	理事長
加世田丸則	曾於建設業(協)	理事
竹内 博行	大隅電気工事業(協)	理事長
的場 信也	枕崎経節商工業(協)	理事長
坂口 太	鹿児島県板金塗装工業(協)	副理事長
新福 輝男	鹿児島県板金塗装工業(協)	監事
玉利 佳久	鹿児島総合卸商業団地(協)	副理事長
寶來 豊晴	鹿児島総合卸商業団地(協)	理事

氏名	組合名	役職
梶川 幸夫	鹿児島県木材商業(協)	理事長
下津 史朗	(協)鹿児島ウッディホームビルダー協会	副理事長
森田 康之	かもだ通り商店街(協)	理事長
上村 眞一	(協)鹿児島県高圧ガス保安検査・指導センター	理事長
朝隈 一誠	(協)鹿児島県環境管理協会	理事
徳永 保則	(協)鹿児島県環境管理協会	理事
神山 幸造	鹿児島国際交流(協)	理事
大江 孝之	鹿児島県畳(工)	理事長
佐野健司郎	鹿児島県板金(工)	理事

### ●優良組合青年部（1組合）

(敬称略)

組合名	部会長名
鹿児島県防水工事業(協) 青壮年部	村山 成晃

### ●組合優秀事務局専従者（3名）

(順不同・敬称略)

氏名	組合名	役職
小野原祥太	鹿児島県茶商業(協)	事務局職員
森 美香子	奄美大島生コンクリート(協)	経理事務

氏名	組合名	役職
今塩屋 泰	鹿児島県コンクリート製品(協)	始良・伊佐営業所長

### ●永年勤続従業員（81名）



総代 中村 誠 氏  
南日本ホールディングス(株)  
(協)鹿児島ウッディホームビルダー協会)



ステージ前に整列する表彰者の皆様

# デザイン導入効果を経営に生かすための マーケティング発想のデザイン

株式会社 STUDIO K 代表取締役/  
マーケティング・プランナー

中島 秋津子



## 「良いデザイン」という言葉のワナ～デザイン検討の最低条件

### ■ デザイン経営宣言

2018年、ブランド力とイノベーション力の向上を通じて、企業の産業競争力の向上につなげる「デザイン経営宣言」を経済産業省・特許庁が発表しました。

デザインを重視する企業の株価は10年間で2.1倍成長(S&P500全体と比較)などの投資効果も紹介されています。と書くとデザイン導入はいいことばかりに見えますが、一方で「デザインしても効果が無かった」という声があるのも事実。

そこで中小企業が効果的なデザイン導入や活用を図るポイントについて4回連載でご紹介していきます。

### ■ デザイン導入してもなぜ効果が出ないのか？

以前行った県内企業等対象の調査では、デザインが必要な場面は増えており、重要性もわかるものの

- ✓使い方を学ぶ機会や経験が少ない
- ✓デザインを使う場合の戦略性に乏しい
- ✓社内の意識が不統一

などの声が企業側の課題として多く上がっていました。

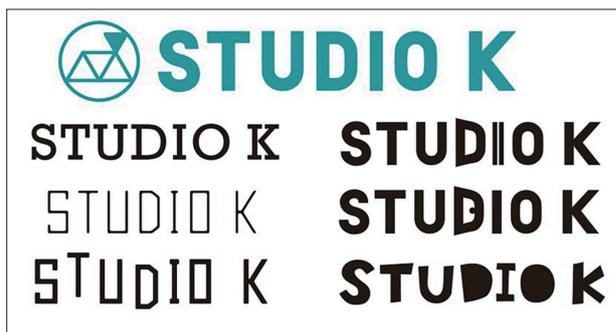
また「思う結果に至らなかった」というご相談からは、失敗しやすいタイミングがあることもわかっており、その一つが「デザイン決定のタイミング」、複数のデザイン案を検討する時です。

### ■ 「良いデザインだね！」にひそむワナ

このデザイン検討時によく使われる「良い/悪いデザイン」という言葉が少々曲者。使う人や場面により下図のような多様な意味を含むため、関係者の認識がずれやすく、デザイン効果を損なう一因になっています。

良い	好き	上手	安心	おもしろい	適
悪い	嫌い	下手	不安	おもしろくない	不適

### ■ デザイン案検討の事例



弊社の会社ロゴ案の事例をご紹介します。上図のようなデザイン案を示し、社員関係者に「どれがいいと思う？」と尋ねると意見はバラバラ。各々が使う「良いデザイン」の意味はびっくりするほど異なっていました。

そこで「伝える力」を会社と地域のエンジンに。」という目指す姿を共有すると「確からしさ>面白さ」などの視点が浮かび、青いロゴに決定した経緯があります。

### ■ 「適している」は最低条件

デザイン案検討では「期待した役割を果たしているかどうか=適している」ことが最低条件。その上で「好き」や「おもしろい」などの要件が含まれていると、関係者の気持ちも沸き立ち、一丸となって取り組む熱や波も生まれてきます。「見える」ことは推進力になります。

逆に「とっても好きー！」と思うデザインでも、そのデザイン開発の狙いや条件を踏まえていないデザインだと、「好きだけど売れない」「カッコいいけど覚えてもらえない」などの事態に陥ってしまいます。

### ■ 経営視点で戦略的な検討を

経営層・役職者の方が最終決定されることも多いデザインですが、まずは第一印象、続いて「何を果たすためのデザインか？」という「適/不適」の観点で、最後にプラス要件の検討というプロセスをお勧めします。

(次回掲載は8月号)

読者のデザインに関するお困りごとを受け付けます。下記メールアドレスに、【Q & A】と件名をつけて質問をお送りください。  
magazine@satsuma.or.jp ※誌面の都合によりお答えできない場合がございます。あらかじめご了承ください。

## テーマ

### 第85回 「同一法人から複数の役員を選出すること」について

総会で役員選挙を行ったところ、同一法人から複数名が選出されました。

このとき、

Q1 組合員たる同一法人の役員から複数の理事を選任できますか？

Q2 組合員たる同一法人の役員から理事と監事を選任できますか？



### はい！お答えします！

A1 理事は、組合員たる同一法人の役員から複数の理事を選任できます。

A2 組合員たる同一法人の役員から理事と監事を選任できます。役員は就任は自然人（個人）として就任するので、同一法人から理事と監事が出ても兼職とはなりません。



ただし、監事は独立した立場で定款の規定に基づく職務を行うことに気をつけるぶ～

## 中小企業組合士試験問題にチャレンジ！

次の文章は、中小企業基本法にからの抜粋である。

文中の **A** ～ **J** に語群①～⑳の中から正しいものを選び、その番号を解答欄に記入しなさい。



(中小企業者の努力等)

第七条 中小企業者は、経済的 **A** 環境の変化に即応してその事業の **B** を図るため、自主的にその経営及び **C** の向上を図るよう努めなければならない。

2 中小企業者の事業の **D** のための組織その他の中小企業に関する団体は、その事業活動を行うに当たっては、中小企業者とともに、**E** の実現に主体的に取り組むよう務めるものとする。

3 中小企業者以外のものであつて、その事業に関し中小企業と関係があるものは、国及び地方公共団体が行う中小企業に関する **F** の実施について協力するようしなければならない。

(産業の集積の活性化)

第十九条 国は、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において、同種の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の中小企業者が有機的に **G** しつつ行っている産業の集積の活性化を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(商業の集積の活性化)

第二十条 国は、相当数の中小小売商業者又は中小サービス業者が行う **H** その他の商業の集積の活性化を図るため、**I** その他の地域住民の利便の増進を図るための施設の整備、**J** の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 【語 群】

- |        |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①創 業   | ②政 策   | ③商 店 街 | ④連 携   | ⑤社 会 的 |
| ⑥理 想   | ⑦共同店舗  | ⑧成長発展  | ⑨共 同 化 | ⑩個 人   |
| ⑪連 動   | ⑫取引条件  | ⑬安 定   | ⑭基本理念  | ⑮施 策   |
| ⑯理 想 的 | ⑰文 化 的 | ⑱概 念   | ⑲顧 客   | ⑳支 援   |

令和3年度 中小企業組合検定試験 組合制度 第2問 抜粋

## 令和4年4月 情報連絡員報告

令和4年4月期における鹿児島県内45組合（傘下組合員数4,160社）の景況は次のとおり。

### 【前月比】

「売上高」が9ポイント、「収益状況」が7ポイント、「業界の景況」が6ポイント改善した。

①新年度を迎え、進学や就職等により人の往来が増加したこと、②ウィズコロナにおける生活様式の定着、③感染対策の緩和、④県の観光需要回復事業の再開等によって、消費活動が活発化したようである。しかし、感染者数の増加に加え、ウクライナ情勢や原材料等の高騰、円安の続伸など懸念材料は多く、今後の情勢変化に注視する必要がある。

### 【DI 値 前月比】

	前月	今月	比較結果
	令和4年3月	令和4年4月	
業界の景況	-16	-10	↗
売上高	-16	-7	↗
在庫数量	-10	-9	→
販売価格	9	11	→
取引条件	-11	-10	→
収益状況	-19	-12	↗
資金繰り	-12	-10	→
設備操業度	-4	-2	→
雇用人員	-13	-9	→

※比較結果(数値の範囲) ↑ = +10以上 ↗ = +5 ~ +9 → = 0 ~ +4 ↘ = -9 ~ -1 ↓ = -10以下

DI 値とは、前月又は前年同月に比べ「好転・増加」したとする回答数から「悪化・減少」したとする回答数を差し引いた値です。

### 【前年同月比】

「販売価格」が大幅(+11ポイント)に上昇した一方、「収益状況」は横這い(±0)、「売上高」は4ポイント悪化している。

円安や原油・原材料等の価格高騰等が収益を圧迫し、価格転嫁は避けられない状況にあるが、業種・個社によって対応の進捗状況は異なり、度重なる仕入先からの値上げ要請等で、価格改定時期を決めかねている事業者も多い。

### 【DI 値 前年同月比】

	前年	今月	比較結果
	令和3年4月	令和4年4月	
業界の景況	-13	-10	→
売上高	-3	-7	↘
在庫数量	-9	-9	→
販売価格	0	11	↑
取引条件	-5	-10	↘
収益状況	-12	-12	→
資金繰り	-8	-10	↘
設備操業度	-2	-2	→
雇用人員	-11	-9	→

## 製造業

### 食料品（味噌醤油製造業）

新年度に入って県内で多くの感染者数を記録する日が続き、人の動きが依然として慎重なことも影響して、低調な販売状況が続いている。コロナウイルスや原油、原料を始めとした輸入品の高騰、為替の円安傾向、ウクライナ情勢も相まって、**製品価格の改定が必至な状況**であるが、次から次へと値上げの要請があつとを絶たず、価格改定の時期を決めかねている組合員も多い。すでに価格改定の時期を決めたところも再度見直すところが増えてきた。

### 食料品（漬物製造業）

連休前の取り込みもあって忙しい状態が続いた。人の動きも少し戻っている。コンビニの動きも上向しているときく。人手不足は相変わらずで、その分忙しく感じているのもある。**一部値上げはスタートしているが、大口はまだ未決定**である。

### 食料品（酒類製造業）

(令和4年4月分データ) (単位:千円・%)

区分	R3.4	R4.4	前年同月比	
製成数量	7,018.7	7,180.1	102.3%	
移出数量	県内課税	3,659.1	3,272.5	89.4%
	県外課税	5,417.3	5,436.9	100.4%
	県外未納税	1,544.2	1,619.9	104.9%
在庫数量	203,190.9	190,936.1	94.0%	

### 食料品（蒲鉾製造業）

進学・就職での移動に加えて、感染対策による規制も緩和され、人の往来が多くなった。売上は、**全体で同月比10%の伸び**である。特に、空港・駅などの売上が昨年と比べると良かった。また、昨年と比べるとデパート・小売・料理屋等の納品も伸びた。ただ、まだいくつかの仕入業者より値上げがきている。同業者でも5月から値上げする企業があるようである。値上げラッシュが早く落ち着いてくれることを願っている。

### 食料品（鯉節製造業）

4月に入り人の動きも良くなり、**鯉節消費も上向**してきた感じがある。一方、原料は前半から中頃まで不漁のため高くなった。製品値上げが厳しい状況であるが、後半より漁が出て、やや下げたため一安心である。なお、輸入鯉はインドネシア不漁と円安のために高値が続いている。また、外国人技能実習生の入国が遅れていることから人手不足が続いている。

### 食料品（菓子製造業）

移動制限がないこともあり、若干人出が増えている。新学期等のお祝いもあり、路面店（特に洋菓子店）は、それなりに売上が出ているようである。ただ、それぞれの規模などにより、**油代や原材料代の値上げ**を、販売価格に反映できるところと、できないところがあり、苦勞



しているようである。

#### 食料品（茶製造業）

共販実績で、今年度（2～4月）の累計売上高は前年比80.4%、4月単月では75.5%だった。

#### 大島紬織物製造業

糸価格の上昇により、資金繰りが悪化している。

#### 本場大島紬織物製造業

資金繰りは前年より好転しているが、今月の検査反数は前年の18%減と減少幅が大きく、厳しい年度始まりとなった。新年度は前年度の1割減（2,950反）で予算を組んでいる。原料糸等の値上りで景況悪化が懸念される。秋頃に催事を予定しているが、コロナが落ち着いて開催できることを期待している。

#### 木材・木製品

4月の景況は、製材製品需要の鈍化と原木素材生産活性が顕著で、価格は昨年度末価格帯を横這いで維持している。前年の木材価格高騰は、5月頃からの現象で今後の動きに関心を寄せているところである。

#### 木材・木製品

鹿児島県の2月分の新設住宅着工戸数は前年同月比83.9%で、昨年12月から3か月連続の減。住宅販価がウッドショック前より10%以上上昇し、顧客が住宅会社の選択や設計・仕様に迷い、契約までの期間が伸びているようである。住設機器の入荷遅れや職人不足による建設遅延が続き、工場の稼働も頭打ち傾向。国産杉丸太の相場については、昨年末にかけて値下がり傾向にあったが、小幅に値上りしてきており、前年同月比で40～45%の上昇となっている。国産杉製品価格についても前年同月比50%程度の上昇のまま高止まり状態が続いている。

#### 生コン製造業

4月の出荷量は93,559立米（前年比96.2%、うち官公需は33,246立米（同比76.2%）、民需は60,313立米（同比112.5%））で、官公需が減少、民需が増加した。増加した地域は6地域（増加率順に与論島236.9%、川薩149.7%、種子島136.2%）で、残り11地域が減少（減少率順に奄美大島51.9%、南隅62.2%、甌島63.5%）した。なお、鹿児島地域は対前年比で官公需62.9%、民需119.8%、合計96.3%となっている。

#### コンクリート製品製造業

4月度の出荷量は、5,465トン（前年度同月比148.0%）であった。出荷実績は、南薩地区のみ前年度同月比を下回り、他の地区は上回る結果となった。始良・伊佐地区においては、前年度同月比203%であった。4月度の受注については、3か月にわたり前年度同月比を上回っており、これからの受注増に期待したい。

#### 鉄鋼・金属（機械金属工業）

鋼材価格の高騰が再来している。燃料等の値上げも大変厳しくなっており、紛争の影響が少なからずあると感じる。見積りが減少しており、先行きに不安を感じる。

#### 畳製造業

4月度の移動が少なく、売上がなかった。

#### 印刷業

依然として様々な品種が値上げされているが、印刷業界においても例外ではなく、印刷材料、紙、インキ、更には機械洗浄のための洗い油も毎月のように値上げされている。顧客への価格転嫁も難しく、経営難の声が相次いでいる。未だ収まらないコロナ禍ももちろんの事、値上げ問題も深刻である。

## 非製造業

#### 総合卸売業

原材料価格上昇により、仕入価格が上昇しているとの組合員からの声は多い。また、価格転嫁の交渉を行っているが、なかなか進んでいない。前回に引き続き円安、原油価格や原材料価格の上昇に対する警戒感が強い。また、今後のロシア関連の影響を心配する声もある。ロシアのウクライナ侵攻による経済制裁後、肥料等の値上りがある。エネルギー価格高騰により、新電力会社から大幅な値上げがあり、九州電力送配電の最終保証制度に切替えざるを得ず、電気料金負担増となる中小企業が増える。

#### 水産物卸売業

昨年同月比で、数量99.3%、金額121.9%、単価123.0%であった。少しずつ戻りつつあるが、まだまだ厳しい状況である。

#### 燃料小売業（LPガス協会）

5月積み中東産の液化石油ガスは、プロパンが850ドル（前月比△90ドル）、石油化学原料のブタンは860ドル（前月比△100ドル）と下がった。ロシアのウクライナ侵攻により、原油市況が乱高下、LPガス市場は欧州で温暖な気候、石油化学、ガソリンブレンド需要が減退、天然ガス代替需要が下支えしたが、原油市況軟化で、プロパン、ブタン共に下落した。中東市場も不需要期を迎え、中国やベトナムなど、PDH需要が散

見されたが、カタールやサウジ等産ガス国のスポット販売も多く、需給タイト感が薄れた。

#### 中古自動車販売業

4月に入り、全体的に動きが鈍ってきている。依然として半導体不足や新型コロナウイルス感染拡大に伴う部分供給の遅滞による長納期化等により、新車の買い控えが出始めている。更に、タマ不足に陥り厳しさを増している。緊迫化する国際情勢や物価上昇による日常生活の支出増などが、消費マインドを押し下げ、今後、車の買い控えに繋がることが懸念される。

#### 青果小売業

前年対比120%、累計前年比120%。長く続くコロナウイルス感染症の影響で、青果業は2極化していると感じる。量販店は前年比を上回るものの、小売店・納入業者は苦境が続いている。ただ、徐々に人が流れ出し、GW期間は期待が持てそうである。野菜に関しては、にんじん、ほうれん草が安価である。佐賀県が主産地の玉葱は干ばつの影響で生育が遅れ、出荷数は平年を下回っており、価格が平年よりかなり高くなっている。

#### 農業機械小売業

売上の減少で少しずつ経営体力が落ちている。各社工夫をして粗利確保に動いている。売上の減少はしばらく続くと予想される。

## 石油販売業

ロシア軍事侵攻の長期化で、**原油価格の高騰、乱高下長期化の様相**を呈している。政府は、高騰抑制策として、昨年12月から「燃料価格激変緩和事業」を打ち出し、応分の補助が行われたが、ウィズコロナ禍での資源高と相俟って、消費マインドは上がらず、売上げ回復には至っていない。厳しさを増している状況にある。

## 鮮魚小売業

魚の入荷があっても**種類は少なく、価格が高い**。雨が続き、客足は遠のいている。まん延防止措置や時短要請がなくても感染が拡大しているため、入学や異動等の集まりはなく、夜の人出も少ないこと等から厳しい状況が続いている。

## 運動具小売業

新年度が始まり、**新入生などの必要な商品が動き出している**が、県内のコロナの感染状況が気になるところである。今のところは例年通りである。

## 商店街（始良市）

**家具店が閉店**した。通りに面する長さが長かったため、影響が大きい。通り会で新規出店者の勧誘方法を模索中である。役員で活動目的を明確にし、まちづくりを考えている。

## 商店街（鹿児島市）

センテラス天文館のオープンで、街にざわさわ感が戻りつつある。山形屋、マルヤガーデンズ、センテラス天文館といった大型店舗との連携による天文館地区の回遊性向上と天文館連絡協議会との連携で、**24時間商売ができる環境が整いつつある**。ハード事業による活性化と共に、個店強化の事業を継続実施する等、ハードとソフト面の両輪が必須である。雇用は底堅く、人を確保できずに時間給を上げる店舗が多い。働き方の多様化や働き手のダイバーシティー化など労働市場も変化している。価格転嫁の状況は大型チェーン店と個店とで差が出ている。

## 商店街（鹿児島市）

飲食店の**パート募集張り紙が目につく**。

## サービス業（旅館業 / 県内）

**昨年度より売上は増加**しているものの、例年と比べるとまだまだである。

## 測量設計業

九州地方整備局より、前年度比で人件費を1.5%以上、上昇させる企業を高く評価するという入札制度の変更があった。上昇させない企業は、業務受注が難しい制度に変更されるため、業界全体の賃金アップが期待されている。令和4年2月18日に設計業務委託等技術者単位が、全職種単純平均で対前年度比3.2%引き上げられ、当業界会員は、より利益を上げられやすい環境が整備されたといえる。アフターコロナに向け関東圏・関西圏の採用数が増え、地方で就職する人数が減ることが予想される。**人材獲得がより一層難しくなっている**と感じている。

## 旅行業

県の観光支援策「今こそ鹿児島」の影響で、**取扱いが増加**している。修学旅行は復活傾向にあるが、一般の団体旅行の復活は見えない状況である。

## 建築設計監理業

4月の公共団体等の入札状況は、**件数32件、契約金額**

**が約1億3千万円**であった。前年4月（30件、約8.6千万円）と比較すると、件数はほぼ変わらないが、金額は3千万円超が1件あったこともあり、増額となっている。また、3月の新設住宅着工戸数は784戸で、対前年同月比36.1%増と4か月ぶりに増加した。年度では3年ぶりに1万戸を上回る戸数となった。

## 自動車分解整備・車体整備業

新年度を迎えた4月の前半は割と忙しく感じたが、後半は思ったほど車検台数が伸びず、**前年同月より減少**した。連休明けは例年落ち着く傾向があるため、期待できない。

## 電気工事業

コロナの影響により、**工事材料等の納期遅れや価格上昇等**が続いている。今後の予想がつかない状況である。

## 造園工事業

4月の**売上は例年並み**に推移した。公共機関発注の新年度の維持管理業務の入札が始まった。業界を取り巻く環境は、毎年厳しくなりつつあり、限られた業務件数で競合が行われ、受注もままならない状況である。また、受注できても薄利の状態であり、売上が増えても利益は伴わないのが現状である。

## 管工事業

国土交通省は政府の緊急対策を受け、**急騰する原材料費**に対応するため、スライド条項を適切に設定・運用することを発表された。各発注自治体においては、市場価格を把握し、早期に積算に反映していただくようお願いしたい。

## 建設業（鹿児島市）

国においては、4月末にコロナ禍での「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を取りまとめ、建設業では、原材料費などの取引価格を反映した適正な請負代金の設定と工期の確保について、発注者や建設業団体へ通知することとした。**建設資材の高騰**を請負代金に適切に反映できるよう発注者側に要請していきたい。

## 建設業（南さつま市）

南薩地区の**公共工事（土木）は前年同月と比べ41.4%と大幅に減少**した。また、4月から生コンとコンクリート2次製品の一部が値上げとなり、利益が更に上がりづらくなってきている。

## 貨物自動車運送業

県下162運送事業者の燃料購買動向は、**前月と比較して93.25%、前年同月と比較して97.41%に減少**した。

## 運輸業（個人タクシー）

オミクロン株に変異して以降、県内の感染者が増えてきている。**人の動きは出てきているものの、改善するまでには至っていない**状況である。天文館地区の再開発や中央駅周辺の人出に期待している。ゴールデンウィーク期間中は駅や港等の実車率が上がっているようである。

## 運輸・倉庫業

物量は昨年より多かったが、車輛の確保が難しかった。長距離運行は、働き方改革や時間短縮への取り組みを行っているが、人手不足が深刻である。**燃料や人件費の高騰等、収益状況も悪化**しており、運賃の値上げを要請している。

## 令和4年5月 鹿児島県内企業倒産概況

(負債額1,000万円以上・法的整理のみ)  
(株)帝国データバンク 鹿児島支店

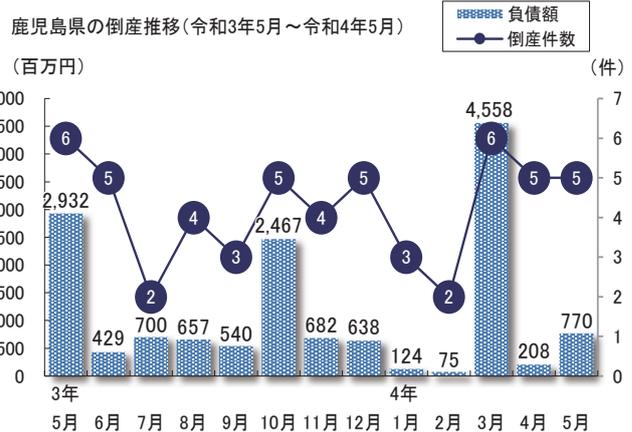
### 件数5件 負債総額7億7,000万円

〔件数〕前年同月比1件減 〔負債総額〕前年同月比73.7%減

#### ポイント

～件数、負債総額ともに前年同月を下回る～

- ◆鹿児島県の5月の倒産件数は5件で、前月比横ばい、前年同月比1件減となった。負債総額は前月比270.2%増、前年同月比73.7%減となり、前年同月比で大幅に減少したのは、(株)Cの特別清算(負債額19億9,000万円)の発生があった反動である。新型コロナウイルス関連倒産は前月に続き3件発生し、倒産集計上の累計件数は20件となった。
- ◆主因別は全て「販売不振」、態様別も全て「破産」だった。
- ◆業種別、規模別、業歴別、地域別の偏りはなかった。



#### 【今後の見通し】

鹿児島県の5月の倒産件数、負債総額とも前年同月より減少した。しかし、新型コロナウイルス関連倒産は、単月での発生件数が最多だった前月の3件に引き続き今月も3件発生し、倒産集計上の累計件数は20件となった。新型コロナウイルス関連倒産が増加傾向にあり、今年に入り7件発生し、そのうち6件が4月、5月の発生となった。

帝国データバンクが毎月行っている「TDB 景気動向調査」によると、鹿児島県の5月の景気DIは41.0で、前月より1.6ポイント改善し、3カ月連続の改善となった。4カ月ぶりに40台に回復し、観光業に活気が戻ってきたとの声がある一方、新型コロナウイルス感染拡大の影響が続いており、資材高、物価高などの消費への影響を懸念する声も多く、景況感是不安定な状況が続くそうである。

2022年5月31日に(株)九州経済研究所が発表した「県内景況」によると、「全体として回復に向け

た動きがみられるものの、海外情勢や急激な円安などの影響で下振れするリスクが残る」との見解を示した。生産活動では、電子部品関連は好調、3月の焼酎生産は前年を上回ったが、2月のかつお節生産、4月の生コン生産は前年を下回った。消費関連では、3月の百貨店・スーパー販売、専門量販店販売額は前年を上回ったが、4月の乗用車新車登録台数、軽自動車届出台数は前年を下回った。観光関連では、4月の主要ホテル・旅館宿泊客数は前年を上回った。

5月は倒産件数、負債総額ともに前年同月比減となったが、新型コロナウイルス関連倒産が前月に続き3件発生し、倒産発生ペースが上がっている。また、景気DIは改善が続いているが、新型コロナウイルス感染拡大の影響はまだ続いているほか、物価高や円安、海外情勢など営業環境が不安定となる要素が多く、しばらくは倒産発生状況を注視していく必要がある。

#### 令和4年5月 主な企業倒産状況(法的整理のみ)

企業名	業種	負債総額 (百万円)	資本金 (千円)	所在地	態様	備考
(有) H	ホテル経営	430	3,000	熊毛郡地区	破産	コロナウイルス関連倒産
(株) M	医薬品小売	180	3,000	大隅地区	破産	
(株) B	仏壇等小売	65	10,000	鹿児島市	破産	コロナウイルス関連倒産
(株) G	広告制作	85	100	鹿児島市	破産	コロナウイルス関連倒産
M(株)	健康食品・器具卸	10	10,000	鹿児島市	破産	

※主因別は全て「販売不振」

## 商工中金協力会

テーマ 年功序列・家族主義で売上倍増！  
中小企業の組織づくりと人材採用の実際

講師 万松青果株式会社  
代表取締役 中路和宏 氏

日時 令和4年7月6日(水)  
16:00~17:30

場所 鹿児島市「城山ホテル鹿児島」

参加費 無料(※ただし、懇親会参加費は1万円)

## 令和4年7月

6日(水) **中央会理事会**  
14:00 鹿児島市「城山ホテル鹿児島」

## 令和4年8月

8日(月) **販路開拓講習会**  
鹿児島市「鹿児島サンロイヤルホテル」

24日(水) **特定地域づくり事業協同組合制度  
概要等説明会**  
14:00 鹿児島市「鹿児島サンロイヤルホテル」

※新型コロナウイルスの感染状況等により、変更になる場合があります。

## 第74回 中小企業団体全国大会

日時 令和4年11月10日(木)

場所 長崎市「出島メッセ長崎」

※今年度は九州大会の開催はありません。

P.66 組合のスペシャリストを目指そう！  
～中小企業組合士試験問題にチャレンジ～

解答

A⑤ B⑧ C⑫ D⑨ E⑭

F⑮ G④ H③ I⑰ J⑦

表紙・本文中で登場する  
ぐりぶー&さくらとその子供達は  
鹿児島県のPRキャラクターです！  
©鹿児島県ぐりぶー・さくら#811



情報誌へのご意見・ご要望はこちらまで  
magazine@satsuma.or.jp

## 中小企業かごしま

(令和4年度 活性化情報第1号)

発行人：鹿児島県中小企業団体中央会  
会長 小正芳史

〒892-0821

鹿児島市名山町9番1号 県産業会館5階

TEL：099-222-9258

FAX：099-225-2904

HP：https://www.satsuma.or.jp/

印刷所：斯文堂株式会社

写真協力：鹿児島市産業局

中央卸売市場青果市場

## 今月の表紙

### 鹿児島市中央卸売市場青果市場 市場見学の様子

青果市場(鹿児島市)を社会科見学で訪れた中郡小学校3年生の様子です。説明に耳を傾け、メモを取る等しながら一生懸命に青果市場について勉強しています。

本誌57ページには、新企画「指導員が行く!組合イベント探訪記」として、青果市場を訪問しています。組合インタビューや中小企業インタビューでは、経営者の視点でコメントをいただいているのに対して、新企画では指導員が一人の消費者としてイベントに参加した体験談を交えて記事を書いています。

年間4回掲載(6、8、11、2月)を予定しておりますので、ぜひご一読ください。



「©鹿児島市産業局 中央卸売市場青果市場」